

第百九十二回国会 衆議院 環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録 第三号

平成二十八年十月十七日(月曜日)

午前八時五十八分開議

出席委員

委員長 塩谷 立君

理事 うへの賢一郎君 理事 江藤 拓君

理事 菅原 一秀君 理事 西村 康稔君

理事 森山 裕君 理事 今井 雅人君

理事 篠原 孝君 理事 上田 勇君

理事 あべ 俊子君 赤澤 亮正君

池田 道孝君 大西 宏幸君

加藤 寛治君 勝沼 栄明君

黄川田仁志君 北村 誠吾君

小泉進次郎君 坂井 学君

坂本 哲志君 新谷 正義君

武部 新君 武村 展英君

寺田 稔君 中川 郁子君

中村 裕之君 中山 展宏君

野中 厚君 ふくだ峰之君

福田 達夫君 福山 守君

古川 康君 前川 恵君

牧島かれん君 宮川 典子君

山田 美樹君 山本ともひろ君

渡辺 孝一君 青柳陽一郎君

岸本 周平君 後藤 祐一君

近藤 洋介君 佐々木隆博君

玉木雄一郎君 初鹿 明博君

福島 伸享君 升田世喜男君

村岡 敏英君 稲津 久君

岡本 三成君 中川 康洋君

池内さおり君 大平 喜信君

畠山 和也君 小沢 鋭仁君

松浪 健太君

内閣総理大臣

財務大臣

安倍 晋三君

麻生 太郎君

外務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

環境大臣

国務大臣

国務大臣

農林水産副大臣

国土交通副大臣

内閣府大臣政務官

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人

(内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官)

政府参考人

(総務省行政管理局長)

政府参考人

(外務省経済局長)

政府参考人

(財務省主計局次長)

政府参考人

(農林水産省大臣官房総括審議官)

政府参考人

(農林水産省大臣官房総括審議官)

政府参考人

(農林水産省消費・安全局長)

政府参考人

(農林水産省食料産業局長)

政府参考人

(農林水産省生産局長)

政府参考人

(農林水産省農村振興局長)

政府参考人

(農林水産省政策統括官)

政府参考人

岸田 文雄君

松野 博一君

塩崎 恭久君

山本 有二君

世耕 弘成君

山本 公二君

松本 純君

石原 伸晃君

齋藤 健君

末松 信介君

武村 展英君

澁谷 和久君

多田健一郎君

山下 哲夫君

山野内勘二君

可部 哲生君

山口 英彰君

水田 正和君

今城 健晴君

井上 安司君

枝元 真徹君

佐藤 速水君

柄澤 彰君

政府参考人

(林野庁長官)

衆議院調査局環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別調査室長

辻本 頼昭君

委員の異動

十月十七日

委員の異動

池田 道孝君

武部 新君

前川 恵君

宮川 典子君

山本ともひろ君

佐々木隆博君

福島 伸享君

村岡 敏英君

笠井 亮君

池内さおり君

新谷 正義君

小泉進次郎君

坂井 学君

野中 厚君

山田 美樹君

青柳陽一郎君

後藤 祐一君

初鹿 明博君

池内さおり君

大平 喜信君

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

牧島かれん君

宮川 典子君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件(第百九十九回国会条約第八号)

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、第百九十九回国会閣法第四七号)

〇塩谷委員長 これより会議を開きます。

第百九十九回国会、内閣提出、環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案件を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案件審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官澁谷和久君、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官多田健一郎君、総務省行政管理局長山下哲夫君、外務省経済局長山野内勘二君、財務省主計局次長可部哲生君、農林水産省大臣官房総括審議官山口英彰君、農林水産省大臣官房総括審議官水田正和君、農林水産省消費・安全局長今城健晴君、農林水産省食料産業局長井上安司君、農林水産省生産局長枝元真徹君、農林水産省農村振興局長佐藤速水君、農林水産省政策統括官柄澤彰君、林野庁長官今井敏君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〇塩谷委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○塩谷委員長　質疑の申し出がありますので、順次これを許します。江藤拓君。

○江藤委員 おはようございます。自由民主党の江藤拓でございます。

私はこの特別委員会を、ＴＰＰの実像、こういったものが国民の皆様方に理解されるその機会としてたいと思っておりますので、総理には総論的な質問をさせていただきます。そして、細かい点につきましては担当大臣に御質問させていただきましますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

さて TPP は、二〇〇六年に、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリ、この四カ国で結ばれた経済連携協定、P4 から始まりました。その後、米国が交渉に参加を表明したことを契機に、二〇一〇年に八カ国による TPP 交渉が開始をされました。

そして、二〇一一年、ホノルル宣言が発表されました。これが大変大事なのでありますが、その内容は、関税並びに物品・サービスの貿易及び投品に資に対するその他の障壁を廃止する、このことが合意されました。これは、簡単に言えば、原則として関税は撤廃するということであります。

その後、民主党政権となったわけでありましたが、その間のことについては、私からは特に今回は何もコメントすることは避けたいと思います。

総理は、四年前の総裁選におきまして、TPPの聖域なき関税撤廃反対ということを総裁選の公

約にきちつと盛り込んで勝利をし、そして政権交代を果たし、総理大臣に就任をされました。二〇一三年二月、訪米をされ、オバマ大統領と日米首脳会談を行い、一方的に全ての関税を撤廃することとをあらかじめ約束することは求められない、このことをオバマ大統領に約束させました。

私は、その一報を受けたとき、本当にびっくりしました。なぜなら、後から日本がTPPに参加するということであれば、このホノルル宣言は当

然受け入れなければならぬ、ずっとそう思っていたからであります。私ごとではありますが、それから自身の葛藤が始まったわけであります。

そして、今回のＴＰＰ、交渉としてはぎりぎりの線で踏みとどまったというふうには私は思っています。しかし、対策は不可欠であります。合意から一年、全力を挙げて、私も全国を歩いてまいりましたし、行政も頑張りました。しかし、生産者の不安、そして自由民主党に対する不信任感、これを払拭するにはまだまだ至っていないというのが現状であります。

私も 自民党のＴＰＰ交渉における国益を守り抜く会の会長として、責任を重く感じています。そして、私と同じそういった苦しい思いを共有している議員が自民党の中にはたくさんいるんだということを、総理にはぜひこの機会にわかつていただきたいというふうに思います。

ですから、総理、重ねて申し上げますが、万全で息の長い対策、関税撤廃に時間がかかるわけですから、これをどうぞよろしくお願いいたします。

そこで、総理に改めてお伺いをしたいと思います。そもそもなぜ日本にＴＰＰは必要なんでしょう。国民の皆様方にわかりやすく、大局的な立場に立って説明をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○安倍内閣総理大臣　我が党の当時の、野党時代の方針は、聖域なき関税撤廃を前提とする以上、我々はＴＰＰ交渉には参加をしないということでありました。

江藤議員はそれを絶対に堅持すべきだという強い信念を持っておられた。ですから、総理に就任し、訪米し、オバマ大統領との首脳会談が終わった後、私は、江藤議員にワシントンから電話をいたしました。聖域なき関税撤廃ではないということとをオバマ大統領から言質をとったので、この上

においては、ＴＰＰ交渉参加に向けて準備を進めてもらいたいとお願いさせていただいたことを今でも覚えているわけයි。

そこで、なぜそもそも必要かという話であります。

さきの大戦の前は、いわば領土の広さ、あるいは植民地をどれぐらい持つているか、これが経済の規模につながってきた、国力につながってきたのであります。しかし、戦後は、御承知のように、日本とドイツは大きく版図を縮小した、失ったのであります。しかし、であるにもかかわらず、戦前を上回る経済規模になった。それは、ひとえに自由貿易が確保されたことによるところが大きいと思うわけであります。自国の国民以外の多くの人々が日本やドイツの商品を消費する、このたくさんの方々の消費者を勝ち得たところにあるんだと思うと思います。

日本は、残念ながら、人口はしばらくは減っていく、ということは消費者が減っていくわけであります。その中で、しかし、しっかりとした社会保障を維持していくためには、経済を成長させて、税収を上げ、保険料を上げ、この制度を確かなものとしていかなければなりません。そのために、経済を成長させていく自由貿易が決定的に必要であります。

そして、新たにこのアジア太平洋地域に生まれる世界のGDPの四割を含む四割経済圏、ここは物や人や知財、さまざまなものが自由に飛び交い、しっかりとしたルールの中で貿易が行われる、ここに入ることは間違いなく日本の将来に向けて必要なことだろう、このように思います。

これは、大企業だけに利益を与えるのではなく、中小企業やあるいはまた農家においても、手

間暇かいた付加価値をつけた製品を輸出すれば、そのノウハウを奪われることなく、保護されながら、手間暇かけた付加価値が正しく評価されるといふ、いわば市場を勝ち得ることができるわけでございます。その努力を我々はしっかりと支援していきたい。もちろん、初めて輸出をする中小企

業、小規模事業者は大変だと思います。ましてや、農家はそうです。しっかりと国や地域がそれを支援していくことが当然であろう、このように

思う次第でございます。

そしてまた同時に、基本的な価値を共有する国々が経済のきずなを深めていけば地域は安定します。経済を超える戦略的な意義もある、こう考えるわけでございます。当然、その中で、農業は国の基である、この考え方はきっちりと中心に据えなければならぬ、こう考えているわけであります。

まだまだ不安を持っておられる方々がたくさんいらつしやるのは事実でありまして、十分にその不安を解消し得ていないことは私も総理大臣として申しわけない、こう思っています。これからもしっかりと、私たちの対策がいかに農家にとって有効であるか、大切なものであるかということを示しながら、不安を解消していくべく汗を流していきたい、このように考えております。

○江藤委員　総理、ありがとうございます。極めて率直で心のこもった御答弁をいただきました。感謝をいたします。

言質をとったと総理はおっしゃいました。しかも、これを文書にされました。私は外交のこととはは詳しくありませんが、文書に起こすということがどれだけ大きなことであるかということは、私なりに理解をしているつもりであります。国民の皆さんにも総理の思いはきつと伝わったのではないかと、そういうふうに思います。

こころ、ちよつとの間だけお許しをいただきたい、昔の話をさせていただきたいと思います。

昭和六十三年六月、日米の間で最大の懸案事項でありました牛肉・オレンジの自由化問題が決着をいたしました。このときも、衆議院、参議院両院で、牛肉・オレンジ自由化反対、この決議が全会一致で行われております。

ちなみに、このときの自民党の幹事長は、総理のお父上、安倍晋太郎先生でした。私の父、江藤隆美も、総合農政調査会長として、たびたび米国情を訪問しまして、ブロック通商代表などと、まあ、あの性格ですから、机をたたいて、本当にけんか腰の激しい交渉をしておったのを私も記憶し

ております。

そして、これが決着後は、肉用子牛生産者補給金制度を創設し、総額で一千五百億円もの国内対策を取りまとめました。しかし、その後に行われた総選挙におきましては、私の父は、現役の運輸大臣でありながら落選してしまいました。そして、私も今、いろいろな思いをこの胸に秘めながらこの場に立つております。これもめぐり合わせというもののかなというふうに今感じております。

最近、私、地方を歩いておると、TPPばかりがどうも農家の不安の原因ではないなというのを感じます。それは、最近の農政においては、どうも何かという規模の拡大それから法人化、競争力の強化、輸出、そういったことばかりが強調される余り、方向性は間違っていないんですよ、強調される余り、家族経営や中山間地域など条件不利地域の人たちは、自分たちは切り捨てられてしまふんじゃないかという不安を感じているからであります。

総理は、施政方針演説でよく御地元の、息をのむほど美しい棚田について言及をされます。日本の原風景として触れられます。

ここで改めて、総理の農村それから里山に対する思い、これを聞かせていただきたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 農業は、これは江藤委員がたびたび指摘をされるように、さまざまな機能を持つております。

一つは、もちろん産業としての機能を持つています。前半言われました、我々が今進めている改革の方向性は、この産業としての側面においては徹底的に強化をしていこう、今まで余りやっていなかった輸出にも十分目を向けながら、そして、その力がある、その力をさらに磨いていこうということでもあります。そして、中心になって頑張っていく担い手には、その意欲に合わせて、彼らが農地を獲得できる、あるいは事業を獲得できる、そういう仕組みをつくっていくことである。

ります。

しかし一方、農業というのは、工業と違って、地域や天候に大きく左右されるわけであります。そして、長年の伝統と文化を守ってきた、地域を守ってきた、水を涵養してきた、さまざまな多面的な機能があるわけであります。そこを大切にしていこう、これは当然のことなんだろうと思います。

例として挙げられた棚田。私の地元にも美しい棚田が広がっています。この棚田に向かって規模を拡大しろ、生産性を上げろ、これはそもそも無理な話であります。だから、やめろという話ではもちろん全くありません。こういう棚田があつてこそその日本なんだろうと私は思います。この息をのむほどの美しさがあつて、棚田があつてきた地域があつて、村があつて、環境があつて、文化があつて初めてそれは日本なんだろう、私はこう思うわけであります。

決して、こうした棚田が耕作放棄地となることは望んでいません。そういう地域、中山間地域が今相当高齢化していますが、何とか後継者が出てくるようにしていくことも私たちの大きな仕事なんだろう、こう思います。

幸い、今、四十歳以下で新たに就農する人が二万人を八年ぶりに超えました。こういう方々、大規模だけではなくてこういう棚田も守つていこうという若い人たちがあらわれてくれれば、これにまさる喜びはないだろう、こう思う次第でございます。

中山間地域の困難な状況の中でも創意工夫を発揮し、付加価値の高い農産物の生産や六次産業化等に取り組む意欲ある農業者であれば、家族、法人経営の別を問わず積極的に支援してきたところがあります。これからさらにしっかりとそういうところを目指すことが、そういう農家の声に耳を傾けながら、例えば、今、意欲という話をしましたが、多くは高齢者です。安倍さん、そんなことを言つたってなかなか大変だよ、でも俺は守つていきたいんだよ。そういう方々にも

しっかりと、その地域地域の状況に合わせてながら対応していきたい、こう思う次第でございます。

ちなみに、私の地元の長門市においては、かなり六次産業化を進めておりまして、棚田の持つ美しさを生かして観光客を呼んだり、棚田を背景にさまざまなイベント、例えばファッションショーのようなものややって、これは結構、海外にも発信をされて、海外からも観光客がちらほら来始めているという状況にもなっているわけでございます。

いづれにいたしましても、さまざまな中山間地域の耕作困難な不利地域においても立ち行くことができるように、きめ細かな、江藤委員たち専門家の皆さんが知恵を出し合つていただいて、それを政府としてもバックアップしていきたい、このように考えているところでございます。

○江藤委員 ありがとうございます。大変深い理解を里山に対していただいているということがよくわかりました。

棚田があつてこそ日本だという言葉は、私の胸には大変響きました。ありがとうございます。そして、目くばせをしていくことも大切だということとおっしゃっていただきました。

そういうことであれば、この機会に、私には一つ提案をさせていただきたいことがあります。

私の宮崎県は、五ヶ瀬、高千穂、日之影、西米良、そして日南市で十一カ所が棚田百選に選ばれております。指定をされております。英国のイングランドでは、農村の伝統的な景観を保全する取り組み、石垣を直すとかそういうことですね、これについては農業環境支払いの対象になっていきます。そういった実例があるわけであります。

ですから、日本でも、単に景観を守るといふような視点ではなくて、インバウンド、今、観光に触れていただきましたが、そういったことも含めて、棚田を次の世代に継承していく、こういったことはとても大切だと思います。

これは大臣問ひになっておりますから、総理に一言だけ頂戴できればありがたいんですが。

○安倍内閣総理大臣 やはり、インバウンドを呼び込んでいく、そういう大きな力があるだろうと思います。

我々も、例えばフランスに行つて、パリの市内だけではなくて農村地帯に行くと、そこには美しい農村地帯が広がっているわけであります。まさに今、観光新時代を迎えまして、東京や京都だけではなくて、ゴールデンルート以外を訪問する、宮崎県の棚田地帯に行く、そういうことをしっかりと進めていくことによって、その農産品を売っていくということも含めて、農地を維持していきたい、そのための支援もしていくべきなんだろうと思います。

先ほど私が棚田の例として挙げました長門市油谷町には元乃隅稲成神社というのがありまして、ここは鳥居が海に向かってずっと続いているんですね。非常にへんぴなところで、誰も行かなかったところなんですけれども、CNNがたまたまこれを映し出したところ、世界じゅうから観光客が来るということが起りまして、去年、その宮司さんが、私は初めてドイツ人を見た、こう言っていました。今や、どういふわけか、コインをその鳥居の上に載せているんですね、世界じゅうのコインがそこに行くと、とりに行つてもらつては困るんですが、そこに世界じゅうのコインが載つているという状況が起こっています。

こうしたことも活用しながら地域のブランドを高めていく、こういうことも求められている。それを国もしっかりと支援していくべきではないのかな、こう思います。

○山本(有)国務大臣 この棚田百選には、総理の御地元の長門市の油谷町、あるいは江藤委員の宮崎県高千穂町の尾戸の口、また私の地元の橿原町の千枚田、それぞれ百選に選ばれておるわけでございます。

私は、あえて御披露させていただきたいことがございます。司馬遼太郎の「街道をゆく」というところに、まず、棚田の景観美について、こういう記述がございます。見上げる山々は、耕して天に

至るという棚田である。棚は数十層もある。いわゆる千枚田である。この傾斜の風景は、声を上げたくなるほど美しかった。

そして、司馬遼太郎さんがもう一つ指摘しているのは、この棚田における日本人の高い精神性。山の傾斜に石垣を築き、棚をつくるようにして水田を築造するやり方は、上代から行われていたに違いない。今に至るまで各地に残っている石垣に投入された祖先の努力の総計と石の量は、大阪城の石垣の比ではなく、エジプトのピラミッドをもはるかにしのぐものであっただろう。これによって、徳、和、これをたつと日本人の努力の精神、これが残っているのが棚田であって、これを守るのが日本人の役目であろう、こういうことではないかと。

○江藤委員 総理大臣からこれだけのことを言っていたら私は大いに期待をさせていたと思いますので、具体的にぜひよろしくお願いしたいと思います。

しかし、環境保全ということであれば、私は環境省でいいと思うんですよ。そして、観光支援、インバウンドの支援ということであれば観光庁、国土交通省でいいと思います。別に農林水産省の予算に縛られる必要はありません。内閣を挙げて取り組んでいただきたいと思っています。

さらに言わせていただきます。宮崎県は、高千穂郷・椎葉山地域が昨年、世界農業遺産に登録されました。登録されたら、やはり地域の方は、何が何でもこれは守らにやいかぬ、そういう熱い使命感に燃えています。しかし、何の支援策もありません。現場は大変苦勞をしているわけであります。

ひがんで言うわけではありませんが、一方、世界文化遺産に登録された富岡製糸場に対しては、文化庁から、文化遺産を活かした地域活性化事業という国庫補助があるわけであります。どうも不公平感があるかなというふうに思うわけであります。ですから、こういうことも考えて、世界農業遺産

産に対しても、CNNが来るように、ぜひ何らかの配慮を国としてすることが必要ではないかと思いますが、大臣の御答弁を求めます。

○山本(有)国務大臣 世界農業遺産は、次世代に継承すべき伝統的な農林水産業システムを営んでいる地域を、国連食糧農業機関、FAOが認定する制度でございます。現在、世界十五カ国三十六地域が認定されておりまして、我が国では、御指摘の宮崎県高千穂郷・椎葉山地域など八地域が認定されておりまして。

世界農業遺産につきましましては、地域の人々がみずからの地域資源の価値を再認識し、誇りと自信を取り戻すとともに、農業や地域の振興に向けた取り組みが活発になるといった意義を有するものと考えております。

このため、農林水産省といたしましては、農山漁村振興交付金等によりまして、世界農業遺産を核とした観光振興等の地域活性化の取り組みを支援してまいっているところでございます。

今後とも、地元の意向を踏まえつつ、関係省庁と連携をいたしまして支援を行ってまいりたいと存じております。

○江藤委員 大臣の御答弁はわかるのですが、指定と直接リンクはしておりませんので、ぜひ指定されたら手厚くということを私は申し上げたいわけであって、よろしくお願いしております。

今私が一番懸念していることを申し上げます。TPPについて余りにも悲観的な観測が流れる、このことによつて生産者の皆さん方が将来を悲観して、今まさに育ちつつある担い手の方々が希望を失ってしまう、意欲を失ってしまう、このことが一番問題だと思っております。

私の地元では、Uターンや、それからIターンがふえています。この間、地元の西都市で意見交換会をしました。大体一時間半の予定で、百人ぐらいでやったんですけれども、みんな担い手の若い人たちはばかりでした。気がつけば三時間を過ぎている。そして、それでも時間が足りなくて、その次の週ももう一回やりました。それは、生産者

の方々、担い手の皆さんがそれだけ自分たちで地域を守ろう、そして農業に夢を持っているということであらわしている、そういう姿に私は触れたわけでありまして。

二百四十五万ヘクタールの田んぼをフル活用する、そして四百五十万ヘクタールの農地の多面的機能をきちんと評価して日本型の直接支払いを導入しました。しかし、農地が守られたとしても、担い手がいなくなつては、これは何にもなりません。ですから、今、特に必要なことは、優良な、意欲を持った担い手を育てることだと私は考えております。

そこで、大臣にお尋ねをします。今回、TPPの合意以降、関連対策を一生懸命私もやってまいりましたが、これは、生産者の実情を踏まえた上で、将来につながる、そういうたものになっていて私は思っています。大臣はどのように感じていらっしゃるか、御見解を伺います。

○山本(有)国務大臣 TPPの関連対策につきましては、新たな国際環境のもとにおいても生産者が安心して再生産に取り組めますように、交渉結果やその国内への影響について、地方説明会を四十六回開催するなど、可能な限り現場の声を聴取した上で、昨年十一月に総合的なTPP関連政策大綱を取りまとめているところでございます。

具体的には、攻めの農林水産業への転換として、産地パワーアップ事業や畜産クラスター事業などの体質強化対策を集中的に講じますとともに、経営安定、安定供給のための備えとして、協定発効に合わせ、牛マルキン、豚マルキンの法制化などの経営安定対策の充実等を講じることとしております。あわせて、農林水産業の成長産業化を一層進めるため、検討の継続項目として掲げました十二項目につきまして、本年秋を目途に具体的内容を詰めていくことにしております。

このうち、体質強化対策につきましては、平成二十七年年度補正予算におきまして、攻めの農林水産業への転換に向けた緊急対策として三千百二十億円を確保し、現在、各地域において具体的な

取り組みが進められているところでございます。また、先日、十月十一日に成立いたしました二十八年度第二次補正予算におきましても、産地の国際競争力の強化などの対策として三千四百五十三億円を確保したところでございます。

次世代を担う生産者が、新たな国際競争のもとでも、あしたの農林水産業に夢と希望を持って経営発展に積極果敢に取り組む、所得の向上を図ることができましますように、今後とも万全の対策を講じてまいりたいと存じております。

○江藤委員 ありがとうございます。予算のきちんとした裏づけがあるということを御紹介していただきました。

その中で、畜産クラスター事業それから産地パワーアップ事業、これも大変増額をいたしました。しかし、それでも全然全国の御要望には応え切れな、それが現状であります。

ここで念のために申し上げておきますが、これはばらまきなんかでは決してありません。農家の負担も相当額発生するわけでありまして。それでもやるということは、生産現場にはやる気のある人がそれだけ多いということの証左であります。

そして、これらの事業の具体的な効果はどんなものなのかということを少し紹介させていただきます。

宮崎はキュウリの生産日本一であります。田野町にキュウリのおろし栽培に取り組んでいる三十代の担い手の方がいらっしゃいます。宮崎県のキュウリの平均収量は十アール当たり大体十七トンであります。これでも高いんですよ。高いんですが、この農家は、国の事業で、炭酸ガス発生装置、それから施設内の環境センサー、こういったものを導入することによって、何と、県の平均を大きく上回る二十七トン、直売もありますから、多分二十九トンぐらいの収量を実現しています。効果があるんです、こういうことをやれば。また、先ほど私は担い手について触れさせていただきましたけれども、担い手がどうすれば育つかということを我々は真剣に考えなければなら

ないというふうに思っています。

先進的な技術、ICTとかいろいろなものがそろったところで研修することも一つの方法だと私は思います。思いますけれども、独立するときには、やはり小規模からみんな始めるわけですから、ちよつとそこにはギャップが生じるんじゃないかなというのを心配しています。

それよりも、家族農家で頑張っているところ、そういうところで、そういう農家の方々と寝食をともにして、土壌の管理、育苗、定植、施肥、防除、摘果、収穫、そして出荷まで全てを経験して、それによって農業というものの喜びそしてそういった苦労を経験することによって、本当に担い手は育っていくのではないかと私は思っています。

そういった観点からいっても、この紹介しました産地パワーアップ事業、畜産クラスター事業、これは、総理がいつもおっしゃっている未来への投資、この未来への投資にまさにふさわしい内容になっていると私は考えております。

時間がないので、ちよつと飛ばさせていただきます。畜産に関して、影響をお尋ねさせていただきます、大臣。

関税削減による影響はあります。もちろんこれはあります。今回のTPP合意では、牛肉については、関税率は、十六年先、大分先ではありますが、最終的には九%まで、三八・五%から下がります。豚肉についても、差額関税制度は維持され、セーフガードは措置されています。しかし、従価税は十年目に廃止をされます。従量税も十年目にはキロ当たり五十円まで下がります。この数字を見れば、特に現場に不安が強いのは牛肉、豚肉であることは容易に理解できるわけでありま

す。

しかし、今回の関税削減が日本の畜産の競争力を大幅にダウンさせてしまう、シェアをとられてしまうというふうには私は考えていません。その見方は少し一面的ではないかというふうに思っています。

ます。実際に価格がどうなるか、そういったことは、品質の差、為替、それから輸出国の生産動向、ほかの輸入国の買い付け状況、そういったものが複合的に絡まって決まると思っているからであります。

そこで、大臣にお尋ねします。今回のTPPで関税が下がるわけでありませうけれども、牛肉、豚肉の生産にどのような影響を与えると御認識されていますか、お尋ねいたします。

○山本(有)国務大臣 牛肉、豚肉の関税引き下げについて一つの大きな示唆あるいはヒントになるものは、日豪EPAについての話ではないかと思っております。これはつとに委員御指摘のとおりでございます。

平成二十七年一月に発効をいたしましたこの日豪EPA、直近一年間、平成二十七年九月から二十八年八月の牛肉需給動向を、発効直前の三年間、平成二十四年一月から平成二十六年十二月の動向と比較いたしました。当該期間中、為替が九十二円八十銭から八十四円九十銭へと円高・豪ドル安に変動しているにもかかわらず、豪州からの牛肉輸入量は六%減少しております。また、豪州産牛肉の輸入価格は二七%上昇しております。国産牛肉の卸売価格は四二%から五七%上昇しております。

この結果を捉えて考えていきますと、日豪EPA発効に伴う影響はこれまでのところ特段あらわれていないと考えております。

また、国産牛肉につきましては、和牛、交雑種は、霜降りなど、品質、価格面で輸入牛肉と差別化を完全にされておりますし、国産豚肉につきましても、鮮度のよさや地産地消を意識した消費者の国産志向に支えられまして、輸入食肉とは異なった評価を受けているところでございます。

このような状況に加え、我が国以外の世界の牛肉、豚肉需要が急激に伸びる中で、他の輸入国との買い付け競争が一層激しくなる可能性を踏まえてみますと、TPPにつきましては、発効後も当面は輸入の急増は見込みがたいと考えております。

す。

しかしながら、関税削減等によりまして、長期的には国産牛肉、豚肉の価格が低下することも懸念されるため、政策大綱におきまして、生産コスト削減、あるいは体質強化対策、こういったものを講じるとともに、セーフティネットとしての経営安定対策の充実強化を図ることとしておとところでございます。

セーフガードなど交渉により獲得した措置とあわせ、これらの対策を講じることによりまして、関税削減後におきましても、外国産牛肉や豚肉と競争し、確実に再生産を確保していくことが可能になっている、そう考えておとところでございます。

○江藤委員 大臣から、極めて具体的に、今現在何が起きているのかわかりやすく御説明をいただきました。ありがとうございます。

私は、日豪EPA合意のとき、農林水産の副大臣を実はやらせていただいたおりました。牛肉については、F1、交雑種は大丈夫かなと何となく感じておりました。しかし、乳雄それから廃用牛、この値段はもしかしたら下がってしまうかな、対策が必要かなと実は大変心配していたわけでありました。

しかし、今大臣の御説明でわかったように、私の予想はいい方向で見事に外れたということでありました。

日本橋に乳廃牛を熟成して提供しているお店があります。私も行ってまいりました。大変おいしかったです。総理もぜひ行っていただきたいと思いますが、混んでおりますから早目の予約をお勧めいたします。生産者は付加価値をつけるそういった努力をちゃんとやっているのであります。

しかし、その一方で、不安材料がないわけではありません。私が懸念していることは、和牛を生産する繁殖雌牛、この頭数が少なくなっているという現場の状況であります。酪農においても、後継牛それから初妊牛、そういったものの確保が大変困難になっていることも大変懸念されます。

現在のように八十万円を全国平均が超えるというのは、極めて、今まで経験のないことであります。その原因は、もちろん、和牛に人気がある、引き合いが多いということが一番の原因ではありますけれども、それよりも、やはり雌牛が減つて、子牛の数のものが減つてしまっているというのが、需給バランスが崩れていて、価格が高騰しているわけでありまして、このような状況を放置しておきますと、肥育農家の経営に大きな影響が出ることが容易に想像されます。

ですから、大臣、お尋ねをしますが、効果的な増頭対策が急がれると思いますが、御見識を伺います。

○山本(有)国務大臣 委員御指摘のとおり、肉用子牛価格が高騰しております。繁殖雌牛の増頭など、肉用牛の生産基盤強化は重要な課題でございます。

このため、政府といたしましては、優良な繁殖雌牛の増頭や導入に対する奨励金の交付、繁殖雌牛の増頭に必要な畜舎等の整備、繁殖雌牛等の預託の取り組みに対する支援、畜産クラスター事業を活用し、子牛の育成部門を外部的に増頭を可能とするためのキャトルステーション等の整備、さらに、乳用牛への和牛受精卵移植技術を活用した肉用子牛の生産拡大を図る取り組みへの支援など、さまざまな施策に取り組んでおります。

これら施策の展開によりまして、繁殖雌牛の頭数は、最新の畜産統計、二十八年二月一日現在で六年ぶりに増加に転じました。回復の兆しが見え始めたところでございます。今後とも、引き続き肉用牛生産基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。

○江藤委員 それでは次に、輸出について質問させていただきます。お願いします。

TPPの議論をしますと、関税削減等はあるわけでありまして、日本の農林水産業にとってマイナスの影響、これはかなり強調される傾向があります。

しかし同時に、海外へとマーケットを拡大して

いくプラスの側面もあるということもわかっておく必要があると思います。

例えば、ルール分野。急送貨物については、到着から六時間以内に許可することが取り決められました。これによって、青果物等の通関手続がスムーズになります。新鮮で高品質な我が国のこういった品物がベストな状況で顧客のところに届くことになりましたから、これはビジネスチャンスが確実に広がります。

そして、肉のことも申し上げます。

米国への牛肉の輸出につきましては、今、二百トンしか無税枠がないんですが、これが三千トンに即時広がります、三千トン。ちなみに、直近の米国への輸出量は二百六トンしかありません。そのうち九十八トンを宮崎県が頑張っております。そして、この三千トンの無関税枠は年々々拡大していつて、十五年目には対米輸出は完全無税ということになるわけであります。念のため申し上げておきますが、そのときも、日本への牛肉の輸入関税九%は残るのであります。

そこで、農林大臣にお尋ねをいたしますが、TPPの合意を踏まえて、これから輸出にどのように取り組んでいかれるおつもりなのか。ちよっと時間がなくなりましたので、少し短目をお願いいたします。

○山本(有)国務大臣 日本は、農林水産物の生産額は世界十位でございます。けれども、輸出額は世界六十位であります。この意味では、実力があるのに、まだ輸出について実力を発揮していないというように思っております。

平成三十一年の輸出額一兆円の目標に向けまして、本年五月に策定した農林水産物の輸出力強化戦略に掲げた施策を着実に実施していけば、私は必ず輸出は軌道に乗るというように思っております。

○江藤委員 ありがとうございます。

これまでの質疑の中で、やはり生産基盤の強化は不可欠だ、そして、いろいろ高齢化が言われますけれども、担い手は育ちつつあるんだというこ

とを申し上げてきました。

私は、国内市場において現在輸入品にとられていくシェアがあります、これを奪還する、そういった視点はとても大事だと思います。私は、できると思っています。日本の農林水産業にはそれだけの底力があるというふうに私は信じて疑いません。

それでは、十分を切りましたので、ちよっと飛ばしまして、予算委員会でも、SBS、これについては大要議論となっておりますので、私の方からも触れさせていただきたいと思っております。

農林水産省の報告でも明らかにしましたが、この金銭のやりとり、この主たる目的は落札から調達までのコストの調整でありまして、商取引です。一部の報道ではあたかも国家ぐるみの価格偽装とされていますが、それは余りにも言い過ぎだと私は思っています。

私の認識で偽装というのは、産地を偽装する、米の等級を偽装する、それから、もつとひどいのは飼料用米を主食用米として流通させる、こういうのを偽装と言っているのであって、今回の件とは全く性質が違うということを言っておきたいと思っております。

それでは、近年のSBSについて、どんな状況にあるか、簡単に触れたいと思います。

生産者が大変御努力をいただいて、国産米の需要に応じた生産が進んでおります。その結果、この三年間、SBS、十万吨の枠はあります、しかし埋まっております。三年間の平均では、三万四千トンということになっております。

この内訳を見てもみますと、加工用に用いられる砕精米、それからモチ米、これが一万七千トンです。そして、我が国ではほとんど生産されていない、タイ料理、インド料理に用いられるインディカ米、これが四千トン。そして、こだわりの黒米、リゾット用の米、これが百八千トンということになっていきます。これらのものは、そもそも、国産の主食用米とは全くリンクしません。価格に影響を与えるはずがないわけでありま

国産の主食用米と競合し得るとすれば中粒種、短粒種ということになりますけれども、これは三万四千トンのうち約一万三千トンです。このような量、これは評価があると思いますが、国産米の価格を引き下げるようなインパクトがあるとは私には考えられません。

しかし、農林水産省は、こういった事実を丁寧に説明をして、米生産農家の皆様方の不信感、それから不安、こういったものを取り去る努力をする責任があると思いますが、農林大臣にお尋ねします。

○山本(有)国務大臣 SBS米の価格につきましては、いわゆる業者間の金銭のやりとり、調整金によつて価格に影響があったのではないかとこの疑いが発生しました。そこで、我々は、そんなことがあるのかないのか、これを念のためにきちっと確認する必要がある、こう思いまして、調査をいたしました。

今回の調査では、SBS米の買い受け業者、輸入業者などへのヒアリング及び関連データの分析などに取り組んできたところでございますが、この結果、民間事業者間の金銭のやりとりはある程度あったものの、SBS米が国産米の需給、価格に影響を与えている事実は確認できませんでした。

特に、SBS米と国産米の価格の関係につきましては、買い受け業者においては、SBS米の価格が国産米価格に影響を与えるという認識はありません。関連データと照らし合わせてみても、国産米の価格水準を見据えてSBS米の価格形成がなされていることが逆に確認できました。

SBS米が国産米の需給及び価格に影響を与えていることを示す事実は確認できなかったものの、今回の調査を踏まえまして、SBS入札に関する不信感が生じないよう、今後、国と落札業者との間の契約内容を改善することといたしました。

また、TPP合意のもとで、協定発効から十三年目以降、合計最大七万八千四百トンと、国内消

費量の一定程度の数量のSBS方式の国別枠が設置されることになりましたが、備蓄運営の見直しによりまして国内の需給及び価格への影響を遮断いたしました。確実に再生産が可能となるようにしていくことにつきまして、米農家など生産現場にしっかりと説明させていただきたいと考えております。

○江藤委員 ありがとうございます。しっかりと努力をしていただきたいと思います。

次に、再交渉について、石原大臣にお尋ねをさせていただきます。

その前に、ちよっと一点、指摘をさせていただきます。

最近よく聞くのは、米国のオバマ大統領在任中のレームダック期間の承認は現実的にあり得ない、米国の出方がわからないうちは待つべきだというような意見であります。

しかし、本当にそれでよいのでしょうか。自分としては、何かにつけて米国の顔色をうかがう、そういったことは間違っているというふうに私は思います。他国がどうのこうのということではなくて、我が国が独立国として独自に判断する、これは当たり前なことでもあります。待つについて、米国にあたりかま譲歩する用意があるというふうに見られるとすれば、これは最悪であります。

そこで、大臣にお尋ねしますが、米国から再交渉を求められても決して応じることはない、また、七年後の再協議においても、他国から見直しを求められたとしても、国益に反するような見直しには断じて応じない、このことを大臣に確認させていただきます。

○石原国務大臣 まず、冒頭のお話でございますが、日本が率先してやるというのは独立国として当然であるという江藤委員の御指摘は、まさに私は意を得たものだと思っております。

そして、再交渉についてでございますけれども、これはやはりTPPというのがマルチの交渉で分野が多岐にわたっている、これを一つ変えるということとは全体の合意が崩れ去る。ですから、

再交渉は行わないということは、さきに十二カ国の大使がケネディ駐日米大使のもとに集まりまして確認をさせていただいた中でもその話が出まして、再交渉は行わないと。

一方の再協議でございますが、これはいろいろなEPAの中に入っております。七年目の再協議という形でこのTPPには入っておりますけれども、再交渉をしても、国益を害するようないことは合意をしませんから、心配、御懸念はないものだと私は承知をしております。

○江藤委員　ありがとうございます。しっかりとした覚悟を聞かせていただいたものと私は評価をさせていただきます。

あと一分となりましたので、最後に締めくくると若干述べさせていただきます。大分話を飛ばしてしまいました。

さきの参議院選挙で全国の投票率を見ますと、宮崎県の中山間地域にある西米良村、これが全国の一位でありました、投票率九一%。諸塚村が第四位。椎葉村も、ベストテンには入りませんでしたけれども、上位でありました。

私の父は、どんな山間僻地といえども政治の恩恵があつていいのではないか、このことをいつもいつも言っておりました。私もその遺志を継ぐものであります。

農林水産業を支えるのは、あくまでも現場で頑張る生産者であります。その生産者の背中をもう一歩前に踏み出せるように押すのが政治の役割だと私は思っています。また、中山間地域を含め日本の農林水産業を維持発展させていくことは、これは日本国民全体の利益にかなう、そういうことだと私は信じています。

アベノミクスは何が何でも成功させなければなりません。農林水産業は言うまでもなく産業の一つであります。どんなに頑張っているものをつくっても、景気が悪ければ買ってもらえません。農林水産業にかかわる者はもちろん、国民全体でアベノミクスの成功を願っています。総理、頑張ってください。

これで質問を終わります。

○塩谷委員長　次に、小泉進次郎君。

○小泉進次郎委員　御紹介いただきました自民党農林部会長の小泉進次郎です。

きょうは、総理、二十分ですが、よろしくお願いします。

一年前、私は自民党農林部会長になりましたが、正直言つて、そのときは驚きました。私は、横須賀、三浦という神奈川県都市農業、そしてキャベツ、大根の一大産地が地元であります。農業、林業、これを専門にやっていたわけではなく。そんな中で、このTPPを迎えたタイミングで農林部会長になったことは、当初、どこから勉強したらいいのか、そこから私は戸惑うほど驚きましたが、一年たった今、心から感謝をしています。

農業は国民の生活に近い、そんな政策分野はないと思います。私たちは、生きるためには食べなきゃいけない。その食べるものを生産して、つくってくれているのが農家の皆さんです。その農家の皆さんのTPPに対する不安、そして、漠然とした、これからの日本の農業はどうなっていくのか、こういつたことに対する不安に、きょうは短い時間ではありますが、質問をしたいと思っています。

まずは、TPPに対してです。

今、私が農林部会長として取り組んでいる骨太の方針をつくるというこの改革に対して、全国で説明会を開催しています。先週から関東ブロックが始まって、おとといが名古屋で東海ブロック、そしてきのうは富山で北陸ブロックと説明会を開催いたしました。きのう、説明会の後に富山の農協関係者の幹部の皆さんとお話をしたところ、話題になったのは、TPPの審議で話題になった、あの黒塗りの資料の問題であります。

正直言つて、全く現場には伝わっていません。この黒塗りが何に對しての黒塗りなのかさえも伝わっている印象はありません。

総理から、きょう、全国の農家の皆さん、不安

を持つている全国の皆さんにはつきりとお伝えいただきたいのは、あの黒塗りは、TPPの交渉の結果に対する黒塗りではなくて、交渉の過程に関する情報の開示のあり方に対する結果である、このことをはつきりと一度、全国の皆さんにお伝えいただく必要があると思います。

これは、野党の皆さんもわかっていると思います。交渉の過程の中で、どここの国の誰々という交渉官がどんなカードを切つて何を言つたか、日本の交渉官が途中でこういうカードを切つたとか、そういったことを明かして通商交渉、外交交渉が成り立つわけがないというのは、私は野党の皆さんもわかっていると思う。

なので、改めて、今回のTPPにおいては、TPPの交渉の結果については全て開示をしているということ、これを全国の農家の皆さんにも、その他多くの皆さんにも改めてはつきりと御説明いただく必要があると思いますので、総理から答弁をお願いします。

○安倍内閣総理大臣　大変いい御指摘をいただいたと思います。

私も、もつとしっかりと、国民にわかりやすく結果について開示すべきではないですかという意見をいただいたことがあるんです。そこで、私は、結果についてはしっかりと開示をしています。よと。そもそも結果について開示がなければ審議ができません。これは当然のことです。これは、どんな交渉においても、条約においても、審議する内容はまさに結果であります。

しかし一方、条約を結ぶに当たっても、さまざまな協議をします。そのさまざまな協議については、相手との関係がありますから、その協議の途中の過程を開示するというものであつては、そもそもこれは交渉自体が成り立たないわけでありまして、今まで、外務委員会等で交渉過程を開示してそれを議論したということはほとんどないわけでありまして、基本的には結果について、条文について議論をするということでありまして。

そこで、昨年の十月の大筋合意後、国会や約三

百回実施してきた説明会等で、合意内容に関しては、情報を全て提供し、丁寧に説明をしております。この過程において、協定の内容等に関する各種資料、分野別の中小企業向けの資料など、約四千ページ以上に及ぶ資料を公表しています。四千ページ以上の資料を公表しているのに、それをここで議論せずに、問われても開示できない交渉途中の経過について黒塗りだからおかしいと言ふのは、これは全く議論として間違っている。つまり、中身についてしっかりと議論しないための議論としか私は言えないだろうと。

真面目に、国民の皆さんにどういう影響があるか、それはまさに交渉の結果が影響するわけでありまして、交渉の結果がどういふものだったかということをしつかりと、我々も交渉の結果についてはお示しをしておりますし、皆さんに御説明もしておりますし、この議会において御議論をいただきたい、こう思う次第でございます。

○小泉(進)委員　今の総理の答弁で、改めて、今回のTPPの交渉の結果について全て開示されていると。このTPPの特別委員会においても、まさに全て結果に対しての情報は開示されているわけですから、その開示された結果についてしっかりと審議がこれから続いていくこと、それを私も野党の皆さんにもお願いしたいと思っています。

一方で、大変興味深かったのは、きのう、おととい、名古屋と富山で各ブロックの農協関係者の皆さんにお集まりをいただいた場で、二時間以上にわたる意見交換をされました。その場でTPPに対する質問は、名古屋ではゼロ、富山でもゼロ、全くありませんでした。

そして、きのうの富山で、私と同世代の若い農家が非常に前向きな意見を述べてくれて、それがすごく印象的だったものだから、きょう、この質問の前に電話をして、これからの日本の農業の不安は何か、どんなことに不安を持っているかを聞いてみました。その彼は、不安がないと言いました。

私は、全国を回っていて、今後の日本の農業、

また自分がやっている農業に不安がないという方の共通点があると思っています。

山形県に行ったときも、農家レストランをやっている農家の方が、何か不安がありますかと言ったら、私はないですと言いました。何で不安がないんですか、私のものには不安だ不安だという声の方が大きい、なぜあなたは不安がないんですかと聞いたら、小泉さん、私は誰に売っているかわかっていますから、自分の顧客がありますからと。市場に出して、どこに行ったらかわからない、誰に買ってもらっているか、誰に食べてもらっているかがわからないわけではなくて、私は、誰に買ってもらっているか、どんな野菜、どんな果物が求められているか、それを考えながらやっているから、これからも常に選んでもらえる、そんな農業を続けていこう、とにかくそこを考えているから私は不安はありませんという声でした。

きよの朝、私が話した石川県金沢市のレンコン、お米をやっている、私と同世代の農家の方も不安がないと言いました。一方、その他多くの方に不安があるのはそのとおりでしょうということをおの方も言っていました。

その多くの方の不安はTPPから来ているのでしょうか。私は違うと思っていますよ。その同世代の農家の方が言っていたのは、これから日本の農業はどうなっていくんだろうかということに対する漠然とした不安をみんな持っているんだと。そのことに對して日本の国が、政府が、行政が、そして国民が、日本の農業をどうやってこれから位置づけていくかをしっかりと示してもらえれば前向きにやっていけるだろう、そんな声をいただきましたので、私は、そのこれからの日本の農業はどうなっていくかという漠然とした農家の皆さんが持っている不安に少しでも応えるべく、残りの時間はあと十分、そこだけ質問をさせていただきます。

私は、日本の農業の持っている力は胸を張って世界に誇れるものだと思います。現に、和食が世界遺産になったことも、日本の農業の力が和食を

世界遺産にした大きな礎だったと思っています。しかし一方で、それでは、今までと同じように日本の農業をやっていたらそれで日本の未来は明るいのかと言われれば、私はそれは違うと思います。

現に、このTPPの話が出るはるか前から、日本の農業の総産出額はこの二十年間で一兆から八兆に減り、農家の皆さんの総所得も五兆円台から二兆円台に減り、そして耕地面積は五十万ヘクタール失われました。そして、平均年齢は、農家の皆さんは六十七歳、米農家の平均年齢は七十歳。

つまり、一言で言えば、私は、今の日本の農業の状況は持続可能性を失ったと思います。その持続可能性を取り戻すことが今から我々がやらなければいけない、言葉をかえると、農業の構造改革をやらなければいけないと思います。

そこで、TPP、農業の構造改革、アベノミクス、これは全てつながっていると思います。そういった中、私は今、今までの日本の農業で主役の一人としてこの日本の農業を引っ張ってきたてくれたJAGグループ、その皆さんと向き合いながら、これから農協の皆さんが、特に農家の皆さんが使う肥料、農業、家畜の餌、段ボール、ハウス、農業機械、こういったものを農家の皆さんに売って、そしてまた農家の皆さんが生産したものを一円でも付加価値をつけて有利に販売するという、いわば商社のような機能を持っている全農の皆さんと対話を重ねています。

このあり方も新しい時代に合わせて抜本的に見直していただく必要があると考えて、来月の取りまとめに向けてさまざまな議論を重ねています。今までの大きなプレーヤーである全農の皆さん、さまざまな思いはあると思いますが、私は、このタイミングで抜本的に変える必要がある、その覚悟が政治にも求められていると思います、総理の農業の構造改革に対する決意のほどをお伺いしたいと思っています。

〇安倍内閣総理大臣 私が初めて当選したのは平

成五年でありました。当時から、私の地元は農村地帯でございますから、農林部会にもしよっちゅう顔を出していた。

農林部会の主なテーマは、農業をいかに守っていくか。随分頑張りましたよ。何とか価格を維持していきたい、できれば少しは上げたい、そして海外から一切物はいれない。と同時に、海外に輸出をするということはみんな全く考えていなかった。一生懸命頑張ってきた結果が、今、小泉さんが御紹介されたように、平均年齢は六十六歳を超えているという状況になってしまった。農家の収入も全体で減ってきている。

しかし、よく考えてみれば、食品の市場の規模は世界で今がつとふえています。毎年毎年ふえている。でも、残念ながら、そこで我々はそのふえている市場を全く私たちの農家の収入に引き込むことができていない。

この中において、改革をしなければ将来がないだろうと思っています。若い皆さんに守ってあげるから入ってこいと言っても、若い皆さんは入ってこないんですよ。若い皆さんがみずからの努力と情熱で新しい地平線を切り開いていく分野だということになって初めて、若い皆さんも入っていく。その中で、農協も中央会もみんなに協力をしていただいて農家の収入がしつかりとふえていく、私はそういう農業をつくっていききたいと思っています。

先般災害で視察をした中川郁子さんの地元帯広であります。ここで長芋を生産していた。量販店には、大き過ぎてこれを扱わない。では一体どこに持っていっていいんだろうかということで、台湾が大きな長芋を高く買うということで、ここへの輸出を始めた。これによって農家の収入はすごくふえて、今やとうとうアメリカへの輸出も相当ふやが始めていたやさきに先般の台風被害があった、大変困っている。

しかし、そういう努力するところはしっかりと応援をしていきたい。いわば、まさにぎりぎりのところまで私たちは来ていますから、だからこ

そ、今が一番の改革を進めていくチャンスである。

確かにTPPによって海外からも入ってきますが、先ほど江藤拓先生から御紹介いただいたように、米国への肉の輸出はチャンスを迎えるわけがあります。そういうチャンスをしつかりと生かしていく、これは大変なポイントだろう。輸出していくときに高い値段で売れても、今まで農家の収入はそれほどふえていないというのが状況でありますから、高く売れたら農家にもちゃんとお金が入る。

今、例えば、私のところで梨をつくっている農家が東京の有名店にすごい値段で入れているんですが、この農家に入ってくるのは、ちよつとしか入らないんですね。ここはまさに力関係なんです。

この力関係で、商社機能を持っているところはしつかりとその力を発揮してもらうことも含めて、まさに、農家にとつて一円でも高く売れるように、そしてコストは一円でも安くなるように、そういう努力ができる、そういう農業に変えていくように、小泉部会長には大いに期待をしておりますから、ぜひ頑張ってくださいたいと思います。

〇小泉(進)委員 私は、農林部会長になって農協の皆さんと向き合う中で、今でもわからない根本的な疑問があります。

それは、農協の皆さんは協同組合ですから、協同組合にしかできないことというのがあるんです。それが共同購入です。共同購入は、協同組合だからできるからこそ、独禁法が適用除外をされています。しかし、だったらなぜ、農協よりもホームセンターの方が安いものがあるという現状が生まれるんでしょうか。

そして、北海道の陸別農協という、餌を安く提供している農協の組合長と最近お会いをしました。ほかの農協と比べて餌を安く売っている。でも、だったらなぜ、ほかの北海道の農協の組合員

さんはその安いところから買えないんでしょうか。農業の世界では当たり前なのかもしれないが、私にはその当たり前が理解できません。

一円でも安く必要なものをどこからでも自由に買うことができ、経営感覚を持って自由な経営が展開できる、まさにそれこそやらなければいけない構造改革だと思いますが、最後に総理から御答弁をお願いします。

○安倍内閣総理大臣 今まさに小泉委員が指摘をされたところが極めて重要な点なんだろうと思います。

農家の皆さんにとっては、先ほど申し上げましたように、肥料や飼料を一円でも安く仕入れ、そして農産物を一円でも高く買ってもらう、そのための努力を協同組織である全農には行ってもらいたい、そういう気持ちが大変強いんだろうと思います。ですから、こういう思いに、そして時代の要請に促されて、全農も新たな組織に生まれ変わるつもりで頑張っていたきたい、このように思います。

○小泉(進)委員 ありがとうございます。

そろそろ時間が来ましたが、私が最後にテレビを見て皆さんにお伝えしたいのは、日本の農業、また漁業もそうです、林業もそうです、この一次産業を守るには、決して農家の皆さんの努力だけでできるものではありません。大事なものは、消費者の皆さんの意識また行動、こういったものも日本の食の未来を形づくる大きな役割を持つているということをお伝えしたいと思っています。

最近では、野菜が高い、そういったニュースが多くありますが、全国の農家さんと会うたびに言われるのは、なぜ高いときしか言ってくれないんだと。そういった中で、私も全国の現場を見るたびに、これだけ手塩にかけて、時間をかけて生産したものがこれだけかと思う農家の皆さんの気持ちは痛いほどよくわかります。

そんな皆さんの努力が報われるようにするには、しっかりと消費者の皆さんにもそのことをお

伝えたい、そしてその結果、国民全体で支える農業を確立するために今後とも頑張っていきたいと思えますので、このＴＰＰの審議においても、その農家の皆さんの不安に答え、前向きな未来を見る事ができるような、そんな委員会になることを期待申し上げて、私からの質問を終わりたいと思います。

最後までどうもありがとうございます。

○塩谷委員長 次に、稲津久君。

○稲津委員 公明党の稲津久でございます。

通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、本題に入ります前に、どうしても、大変重要なことでございますので、二点ほど伺いをさせていただきますと思います。

まず一点目は、台風災害についてであります。この夏、八月から九月にかけて、これまでも経験をしたことのないような連続した台風が北海道、東北を襲いました。河川や道路、鉄路、生活インフラ、農業、林業、水産業、大変大きな被害をもたらしました。

改めて、お亡くなりになられた方々、被災を受けた皆様に對して、心からのお悔やみとお見舞いを申し上げる次第でございます。

発災以来、安倍総理、また山本農林水産大臣、石井国土交通大臣を初め、政府の方々には現地入りをしていただきました。我が党においても、山口代表、井上幹事長を初め、私もそうですけれども、国会議員また地方議員が被災地や被災自治体を訪ねまして、現場のニーズをお聞きし、迅速に対応させていただいてまいりました。

私も、その中で、いまだに記憶に鮮明に残っておりますことは、北海道の南富良野町を訪れたときです。町長を初め、町民の皆さんが必死の復旧作業に努めておられる、その中で、ある農家の方にお会いしました。

その方は、道外から移住をして、十年前から農業に従事してきた。そして十年間かけて農業の基盤を築き、技術も身につけ、そして六次産業化

まで手がけるようになった。ところが、今回のこの台風で、農地も含め、その全てを失ってしまった。大変悲嘆に暮れていました。しかも、この方は消防団員で、みずから被災を受けていながらも、実際には町民の皆さんの救援活動に奔走していたという話をお聞きました。大変な状況でしたけれども、この方は、落胆はしていましたが、たけりども、再チャレンジしたいんだという強い意思を表明されました。

私も、大変な思いだなということで、心を一つにさせていただきましたが、こうした方々のためにもこれから全力の支援をしていかなければいけない、このことを我々の使命にしていくなさ、改めてそう思っております。

復旧の状況ですけれども、河川、国道復旧、橋梁の改修、それから農地、農業施設、森林関係、漁港施設関係、査定前着工制度による復旧ですとか、農業共済も迅速な調査と早期の支払い、それから、対象品目外のところもさまざまな御支援もということ、融資も含めて、私はこれまでの政府の対応を評価させていただきたい、このように思っております。

きょう、ここでテーマにさせていただきましたのは、実はＪＲ北海道のことなんです。

ＪＲ北海道も大きな被害を受けました。北海道の石勝線、根室線、いまだに復旧のめどはついておりません。先般、十三日の日に、ＪＲ北海道の社長が一部復旧について年内をめどにということをお話をされました。これまでも、このＪＲ北海道支援については、参議院の予算委員会でも少し質疑がありましたけれども、まだ十分な議論になっていないと思っております。

私はきょうここでこのことを取り上げさせていただきますかと思っておりますが、民間の企業、事業所なので、原則、激甚災害対象にはならないということでございます。しかし、北海道民や、道あるいは市町村、それから関係諸団体からは、一日も早い復旧とＪＲ北海道への支援の要請がございます。

そういう中で、災害復旧事業費補助金というのがありますが、これは鉄道軌道整備法に基づいて、大規模な天然災害、そしてその天然災害についても具体的な項目があって、さらに、営業損失を生じている鉄道事業者が、また、区間鉄道の輸送の密度についての制限もあるということです。しかしながら、ぜひこの災害復旧事業費補助金の適用を速やかに実施していただきたい、このように申し上げておるところでございます。

ただ、大前提になるのが原形復旧だということ。しかし、今回、私も現場を見てまいりましたが、とても原形復旧では対応できない状況になっている。例えば、橋がかかっている、線路があつて、その川が、当初の、被災を受ける前の川の倍以上の広さ、長さの川になってしまっている。ですから、その橋も、また橋梁も流れる、そういったことを考えていくと、やはり原形復旧では到底対処できない。

ぜひ、一部機能強化という改良復旧を検討いただきたい、このように思っておりますが、この点についての御見解をいただきたいと思います。

○末松副大臣 今回の一連の台風災害で被災したＪＲ北海道の路線につきましては、運休しております。また根室線の富良野駅から東鹿越駅間が、本日、十月十七日より運転を再開いたしております。これにより、運休中の区間は、石勝線のトマム駅から新得駅間及び根室線の東鹿越駅から芽室駅間の二路線二区間となっております。

このうち、石勝線のトマム駅から新得駅間及び根室線の新得駅から芽室駅間では、三力所の橋梁が流失するなど大きな被害が発生をいたしました。現在、北海道等の協力を得ながら、年内の復旧を目指して努力、工事をいたしているところでございます。

一方、根室線の東鹿越駅から新得駅間につきましては、被害が甚大であることから、工事着手は早くても来年春以降の予定になる、そういう話を伺っております。

国土交通省といたしましては、今回非常に大き

な被害が発生したことを十分に踏まえまして、災害に強い鉄道を構築することを念頭に置きながら、まずは被災した施設の早期復旧に向けて、今先生おっしゃいました鉄道軌道整備法に基づく災害復旧事業費補助制度を初め、必要な支援について検討いたしてまいりたいと考えております。

稲津先生のお気持ちやお考えをしっかりと受けとめて、北海道の早期復旧に向けて努力いたしてまいり覚悟であります。

○稲津委員 それで、今御答弁いただきましたけれども、これまでに経験したことのない局地的な豪雨というのが、再発を考えていったら、やはり原形復旧では当然対処できないというのが基本的考えです。ぜひそここのところをしっかりと検討していただきたいと思います。

今、北海道では、今回の台風によって相次ぐ宿泊施設等のキャンセルが続いています。大変厳しい状況にあります。その一つの要因としては、やはりJR北海道の線路が復旧していないということがありますから、ぜひ重要な公共交通機関としてJR北海道にも頑張ってもらいますけれども、国からの支援を求めています。

次に、北方領土問題についてお伺いをさせていただきます。

まず一つ目は、歴代総理の北方領土問題に対する日口あるいは日ソの交渉の取り組みについてということであります。

これは、日本とロシアの間の最大の懸案事項というの、北方領土問題を解決して平和条約を締結することに尽きると思っています。

歴史的に振り返りますと、一九五六年の日ソ共同宣言、これは国交回復をすることができたという大変大きな転換点でした。そして、一九七三年の日ソ共同宣言、九一年の四月、ゴルバチョフ大統領のソ連の元首としての初訪日、これは非常に大きかったです。九三年、エリツィン大統領の訪日、九七年、東京宣言、二〇〇一年のイルクーツク声明、そして二〇一三年四月、安倍総理の日本の総理としての十年ぶりのロシア訪問。安倍総理

の代になって、まさに日口交渉は加速化している、私はそのように思っております。

戦後七十年、あるいは日ソ共同宣言から六十年を経た今、御自身も含めて、歴代総理の果たしてきた日口交渉の取り組みをどのように評価されているか、総理にお答えいただきたいと思っております。

○安倍内閣総理大臣 我が国は一貫して、ロシアとの関係においては、領土問題を解決して平和条約を締結する、この基本方針のもとに交渉を重ねてきたわけでございます。

五六年宣言の後、日米の安保条約の改定が行われ、当時のソ連側から、五六年宣言が事実上これで無効になったかのごとくの通達があったわけですが、その一方で、そして、しばらくの間、領土問題は存在しないという期間が相当続いてまいりました。

そこで、その後、田中角栄総理大臣がソ連を訪問したときに、ブレジネフが、当時の第一書記が、領土問題が存在するんだということに対して、それはそうだと認めたという日本側の記録があります。これは、当時もソ連側は、それは違つて、ダーと言ったんだけれども、ダーではなくてせきをしたんだということ等も、そんな対応すらあったわけでございます。

しかし、その後、先ほど御紹介いただいたように、一九九一年の海部・ゴルバチョフ、そして九三年の細川・エリツィン、九八年のエリツィン・橋本、これはいわば川奈合意と言われているものがございいます。そして、森総理とプーチン大統領によるイルクーツク声明があったわけでございます。そして、その後の二〇〇三年の小泉総理とプーチン大統領による日口行動計画と進んできたわけでございます。時代ごとの交渉において波があったわけですが、そうした歴代の総理の努力の上に今日の交渉がある、こう思っております。

しかし、既に敗戦から七十年以上の時がたったわけでございます。元島民の皆様の年齢も相当高齢になっているわけでありまして、時間も余り

残されていない中において、まさに私たちの世代で解決をしていくという決意を持って交渉を進めていきたい、このように考えております。

○稲津委員 ありがとうございます。

次に、日口、日ソ交渉の歴史的な転換点という視点で総理にお伺いしたいと思います。

今、総理からお話がありましたけれども、私は、この歴史的な転換点というのは、もちろん、一九五六年の日ソ共同宣言、ここで国交回復となったわけですから大きいと思うんですけども、何といつても、一九九一年四月のゴルバチョフ大統領のソ連の元首としての初訪日、ここで領土問題の存在を初めて文書で確認した。共同声明では、領土問題を含む平和条約締結の重要性がいわゆる首脳レベルで確認された。私は、これはまさに歴史的な転換点だと思っております。

ここに至るまでは、当然、政府、関係者のみならず、ゴルバチョフ大統領との親交のある方々を初め、平和外交のそうした取り組みが大きいことを忘れてはいけません。そして、その上で、政府の取り組みの中で、当時の歴代総理の果たしてきた役割も大きいですが、ゴルバチョフ大統領とソ連政府との交渉に重大な任を果たされたのは、ほかならぬ安倍当時外務大臣、総理のお父様です。

一九八六年一月に、八年間中断していた外相協議の再開、領土問題を含む政治対話、そして五月の安倍外務大臣のソ連訪問、ゴルバチョフ大統領との対談。その中で、領土問題を解決し、平和条約を締結すべきだ、その重要性を主張したのが、まさに当時の安倍外務大臣でした。その後、このことがきっかけで北方露参が再開されました。元島民を初め関係者の方々にとっては、どれだけこのことが励みになったかわかりません。

そしてついに、その安倍当時外務大臣のまさに獅子奮迅の取り組みによって、一九九一年四月には、ゴルバチョフ大統領は訪日をし、領土問題の存在を初めて文書で明確にしたわけでございます。私は、まさにここが日ソの交渉の大転換点の

一つだと思っておりますが、総理はこの点についてどのような御見解をお持ちか、お伺いしたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 当時は、ゴルバチョフ大統領の登場によってソビエトも新しい時代を迎えたのではないかと、そこで、この領土問題も解決に向けて進んでいくのではないかとという期待を私たちは持ったわけでございます。

御指摘のとおり、私の父、安倍晋太郎は、一九九〇年一月に、自民党代表団を率いましてソ連を訪問し、ゴルバチョフ大統領と会談をいたしました。新たな日ソ関係を展開させていくとの決意のもと、父より、経済、文化、人的交流等、幅広い分野から成る八項目の協力計画を提示いたしました。ゴルバチョフ大統領からは、両国間の困難は英知を持って解決を図っていくとの言葉を引き出すことに成功したわけでございます。私も当時同行したのでございますが、まさに父の世代として、この問題を何とか解決したい、そういう執念を感じたところでございます。

そして、その翌年四月に、ゴルバチョフ大統領は訪日をし、海部総理との間で首脳会談を行い、日ソ共同宣言を発表したわけでございます。この声明では、歯舞群島、色丹、国後島及び択捉島に言及しつつ、平和条約が領土問題の解決を含む最終的な戦後処理の文書であるべきことを明記するなど、四島が平和条約において解決されるべき領土問題の対象であることが初めて文書の形で明確にされました。

こうした意味において、一九九一年の日ソ共同宣言は、それまで領土問題の存在を否定してきたソ連が初めてその存在を認めた歴史的な転換点となった文書である、このように評価しております。

○稲津委員 ありがとうございます。

それで、このテーマの結びとして、総理の決意をお伺いしたいというふうに思っております。今お話がございました。まさに、外交交渉にはどこかのタイミングで必ず歴史的転換があるんだ

ということを今総理の答弁を聞きながら強く感じ
ておりましたが、私は、総理の口口外交の精力的
な動きというのを大変関心を持っていますし、私
なりに高く評価と言ったら大変失礼ですが、私
も、そのように思っております。

二度にわたるロシア訪問と、最初の安倍政権の
ときから合わせて十四回、プーチン大統領との対
話を重ねてきている。総理はこれまで、一日も
早く困難な課題を解決して平和条約を締結した
い、次の世代に先送りせず、可能な限り早期に解
決を図らなければならない、このように述べられ
ておりますが、私は、その奥底には、総理は、
当然ですけれども、並々ならぬ決意を持ってこの
言葉を発せられていると思っております。

一昨年、総理に私は質疑でお聞きしました。同
じことをお聞きして大変恐縮ですけれども、私
は、総理とプーチン大統領との重ねてきたこの十
四回の対話で、いよいよ機は熟してきた、このよ
うに強く感じています。

そこで、総理にお聞きしますけれども、みずか
らが総理の在職中にこの北方領土問題を解決す
る、その御決意をお伺いしたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 先ほどもお話をいたしまし
たが、元島民の皆様から、自分たちが元気なうち
に自由に暮らせる、自由に行き来できるようにし
てもらいたいという切実な思いが伝えられたと
ころでございませう。私たちの世代で何とかこの問
題を解決しなければいけない、こう思っています。

私は、ウラジオストクにおきまして、プーチン
大統領に、領土問題については、一〇〇%自分は
正しいという確信のもとに述べておられるんだろ
うと思うし、あなたはその確信のもとに述べてお
られるんだらうし、私もそうだと申し上げまし
た。しかし、お互いがそういう議論を続けていけ
ば、あとまた何十年時を過ごしたとしても、この
問題は解決しない、お互いに責任感を持って、
自分たちのときに解決をするという強い意思を
持って交渉を進めていくのではないかとプーチン

大統領に呼びかけたところでありまして、基本的
にプーチン大統領も同意をいただいた、この
ように思います。この平和条約のないという異常
な状態を、一日も早くくどくどを打たなければい
けないわけでございます。

十二月に予定する山口県での日口首脳会談で
は、こうした考えに基づき、静かな雰囲気の中で
率直に議論をし、そして平和条約締結交渉を前進
させていく考えであります。今を生きる世代とし
てこの問題を解決していくという強い決意を持っ
て臨みたい、このように考えております。

○稲津委員 いよいよ十二月までもう一月、二月
ぐらいいなくなってまいりまして、関係者の期待は大
変大きくなってきています、私も同様でございま
すけれども、この北方領土問題の解決、平和条約
締結というのは、やはりどう考えても、両首脳
の間でどういふ対話が最終的に結実するかという
ことに尽きると思います。ぜひ、総理のこれまで重
ねてきたプーチン大統領との外交の対話を結実さ
せていただきたい。そして、日口外交のまさに大
歴史転換だった、そう理解のできる、思える、そ
うのことを心から期待を申し上げる次第でございま
す。

それでは次に、TPPに関して質問させていた
だきます。

まず、SBS米についてお伺いをさせていただきます
きたいと思っておりますけれども、これはちよつとわか
りづらいつとありますが、パネルを用意し
ました。

いわゆるミニマムアクセス米の輸入の仕組み、
これは、一般のものについては、全体七十七万ト
ンからSBS米の輸入量を引いたものになりまし
て、ここに書かれているとおりですけれども、価
格の面では、国産米では十分対応したい、いわ
ゆる加工用とか飼料用、非主食用に用途として使
われる。

SBS米の方は、最大十万吨ですけれども、
実際はそこまでいっていませんが、輸入業者から
国が買い入れて、そして国が実需者に売り渡すと

いう、この構図は変わらないんですけれども、こ
の輸入業者から実需者の間には、例えば、いろ
んなニーズがありまして、ジャスミン米が欲しい
とか、そういった実需者のニーズがあるものです
から、輸入業者との実質的な直接取引があるとい
うふうに言われています。主に主食米として販売
している。

この実質的な直接取引のところにいわゆる調整
金があった、今、調査の結果はこのようなことに
なってきたんですけれども、そこで一番の関
心事は、それでは、この調整金と言われるものが
国産米の価格や需給に影響するのかわるかという
ことなんです。今回の調査報告の結果、この調整
金は、国産米の価格に影響があったかどうか。
私は、米の価格水準というのは、これは輸入
米、国産米にかかわらず、基本的に品質とかある
いは需給で決まってくる、このように認識してお
りますが、この点についての見解をお伺いします。

○山本(有)国務大臣 委員おっしゃるとおり、米
の価格は品質と需給で決まってくるものなり、こ
う思っております。

そこで、今回、調査をいたしました。SBS入
札に関して民間事業者の金銭のやりとりの報道が
ございまして、米農家のSBS入札に関する不信
感が生ずるおそれがあります。不信感の払拭の
ため、関係事業者へのヒアリング、関連データの
分析、これを行ったところでございます。

結果からしまして、民間事業者の金銭のやりと
りにはある程度あったものの、現在もあると回答し
た者は、買い受け業者で約一割、輸入業者で約三
割でございました。買い受け業者は国産米の価格
水準を見据えながらSBS米の販売を行い、事業
者の経営全体として利益を上げていくこととするこ
と、主要な外食、中食事業者は、SBS米の価格
が国産米の価格に影響を与えようとは考えておりま
せう、国産米が確保できない場合にSBS米を使
用しているといった実態が浮き彫りとなりました。

関連データの分析からは、八百万トン流通して
おります国産米の価格が低いときは、SBS米に
対する需要が大きく減少し、SBS米の輸入、流
通すら限定的になっております。毎月公表されて
おります国産米の相対取引価格につきまして、S
BS入札が行われた月と翌月との間で国産米価格
はほとんど変動いたしていません。現在はSBS
米が小売店の店頭等で販売されることは極めて
少ないものの、販売されているSBS米の価格は
国産米の価格と同水準で販売されていることにつ
いても確認ができました。

これらを踏まえ、米の価格水準は、輸入
米、国産米を問わず、基本的に品質及び需給で決
まっております。金銭のやりとりがあったとい
たしましても、SBS米の価格が国産米の価格に影
響を与えることはありません。国産米の価格は国
産米自体の需給動向等によって価格水準が決ま
っておりますという基本的な構造は変わりません。
加えて、TPPにより設定する国別枠につきま
しても、備蓄運営の見直しにより国内の需給及び
価格への影響を遮断し、確実に再生産が可能とな
るようになっていることによりまして、米農家の生
産現場に不安を与えることはなく、また説明を徹
底的にしていきたいと思います、こう考えております。

○稲津委員 今御答弁いただいたように、基本的
には私の申し上げたことと同じことでありまし
て、そしてあわせて、国産米の価格が下がるとS
BS米の方は減少してくるというお話がありました
た。したがって、変動は基本的にはないんだと。
それでは、なぜ調整金が必要だったのかという
基本的な問いなんです。

確かに、今回の調査で、調整金は、存在はあ
った。買い受け業者はSBS米を国が公表している
価格よりも安く入手していたことがあるのかどう
かということなんです。言いかえれば、調整金
があるから輸入米を常に安く売ることができ、そ
ういう構造になっているんじゃないですか。この
ことについてはどのようにお答えされますでし
ょうか。

○山本有 国務大臣 今回の調査結果によりまして、いわゆる金銭のやりとりは販売促進費あるいは販売奨励金などと呼ばれておりまして、輸入業者が顧客である買い受け業者を逆に選択して行われております。落札から実際の調達までの間に生じるコストの変化の調整、販売促進等の目的で支払われております。場合によりましては、輸入業者が落札後のコスト増を買い受け業者から徴収する逆調整金もございましたなど、多様でございます。

こうした金銭のやりとりが生じた背景、目的につきましましては、入札後の調達コストの調整、長年のつき合いの顧客対応や取扱数量をふやすための販売促進、SBS米の落札を確実にしたいという目的というようなさまざまな要因が挙げられております。

買い受け業者といたしましては、国産米の価格の水準をSBS米の販売価格の決定の際の主な考慮事項としておりますし、仮に輸入業者から金銭を受け取ったといたしましても、その金銭をプールした上でさまざまな経費に活用されておられますなど、買い受け業者は国産米の価格水準を見据えながらSBS米の販売を行いつつ、事業者の経営全体として利益を上げていくこととする実態にあることが確認できたと考えております。

以上のように、SBS米に関連した民間事業者間の金銭のやりとりが生じた背景や目的は極めてさまざまでございますけれども、これが国産米の需給及び価格に影響を与えているということを示す事実の確認できなかったところでございます。

【委員長退席、菅原委員長代理着席】

○稲津委員 いわゆる調整金は事業促進という目的で、しかし多種多様であるという御答弁でした。それはそれでわかるんですけども、では、今回、調査によってこういう事実がわかったことを受けて、このSBSの制度は残すのかどうかという質問なんです。

あわせて、例えば、これに関連してくるとよく言われるんですけども、食糧法の改正はしない

のか、こういう問いがありますけれども、このことについてはどのようなお考えでしょうか。

○山本有 国務大臣 ミニマムアクセス米の輸入に当たりましては、国産米に極力影響を与えないように、国家貿易として国が一元的に輸入して国内に販売することとしております。SBS方式も、MA米の一部につきまして国家貿易として輸入業者と買い受け業者との実質的な直接取引を認めているところでございます。この仕組みは今後変わることはありません。

今回の調査結果では、SBS米が国産米の需給及び価格に影響を与えていることを示す事実は確認できなかったものの、今後、SBS入札に関する不信感が生じないように、国と落札業者との間の契約内容の改善をすることとしております。

具体的には、SBS契約書の契約項目として、個々のSBS取引に係る三者契約に関連して、輸入業者及び買い受け業者との間の金銭のやりとりを行ってはならないことを明記します。これに違反した場合、資格の停止または取り消し等の措置を講ずることとしております。

また、食糧法でございますけれども、輸入業者、買い受け業者の連名による申し込みに応じて政府が輸入に係る米を買い入れることができるなど、SBS方式の基本的な仕組みを規定しております。個別具体的な契約項目等について制度の運用を適正に行う必要もございしますが、先ほど申しましたように、契約の中身、内容を少し訂正し、改善していきたいというように思っております。

以上から、WTOの要請でございますSBS方式につきましては存在を続けるということでございますし、食糧法違反ではないけれども、中身の運用につきまして、我々としては契約内容を改善したいというように考えるところでございます。

【菅原委員長代理退席、委員長着席】

○稲津委員 かなり丁寧な御答弁をいただきました。このことについては、この場ではもう十分理解できたと思います。ただ、非常にわかりづらい

構図もありますので、引き続き、やはり農水省としては、消費者の方や、特に農業関係者の方々に丁寧な説明が必要だと思っております。ぜひそのことを求めていると思えます。

次に、TPPについて具体的にお伺いしますけれども、私は、聖域なきTPP交渉はあり得ないとして、農産品の重要五項目などについて、これは守るということを大前提として今日まで参りました。その上で、きょうは総括的な質問になりますので、他の議員とも一部重複する点があるかと思えますけれども、お許しただきたいと思えます。

まず、TPPの意義についてということですが、私も、昨年の十月の大筋合意から一年が経過しました。ここで、改めてTPPの意義についてお伺いしておきたいと思えます。

我が国は、少子高齢社会から人口減少社会に突入して、少なくとも数十年間はこの状態が続く、このように言われています。パネルを今出させていただきましたけれども、働き手の主力とされていく十五歳から六十四歳の生産年齢人口も急激に減少していく。二〇一七年から一八年ころには、もう間近ですけれども、生産年齢人口比率というのは六〇％を割り込んで、戦後すぐの一九四〇年代後半の水準にまで戻るのはないかと言われている。

このパネル、これは厚労省の資料に基づいてつくってありますけれども、ごらんのとおり、二〇六〇年ぐらいには、人口が総人口九千万人を割り込んで、高齢化率も四〇％を超える、生産年齢人口の割合も五〇％足らずになる、こういう状況の中で、当然、我が国の市場というのは減少傾向になっていく。

その上で、TPPという、アジア太平洋地域における、世界の経済の約四割、人口八億人、これは何回も繰り返してそれぞれ質問、答弁にございすけれども、この巨大な貿易市場を獲得するということが大変重要であるということ、さらに、これは同僚の中川議員も先般指摘をしておりますけ

れども、日本とアメリカ、日米を中心とした自由主義国の枠組みの中で経済秩序を築いていくということ、ここに大きな意義があると認識をしております。

改めて総理にお伺いしますけれども、このTPPという経済連携協定の意義についてお伺いしたいと思えます。

○安倍内閣総理大臣 今、稲津委員から、日本の人口の推移をお示しいただきました。まさに、この推移から見てわかるように、日本の人口は減少していく。つまり、それは生産年齢人口とそして消費人口が減っていくということになります。しかし、高齢者の比率は伸びていくわけでありまして、社会保障費はふえていく、その中にありまして、我々は経済を成長させていかなければ、大切なこの社会保障の財源を維持していくことができないわけでございます。

そこで、各種の改革を行いながら、しっかりと生産性を高めていく、働き方改革を行う、一億総活躍の中でみんながその能力を発揮できるようにしながら生産力を高めていく。

一方、消費者の数は、これは日本国内でどんどん減っていつてしましますが、しかし、アジア太平洋地域の消費者はふえていくわけでございます。特に、農業についてはそうです。農業の市場は、毎年毎年、これはもう数兆円という単位でふえていく、かつ、だんだん高いものを買うようになってきた。だんだん日本の農作物にとっては有利な状況が生まれつつある中において、物や人やお金、これが自由に飛び交う、そして一定のルールの中で仕事ができるようになる。ということでは、大企業だけではなく、中小企業や零細企業、小規模事業者にとっても、今まではなかなか、海外に出ていく、突然ルールを変えられたりいろいろなことが、ハラスメントもあるのではないかと、こんな不安があったんですが、このTPPの中では一定のルールで、予見可能なルールの中で仕事ができるとなれば、小さな会社も、しっかりと国も支援をしていけば、十分に生きていくこと

ができるだけではなく、関税がぐっと下がりますから、サプライチェーンの中で、日本にいながらにしてそのサプライチェーンの中にしっかりと入っていくこともできるようになるわけでございまして、さまざまな可能性も出てまいりますし、普遍的価値を共有する国々という新しいルールをつくっていくことは、経済だけではなく、安全保障上にも、地域の平和と安定のためにも大きく寄与する、こう考えているところでもあります。

もちろん、農業は大切、国の基であります。しっかりと国会決議を受けながら交渉をした結果、農林水産品の約二割について関税等による保護を維持することができました。そしてまた、自動車部品の対米輸出額の約八割以上の即時撤廃を確保したわけであります。攻めるべきは攻め、守るべきはしっかりと守ってきたわけでありますし、同時に、まだ多くの農家の皆さんがご持ちの不安にも、このお気持ちに寄り添いながら、ちゃんと対応していきたい、こう考えております。これをまさにチャンスにしながら、日本の成長につなげていきたい、このように考えております。

○稲津委員 ありがとうございます。

今の総理のお話のように、TPPの本来意義について、国益を増していくということについて、改めて確認をさせていただきました。

そこで、もう一つの課題というテーマになっているのが、なぜ今回の臨時国会でTPPを批准する必要があるのかどうかということなんです。政府も私も、今臨時国会でのTPPの早期批准を目指しています。しかし、TPPの発効には要件があるということ、署名後、参加している全十二カ国が二年以内に批准できない場合、TPP域内の国内総生産、GDPの合計が八五%を占める六カ国以上の批准で発効できる、そういう決まりが最終的に盛り込まれています。

このパネルにあるとおり、下の方ですが、アメリカが約六〇%、日本が約一八%のいわゆるGDP

Pがあるということです。そうすると、日本とアメリカのどちらかでも批准できなければ、これは発効できない仕組みになっている。

アメリカの政治状況を見たときに、十一月に行われる大統領選挙の行方によってはどうなるかわからない。どういう状況下にあつて、我が国が先行して批准する意味はどこにあるのか。アメリカが批准できるのかできないのか見きわめてからやるべきではないかという意見がありますが、それに対してどう応えていくかということなんです。

私は、我が国の早期批准は、まず、TPP反対の声が大きいアメリカの自由貿易推進派の議員や業界をしっかりと後押しさせていく。それから、批准への道筋につながる可能性を高めていく。そして、アメリカ以外でも、日本とのEPAを熱望する国、例えばカナダとかですね、締結を促していく。それから、参加決定しましたベトナムとかマレーシアの後押しにもなっていく。そして最後に、アメリカの来りも大きいと思うんですけれども、アメリカの来りも大きいと思うんですけれども、これに対して、再交渉は受け入れませんよという明確な態度表明になるということ。そういう理由が考えられると思います。

TPPの早期批准は、先ほども総理から御答弁いただきましたが、自由貿易によって世界経済を浮揚させる、同時に、我が国にとっては成長戦略であるということはいま一度確認し、総理からの見解をお伺いしたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 TPPの意義については先ほども申し上げたとおりであります。その中で、今、世界を覆い始めた保護主義の動きの中で、米国の批准の先行きも不透明感を増しているのは事実であります。

しかし、ここで大切なことは、この保護主義の動きは放っておけばどんどん拡大していきます。そういうときこそ、自由貿易の恩恵を享受してきた我々日本が、自由貿易の必要性をしっかりとリードして説いていく必要があるだろうと思います。そのまさに大切なキーワードとなるべきも

のが、私はTPPなんだろうと思いました。

今、日本の動向に世界が注目をしています。G20においても、あるいは東アジアサミットの場においても、ほかの多くの国の首脳から、安倍さん、どうするの、TPPはという話を伺いました。ですから、私は、断固としてやろうと思う、ぜひあなたの国もやってもらいたい、日本が行くんだつたら、では、私も頑張りますよという話を随分伺いました。どうもアメリカは心配だねと。確かにアメリカの動向は心配ではありますが、アメリカにおいて、何とかTPPを批准したいと頑張っている人々から、日本がぜひ先鞭をつけて、大切さを日本から発信してもらいたい、日本がリーダーシップを発揮してもらいたいという声も随分あるわけであります。

ですから、ここで日本がべちゃんとなつてしまつたら、当然、米国での批准は非常に難しくなるわけでありますし、ほかの国々も日本の動向を見て漂流していくことになってしまうだろう、このように思うわけであります。今こそ日本が主導的な立場をとって、リーダーシップをとって、このTPPについては国会でしっかりと御議論をいただき批准をする。と同時に、もう再交渉はしないということも明らかにする。どうもう、こう思う次第でございます。

○稲津委員 ありがとうございます。

実は、次にもう一点総理にお伺いしようと思つていました、TPPがもし発効しなければどうなるのかということについては、先ほどの二つの総理の御答弁ではほぼもうそこはいただいたと思つていますので、通告をしておりますが、ここは飛ばさせていただきます。次に、国内対策の重要性というところで伺いをさせていただきたいというふう

に思います。TPPにおいては、多方面の産業界それから消費者の視点で考えれば、さまざまな選択肢がふえるという意味で、大きなメリットがあるということは一見できます。

しかし、一次産業を初めとする、いわゆるTPP

Pにより影響が懸念される農業関係者からの不安の声はずっと寄せられてきている。私の地元北海道においても、農業関係者からは不安が完全に払拭されたという声が聞かれる状況にはまだなっておりません。それは、私はある意味、気持ちがよくわかると思います。

しかし、だからこそ、WTOのこの協定の整合的な範囲の中で、しっかりと守るべきは守つていく、改革すべきものは当然改革すべきですけれども、それと同時に、これは一番大事なことは、国内対策だと思っております。

その国内対策をしっかりとやりやすさ、だから心配ございませんよということを私は明確に繰り返しお話ししたいですし、それが最も重要なことです。それから、ぜひ、農業者、農業関係者の皆さんに届くように、農水大臣から現段階における国内対策の検討状況についてお伺いしたいと思います。

○山本(有)国務大臣 昨年の十一月に取りまとめられました総合的なTPP関連政策大綱では、新たな国際環境におきましても生産者が安心して再生産に取り組めるような施策を打っております。まず、攻めの農林水産業への転換としまして、産地パワーアップ事業や畜産クラスター事業などの体質強化対策を集中的に講じますとともに、経営安定、安定供給のための備えとしまして、協定発効に合わせて経営安定対策の充実等を講じることとしております。

このうち、体質強化対策につきましては、平成二十七年年度補正予算におきまして、攻めの農林水産業への転換に向けた緊急対策としまして三千百二十二億円を確保いたしました。現在、各地域において具体的な取り組みが進められているところでございます。また、先日、十月十一日に成立いたしました平成二十八年年度第二次補正予算におきましても、産地の国際競争力の強化などの対策として三千四百五十三億円を確保したところでございます。

一方、経営安定対策につきましては、牛・豚マ

ルキンの法制化、加糖調製品を調整金の対象とする糖価調整法の改正等を盛り込んだTPP整備法案を、さきの通常国会に引き続き、本委員会御審議いただいているところでございます。

TPP協定発効後の継続的かつ安定的な経営安定対策といたしまして、マルキン制度等を法律上位置づけることは、農業者の皆様が安心していただくために不可欠なことと考えております。ぜひとも今国会での法案成立をお願いしたいというように存じております。

以上です。

○稲津委員 ありがとうございます。

残念ながら時間がもう参ってまいりましたので、残された質問、特にTPP担当大臣に通告をしてございしましたが、また別の機会にさせていただきますと思います。

私は、このまとめとして、特に農林水産物のいわゆる重要五項目を守ったのかどうかということもお聞きしたいと思つたんですが、この五百九十四の重要五項目のタリフラインの中で、関税を撤廃すると決めたことは百七十ライン。しかし、これはよく精査していくと、大体三つぐらいに仕分けされる。一つは輸入実績が少ないもの、二つ目は国産農産品との代替性が低いもの、そして、関税撤廃がcausing生産者のメリットとなるもの、こういうことがありますので、これもぜひこれから注目していきたいというふうに思っています。そういうことで、私のきょうの質問にかえさせていただきます。

ありがとうございます。

○塩谷委員長 次に、近藤洋介君。

○近藤(洋)委員 民進党の近藤洋介です。

私の地元山形県では、農家の方々は稲刈りの作業が大体終わりました。きょうあたりは出荷の作業を作業小屋でやりながら、また、中小企業の方々は事務所での放送をラジオで聞かれている方も多いと思います。

入り口の総括的な質疑だと我々は認識しておりますので、きょうは基本的なことを、総理に誠心

誠意議論を臨みたいと思いますので、簡潔な御答弁をぜひお願いしたい、このように思います。

まず、総理にお伺いをいたします。

昨日投票開票がございました新潟の県知事選挙であります。与党自民党が推された候補が敗れられて、米山隆一氏が勝利をおさめられました。

我が民進党の蓮舫代表も終盤戦に応援に入り、最終的には与野党対決型の総力戦の選挙となりました。エネルギー、原子力政策が大きな争点、こう言われておりましたが、米山候補は米どころ魚沼の御出身でもあり、TPP協定の反対も強く訴えてこられました。

総理、自由民主党は、幹事長も含めて、大変力を入れてこの選挙を戦われてきたわけでありまして、与党の総責任者として、また自民党総裁として、また総理大臣として、この選挙結果をどのように受けとめられますか。お答えください。

○安倍内閣総理大臣 与党が支援した候補が敗れたことは大変残念なことでありました。しかし、選挙戦を通じて論戦を行った結果、選挙戦を展開した結果、新潟県民の皆様が米山候補を選ばれた。真摯に受けとめたい、このように思います。

結果が示された以上、米山新知事、そしてまた新しい新潟県政に対して、国として協力をしていくことは当然のことであろうと思います。協力をしながら、新潟県のますますの発展に力を入れていきたい、このように考えております。

○近藤(洋)委員 私は、争点となった政策についてやはり新潟県民の民意が示されたことについて、自由民主党が掲げた政策が否定されたことをどのように受けとめているのか、こういうふうに関心を持っておりまして、では、ちょっと立場を変えて、連う点から伺います。

ことし七月の参議院選挙であります。

北海道を初め、私の地元山形県でも、明確にTPPが争点となりました。森山当時農水大臣も、何度も北海道、東北地方を訪ねられ、TPPの推進に理解を訴えられたと思いますし、多くの方々がTPPの推進を訴えられました。しかし、我々

の候補、民進党及び非自民の候補が北海道、東北地方の多くで勝利をおさめました。北海道、東北だけではなく、長州山口の安倍首相には大変恐縮ではございますが、信州長野、さらには新潟と、奥羽越列藩同盟に加わったと言つてもいいぐらいの、この奥羽越列藩同盟に加わった北国の農業生産地、この多くはTPPに厳しい目を向けた、この判断が下されたわけでありまして。

総理、この北国の地域の声、地方の声に真摯に耳を傾けるお考えはございますか。お答えください。

○安倍内閣総理大臣 ただいま委員が御指摘になられたように、山形県を初めとして、東北においては、秋田を除いて我々と与党は敗北をしたわけでございます。北海道については、二人の候補を当選させることはできなかったわけですが、二人の候補者の票を足せば今までも我々は得票をふやしたと言えるかもしれません。

こうした結果は真摯に受けとめつつ、しかし、TPPあるいは農業がテーマになったのは、東北だけではなく、私の地元山口県とか鹿児島県とか宮崎県とか高知県とか、そういうところでも議論になっているわけでございます。

今たまたま例として挙げたところは旧官軍系だったものであれですが、例えば四国全体、中国全体、あるいは九州全体においても、多くの県で、一人区で、与党の候補が勝利を得たわけでございます。まして、こういう点もよく分析をしていく必要があるんじゃないかと思います。

いづれにいたしましても、改選議席の過半数という高い目標をはるかに上回る議席を与党として得たわけでございます。それは、まさに今進めている我々の経済政策を力強く前に進めていくという民意の声であろう、このように思っております。まして、この民意の声にこたえて、しっかりとその責任を果たしていく決意でございます。

○近藤(洋)委員 我々北国の稲作単作地帯、そして非常にアベノミクスの痛みを受けている地域、この声をやはりきちと受けとめていただきたい

ということを私は素直に申し上げているわけでありませう。そこを顧みずに、今の政策を前に進めていけばいいんだ、そういう単純な御答弁だけを繰り返せば、これは何も与野党対立すればいいと私も思っているわけではなくて、やはりきつちりとその反省に立つて政策を進めていただきたいと本当に強く思うわけでありまして。そういう反省に立つてこの条文が出されてきたのかということ非常に疑問に思うことがございました。

今回のTPPの協定について、外務大臣にお伺いします。

まず、今回のTPP協定、今国会が始まったのは九月二十六日です。当日、驚きの発表がございました。政府は、本協定の協定文、そして協定の内容を要約した説明書に多くの誤りがあると急遽発表いたしました。資料を配付させていただきましたので、正誤表を委員の皆様には配付しておりますが、その数、何と合計で十八カ所。異例の多さであります。

これは確かに膨大な内容でありますから、ケアレスミスというのは、人間の作業だからあるでしょう。これは仕方がないというはある。しかし、内容を根本的に変えてしまうようなこういったものが、決定的な誤りが少なくとも十カ所以上ございます。政府がTPP協定を国会に提出したのはことしの三月八日です。なぜこれほど多く誤り、かつ六カ月以上も放置していたのか。六カ月以上も放置したままにして、九月に急に直し出したということですね。

まず、この事実について、外務大臣、担当大臣として国民の皆様きちんと謝罪をすべきだ、このように思いますが、いかがですか。

○岸田国務大臣 まず、御指摘の点につきまして、大変遺憾なことであり、心からお詫びを申し上げます。

TPP協定につきましては、御案内のとおり、十二カ国が参加し、英文で合計八千四百ページ以上の大部にわたり、我が国が締結した国際約束の中でも最大級の文書でありました。そして、こと

しの二月、署名直前に、十二カ国が一斉にそれぞれの法的チェックを行い、そして修正を行う。そして、それと同時に並行的に訳文、そして説明書を作成する。こういった作業が行われ、結果として、いずれかの国でチェックが行われ、修正が加えられるならば、そのたびに訳文、説明書を修正する。こうした複雑な作業が行われることになりました。

だからといって、それは言いわけにはならない。これは当然のことです。こうした状況の中で発生したミスに対しては、改めて心からおわびを申し上げる次第でございます。

そして、内容につきましては、それぞれ御説明をさせていただいております。そして、説明をさせていただいた上で、正誤表で訂正をお願いしているところですが、今後、こうした経験を踏まえて、しっかりとした対応、対策を考えていかなければなりません。こうしたチェック体制あるいはチェックの方法等も含めて、しっかりとした対応を考えていかなければならないと思っておりますし、ぜひ国会におきましても丁寧な説明を続けていきたい、このように考えます。

○近藤(洋)委員 私が開いた範囲では、過去二十五年間、こういった条文、協定の誤りは、少なくとも一カ所誤った、三カ所誤ったというのが過去三回あったと聞いていますが、十八カ所も誤ったというのは過去は例がないと聞いております。事実ですか。

○岸田国務大臣 御指摘のように、過去、訂正を行った例として、ジュネーブ諸条約第一及び第二追加議定書、平成十六年、エネルギー憲章条約、平成十四年、政府調達に関する協定、平成七年、こうした事例がありますが、御指摘のように、数ということを考えますと、今回はこの過去の事例に比べて大変多いというのは御指摘のとおりであります。

この中身につきましては、三つ、既に資料を出していただいておりますので、それを見ていただければと思いますが、訳文の三つの例、一つは、

同じ文章が重複したものであり、一つは、アメリカの国内法についての説明が追加されたのが抜けたということであり、もう一つは、原産地の報告について、輸出国と輸入国の間で話し合って決めるという一文、これが追加されたのが抜けたということでもあります。

そして、説明書の方もついでに説明させていただきませんが、説明書の方は、御案内のとおり、これは各国の約束ですとか留保ですとかあるいは表の部分が載せられているわけでありまして、その中で、ロープをロープとするなど単純な入力ミスはあったわけですが、それ以外の部分につきましては、日本以外の国の留保や原則や表にかかわるものがほとんどであり、日本の義務にはかかわらないという部分でありますので、こういった内容も説明させていただいた上で、正誤表にて訂正をお願いさせていただいている、こういった次第であります。

○近藤(洋)委員 内容は私も十分わかっておりますので、非常に協定の権利関係にかかわる、内容にかかわるものが、少なく見積もっても十カ所以上ある、これはやはり驚きなんです。少なくとも、協定条文そのものは内閣法制局もチェックをしているわけですね。これは外務省だけの問題ではないわけですね。内閣法制局もチェックをした上でこういうものが出されている。

先ほど、総理も石原大臣も、結果が全てで、結果を見てくれと胸を張られていましたけれども、出てきた結果が十八カ所も間違っていたわけですよ。それも、その結果を間違ったものを六カ月間もさらしておいて、そして審議をしてきたことになる。これは、政治は結果責任ですから、結果的に国民の皆様を欺いていたことになる、こういうことになるわけですね。これは非常に見逃せない大きな問題であります。

本来ならば、政府が最重要課題としてこのTTP協定を位置づけるのであれば、きちんとした情報公開もせず、結果を見てくれと言って、できた結果がこれだけのミスがある。しかも、大臣みず

からお認めになったように、あつてはいけないことだとおっしゃったわけですね。本当はあつてはいけないことなんです、本当に。

こういうことをしているのであれば、総理に伺いをいたします。内閣の総責任者として、このことは、みずから反省をして、出直す、出し直すというのが本来あるべき姿ではないですか。法案の出し直しを願うのが、総理、これは法制局もかわつての総責任者としての総理の御判断を伺っております。それが筋だと思いますが、総理、いかがですか、お答えください。総理、お答えください。

○塩谷委員長 先に岸田外務大臣。

○岸田国務大臣 まず、内容について、重大な内容が含まれるという御指摘でありましたが、内容については先ほど御説明したとおりであります。そして、訳文、説明書にしましては、所管官庁として、外務省が責任を持たなければならぬと思っております。よって、外務大臣である私が責任を持たなければならぬ問題であると認識をしております。

その上で、内容等を説明させていただいた上で正誤表等に基づいて訂正をお願いし、そして再発防止について万全を期していきたいと考えております。

加えて、丁寧な国会での説明を行うことにより責任を全うしたいと考えております。

○安倍内閣総理大臣 ただいま外務大臣から答弁をさせていただきましたように、訳文にミスがあったことについては大変申しわけない限りでございますが、中身それぞれの間違いについては岸田大臣から答弁をさせていただいたとおりでございます。今後、ぜひとも御審議を続けていただきたい、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○近藤(洋)委員 やはりこれは、私はきちんと出し直すべき筋合いのものだと思うんですね。こうやってごり押しをする筋合いではない、決定的なミスだと思っております。

総理にお伺いします。
政府・与党の姿勢というか、与党の姿勢も問題だと思いませんか。九月二十九日、それに前後してなんですけれども、当時のTTP特別委員会の自民党の次席理事の方が、これも資料を配付しておりますが、新聞記事の、これは四ページ目でありまして、マスコミのいる場で堂々と、強行採決という形で実現するよう頑張ると、審議の始まる前に、強行採決という形で実現するよう頑張ると発言しました。

武士の情けで、この次席理事だった方の名前は申し上げません。ただ、真面目な方です。私もよく存じ上げています。この真面目な方が頑張るとおっしゃったんです。その方は、その後、こういうふうに釈明された、どうしても採決したいという安倍首相の思いを言ったにすぎない。どうしても採決したいという安倍首相の思いを言ったにすぎない、こう釈明しているんです。真面目な方ですよ。強行採決して頑張ると言ったこの趣旨はそうだと云ったんです。

総理、これは総理の思いなんですか。お答えください。

○安倍内閣総理大臣 私の思いは、私は委員ではございませんので、行政府の長として、まさにこのTTPについてはしっかりと御議論をいただきたい、熟議をし、その上においてしかるべきときに御判断をいただきたい、これがまさに私の思いでございます。この思いを受けてしっかりと御審議を賜りたい、こう思っている次第でございます。

○近藤(洋)委員 いや、総理はそう幾らおっしゃっても、例えば、きのうですか、また公明党の幹事長が、会期を区切ったような形で、このTTP審議、まだ始まったばかりなのに、月内の採決のような趣旨の記者会見での発言をされたりしているんですね。

これは、審議が始まったばかりのときに、こういう与党の態度は一体何なのかということなんです。きちんとした議論をしたいというのに、最

初に強行採決の話は出るわ、月内だという議論が出るわ、一体これは何なのかということをもまず申し上げたいと思います。

ミスだらけの条文で国民を偽って、そして訂正もしないし、そして強行採決をはめかすということでは困るということをもまず申し上げたい、こう思います。

さて、内容の話、加えていきたいと思っています。なぜ急ぐのかということに加えていきたいんですが、先ほど来議論になっているように、TPP協定であります、各国の審議状況は、パネルにも示しましたけれども、皆さん御案内のとおり、十二カ国の協定であります、実際に発効するためには、少なくとも域内のGDPの八五%以上を占める六カ国以上の承認が必要であります。

つまり、日本と米国の両国の国内手続をしないと発効しない。米国民議会で、まだ実質的な議論は始まっておりません。加えて、米国の次期大統領候補、ヒラリー・クリントン氏、さらにはトランプ氏、双方とも反対の姿勢を明確にしている状況であります。十二カ国各国を見ても、国内手続全てを完了した国は一つもありません。

そして、こういう中で、一方で、もう一枚めくっていただければと思うんですが、総理の好きな言葉、地球儀を俯瞰して見ていただきたいんですけれども、もう一つ、非常に重要な国際条約が十一月四日に発効しようとしております。パリ協定と呼ばれるものであります。これは地球温暖化防止の枠組みを決める極めて重要な国際協定であります。こちらの方は、米国、中国、EU、インド、主要国がもう既に批准をしております。締結が必要なのは、五十五カ国以上、排出量の五%以上の締結が必要となっておりますが、現在、既に七十六カ国及びEUが締結をし、五九%以上が締結をしておりますので、これは十一月四日発効予定、こういうことでございます。

日本だけが取り残されているのが現状であります。温暖化の新しいルールを決める場に完全に出おくれたのは明らかであります。温暖化防止の枠

組みに大きく出おくれた。

外務大臣にお伺いします。
なぜこのような失態、事態に陥ってしまったのか。この状態をよしとしているのか。まず、お答えいただきたい。

○岸田国務大臣 まず、パリ協定の迅速な締結について、我が国は一貫して重視をして取り組んできました。

四月に行われましたパリ協定の署名の開放につきましても、四月二十二日、開放当日に署名を行いました。また、五月に行われました伊勢志摩サミットにおきましても、年内の早期発効に向けて協力をし、これを明らかにしています。そして、年内の早期発効を目指して、我が国として、国内の担保の調整、検討を行い、十月十一日に閣議決定を行ったということでもあります。

そして、これはおこなわれている、失態ではないか、こういった御指摘がありました。こうした我が国の取り組み、年内の発効に向けて努力を続けてきたわけであり、本年九月、米中による締結あるいは国連事務総長主催のパリ協定期早期発効促進ハイレベルイベント、こういったものを受けて、当初の見通しを上回る形で早期発効に向けた機運が高まった、これは事実だと思います。ただ、こうした見方は我が国に限られたものではありません。事実、EU及び全加盟国一括締結の方針、これを表明していましたが、今説明させていただきましただようなさまざまな動きの中で、早期妥結に向けて機運が高まる、そういったことで、EUは、結果として、EU及び一部の加盟国七カ国のみで先行して締結する、こういった対応をとらざるを得なかった、こういった状況にあります。

いずれにしましても、こうした年内の動きをしつかりと踏まえて、我が国として、一日も早く締結国になり、そしてしっかりと説得力のある発言を確保していかなければならない、このように考えます。

○近藤(洋)委員 岸田外務大臣、いろいろおっしゃいましたけれども、結論的に言うと、見通しを誤った、こういうことなわけです。要は、この状態をよしとしないというのが明確におっしゃった、こういうことでもあります。見通しを誤った。

この温暖化防止の枠組みというのは非常に重要です。古くをさかのほれば京都議定書にさかのぼるわけでありまして、この温暖化防止の枠組みというのは我々の生活にも非常に影響を与えます。産業社会にも大きな影響を与えます。まさに日本がリーダーシップを発揮して国際的な枠組みをつくってきた分野で大きく出おこなわれているわけですね。これは回復しなければいけません。

先ほど総理は、リーダーシップを発揮しなければいかぬ、国際社会において。まさに温暖化防止、これは中国とのまさに覇権争いの中でいえば、大きな国際交渉の舞台ですよ、ここは。非常に大きな舞台です。インドも含めて、大きな舞台です。

総理、パリ協定については我々民進党も早期批准すべきだという立場です、ここは。ですから、協力をいたします。このTPPよりも早く審議するようから、我々も協力をするという意思を持っていますから、ぜひパリ協定の議論を急ぐよう方針を転換すべきだと思います。

ぜひ、総理、この場で方針転換するよう意思を表明されたらどうでしょうか。いかがでしょうか、総理。これは総理の方針ですから、どうぞ、総理、お答えください。

○塩谷委員長 先に岸田外務大臣。
○岸田国務大臣 TPP協定としてパリ協定、この審議のあり方について御指摘をいただきましたが、まずTPP協定、パリ協定、これは我が国として、両方大変重要な協定であると認識をしています。

TPP協定の重要性につきましては、先ほど来総理の方から発言がありましたように、自由貿易

のもとで経済成長を遂げてきた我が国こそ、世界経済の自由で公正なルールづくり、これをしっかりと牽引していかなければならない。こういった視点から、こうしたTPPの早期発効に向けて機運を高めていく、その役割をしつかり日本も果たしていかなければならない、こうした問題であると思います。

一方、パリ協定につきましても、委員御指摘のように、これは国際社会共通の大変大きな関心事であり、日本も早期発効に向けてしっかりとこの重要性を認識しながら努力をしてきた、こういった問題であります。

国会においてどう御審議をいただくか、これは国会に御判断をお願いしなければならぬ問題だと思いますが、日本政府としては、この二つの協定、どちらも重要な協定だと認識をし、どちらも早期発効に向けてしっかりと努力をしていかなければならない課題だと認識をしております。

○近藤(洋)委員 こういう事態に陥った責任について、総理に改めて答弁を求めます。お答えください。

○安倍内閣総理大臣 パリ協定におきましても、そもそも日本が主張しておりました、全ての排出国が参加するものにしなければならぬという我々の主張が入り込んだものであろう、こう思っております。それはハイリゲンダム・サミットの際、私が日本を代表して主張してきたことでもあります。その後、民主党政権時代にもその基本的な考え方のもとで交渉を進め、今回こうした形になったわけでございます。

いずれにいたしましても、本院におきまして、本院というのはこの衆議院、あるいは参議院におきまして、それぞれ速やかな御議論をいただきたい、このように思っております。次第でございます。

○近藤(洋)委員 本件は、パリ協定は、総理がサミット等でもリーダーシップを発揮すると発言をしているから総理に答弁を求めているわけ、この大失態は安倍政権の大失態だ、我々は協力すると言っておるので、パリ協定を急ぐべきだという

ことを申し上げ、なぜTPPに、見通しの立たないTPPに突っ込むのかよくわからないということを重ねて申し上げたいと思います。

次の話に移りたいと思います。

TPP、日本にとつてのTPP交渉は、基本的に日米間の交渉が肝であったというのは周知の事実であります。本当に日本にとつて国益を守ることができたのか、とるものはとれたのか、その過程で我が国は何を主張してきたのか、これをきちんと検証することは極めて重要なことなんです。

そこでお伺いしたいんです。

第一に、まず自動車と農産物の関係なんです。基本的なことをお伺いしていきたいと思えます。我が国の対米輸出関税で、自動車部品の分野で八割の撤廃はとれた、これは私は評価します。しかし、ただ大問題なのは、交渉に入る最初の段階で、肝心の完成車の対米輸出の関税を最長期間維持すると、約束を入り口の段階でしてしまったことなんです。入り口の段階で最初にカードを切ってしまった、これが大問題なんです。

このカードを切ってしまった、わかりやすく言えば非常に高い入場料を支払ってしまったことがTPP交渉の安倍政権下における大問題であつた、こう思うわけでありまして。

このことをしてしまつたのはなぜなのか。こちらが守るべき米や牛肉で具体的にあの時点で何かを得られたならばともかく、何も得られないまま自動車だけ具体的に譲ってしまったのは、入り口で大幅に譲ってしまったのはなぜなのか。担当石原大臣、その理由をお答えください。

○石原国務大臣 これはもう既にお話をさせていただいております、今の車の生産というものは地産地消になっております。六百六十万台、北米で日本の車が売られておりますけれども、このうちの四百九十五万台は北米で生産され、残りの百六十万台が輸出をしているわけでございます。そして、完成車の関税は二・五％、トラックは

二五％でございますが、トラック、ピックアップトラックも含めまして、ほぼ実績がございませう。

こういうことで、部品が、二兆八千億輸出をさせていたいただいておりますけれども、この八割が即時撤廃という方、これが我が国の国益に資する、こういう観点から、このような決定をさせていただいたものと承知しております。

○近藤(洋)委員 このパネルでも明らかなおと、最初に米国にどんと完成車で譲つて、そして結果として出てきたのがこの結果のグラフなわけ

です。牛肉は即時にどんと関税が引き下げられて、そして自動車は、トラックもそうですし乗用車もそうですが、何とずつと長く関税が続けられる、こういう結果になっているわけですね。なぜか自動車だけがずつと残っている、こういうことです。しかも、牛肉は、日豪のEPA交渉よりも、これがぎりぎりのラインだと言つていたものよりも深掘りをされてしまつて、こういうこと

となつてですね。私はこの最初の妥協を聞いたとき、啞然とした。確かに、野田政権のときに、旧民主党時代に、TPP交渉の参加に向けた情報収集、これを行つてきました。四年前です。私は当時、経済産業副大臣でありましたが、しかし、こんな

米国の要求丸のみだつたらば、とても交渉には入れないというのが当時の我々のスタンスだったんです。それをいとも簡単に丸のみをしてしまったのが安倍政権だったわけでありまして。こんなのは、非常に高い入場料を払つて、しかも瞬時に下がるようなものをのまされてしまつた、こういうことでもあります。

しかも、米国からの米の輸入枠、これは同僚議員がこれから議論すると思ひますけれども、甘利大臣は、最初五万トンが上限という趣旨の発言をされていましたが、甘利当時担当大臣。それが、結果的に七万トンと特別枠、米国枠のものを譲歩されました。五万トンが七万トン。そして、牛肉、豚肉、これは日豪の協定よりもさらに厳しい結果

となつてしまつた。

自動車で譲り、米で譲り、豚で譲り、牛肉で譲つた。これは米国から一体何を得たのか、何をかち取つたのか。改めて、石原大臣、何をかち取つたんですか、お答えください。

○石原国務大臣 近藤委員の御指摘は御指摘として、自動車をつくつて、日本自動車工業会があるいは貿易会、これらの皆様方は今回の交渉に満足

をされております。そこにパーセプションギャップがあるということもぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

そして、詳細については農林水産大臣からお尋ねをいただきたいと思ひますけれども、日本を除く他の国の関税の即時撤廃率と我が国の即時撤廃率、農作物では二割を守つて、全体でも九五％、他の国は九九％や一〇〇％なんです。マルチの交渉で、自分たちの言うとおりに全とする、とるということはあり得ません。多くの方々が満足をして

いただく形で、また農林水産品については、午

前中の同僚の江藤委員の議論の中にございましたとおり、牛肉についても、日本の有名な牛肉をアメリカに輸出する、こういう枠もとつて、これも自由化される。しかし、自由化された後も、日本には関税が九％残るわけですね。こういう全体を見て御評価をいただきたいと思ひます。

○近藤(洋)委員 まだよくわかりませんが、具体的に何をとつてきたのか。

それでは、さらに自動車について伺ひます。完成車輸出の関税だけじゃないんです、自動車については。

政府・自民党は、二〇一三年末に軽自動車の増税を行つて、三十一一年ぶりに。軽自動車は、特に地方の生活者の、私の地元山形県では、一家に二台、三台は当たり前。これはもう地方の足です。これに一・五倍の増税をかけました。

この軽自動車増税は、TPP交渉、日米二国間協議において要求をされた私は認識しておりますが、世耕大臣、そのとおりだと思いますが、い

かがですか。

○石原国務大臣 これは、実は普通車、千cc以上の車と六百六十ccの軽自動車の間の性能の差というものは今ほとんどございせん。そんな中で、軽自動車をつくつて、この関係を整理させていただきまして一万五千円への増税を決めたということございまして、私は、アメリカからこれに

対して要求があつたということは承知しております。

○近藤(洋)委員 いや、それは大臣、うそを言つてはいけません。TPP交渉において、二国間並行協議で米国からの声があつたというのは、これは周知の事実ですよ。自民党の税調の中でも、この趣旨の発言をされている方は、証言をされている方もいらつしやるし、これは西川さんの真実の本にあるかどうかは別にして、別の本、別の出版されている本にも、幾つか自民党の税調幹部の証言が出ていますよ。

うそを言つちやいけません。もう一度答えてください。あつたんじゃないですか。並行協議の中で議論されたんじゃないんですか。

○石原国務大臣 税制改正というものは、我が国の独自の判断、政府税制調査会、また自民党の税制調査会、これにのつとつて物事を決めている、このように御理解をいただきたいと思ひます。

○近藤(洋)委員 非常に不誠実な答弁だと思ひます。だから、我々は甘利・フロマン会談の交渉過程に、非常に重要だ、こう認識をするわけなんです。また、答弁でもきつちりお答えいただけ

ない。本当に御存じないのかもしれない。基本的なことはやはり甘利・フロマン会談、二十数回の、二十五回の甘利・フロマン会談で決まっています。そういうことをきつちり明らかにしていただきたい。だから、黒塗りを解除してもらいたい、こういうことをお願いしているわけなんです。

だって、周知の事実のこともお答えいただけ

いわけです。周知の事実のことも答えないで、そして虚偽答弁を重ねるのであれば、やはり甘利さんに出てきていただかなきゃ困りますし、甘利大臣にお答えいただくしかないわけですよ。

では、石原大臣、甘利先生が退院をされてから、その後、引き継ぎは二十分と聞きましたけれども、何回かお話しされましたか、T P P交渉について、引き継ぎは行われましたか。お答えください。

○石原国務大臣 断定的に、どなたが言っているというお名前も出さないで、そういうことが事前協議であったと言うのはまた乱暴な議論だと思えますし、軽自動車への自動車税の課税というのも、増税というものは、実は、もうここ五、六年、我が国が安倍政権になりましてT P P交渉に参加を決めさせていただく以前から、毎回組上り上がってきている税制項目であるということもぜひ御理解をいただきたいと思えます。

○近藤(洋)委員 そこまでおっしゃるならば申し上げます。

「ドキュメントT P P交渉」という本によりまして、こう書いています。額賀先生、額賀福志郎議員が、これは税調のいわゆるインナーの証言として、米国側がT P P交渉で、軽自動車という規格が非関税障壁に当たると主張していることは知っていた、普通車との税金の格差が大き過ぎるという問題意識はあったと証言していると、T P P交渉で。これは本人のクレジット入りで、この「ドキュメントT P P交渉」という本で、しっかりとした本ですよ、著者も立派なジャーナリストです。こういうふうに書かれているんですよ、例えば。

この手の話はもう周知の事実。そういうことすらきちんとお答えにならない。やはり甘利大臣と引き継ぎをされたのかということもお答えにならない。いいですか、甘利大臣と引き継ぎをされたのかという事実もお答えにならない。引き継ぎされたんですか。お答えください。

○石原国務大臣 ですから、先ほどお話をさせて

いただきましたとおり、我が党の税制調査会では、去年急に話が出てきて物事がすぐに決まるということではなくて、これは、増税になる側、減税になる側、全体でレベニュー・ニュートラルを目標としておりますので、T P P交渉で話が出てきてから急にやったというのは曲解であるということをお話しさせていただいているわけでございます。

二点目の話でございますが、甘利大臣が御退院をされた後、立ち話ではございますが、何かそのほかにお話があればいつでも承りますし、また伺わせていただきますという話をさせていただきまして、しっかりと石原さんは私にかわって答弁をしてくださっている、こういうお話をいただいたところでございます。

○近藤(洋)委員 少なくとも我々は石原大臣がしっかりと答弁をしているとは思いません。せめてこの黒塗りを解除していただくか、甘利前大臣が、ぜひこの場にきてしっかりと答弁をしていただかないと中身の議論ができない。

委員長、ぜひ御協議を願いたい。

私は、甘利参考人の質疑を要求しました。前回の委員会の中でも、甘利参考人の質疑は検討するというところで、引き続きの協議事項になっているはずであります。

ぜひ、本件についても、軽自動車の課税がどういう過程で行われたのか、この点についてもしっかりと国民に情報を開示すべきです。税は政治です。いいですか。この点がどういう過程で成ってきたかということは極めて重要なことなんです。

その点も含めて、甘利大臣の発言を求めたいと思えますので、委員長、いかがでしょうか。

○塩谷委員長 理事会でも協議をしてみたいまして、いまだ全会一致に至りませんので、引き続き、協議してまいります。

○近藤(洋)委員 引き続き、真剣に協議をしていただきます。

甘利大臣がフロマン通商代表といろいろな形で

議論したことが、全て最終的な結果になっている。しかも、全部を明らかにしろとは言っていないですよ。しかも、政府はその会議録すら保管していないというじゃないですか、内閣官房は。ただ、農林水産省は書類を保管していると答弁されているんですね、農林水産省は。

経済産業大臣にちょっと伺いたいんですけど、経済産業省は甘利・フロマン会談における経産省分野について書類をきちんと保管しているというふうに認識されていますか、お答えください。

○世耕国務大臣 経済産業省が経済産業省として交渉に関与した部分については、適切に記録は保存をされていると認識しております。

○近藤(洋)委員 適切に。では、内閣官房だけ、きちんとした書類がない。

これは困ったことですね。全て甘利大臣の頭の中。そして、今は英国に行かれている鶴岡大使、首席交渉官、これは今日日本にいないわけでありまして。日本にいない方が首席交渉官で、そして、甘利さんの頭の中にしかないという異常事態の中でこの審議が行われているわけですから、きちんと、書類が出せないならば、答弁できる方が答弁の場に立つというのが真摯な政府の対応の仕方ではないかということを重ねて申し上げます、この黒塗りの解除をお願いしたいということを要求したいと思えます。

総理、甘利大臣に出席を指導するのが総理の役目だと思えますが、重ねて、総理、総理の……(発言する者あり)不規則発言をやめさせてください。江藤先生の不規則発言をやめさせてください、委員長。(発言する者あり)間違えました。

○塩谷委員長 間違えないように。

○近藤(洋)委員 菅原先生の不規則発言をやめさせてもらえませんか。

○塩谷委員長 続けてください。

○近藤(洋)委員 総理、指導力を発揮して、適切

な答弁をするように、総裁として指導してもらえませんかでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 当時の甘利大臣とフロマン氏の交渉については、まさにこれは、お互いにこの交渉については公表しないということを前提に交渉しているわけでありまして、そして、その交渉においては、極めて少人数、一対一、テタテでやった交渉も多いというふうに承知をしております。その交渉については私も報告を受けているところでございますが、これは相当お互いにやりとりをしているわけでありまして、まさにこういうやりとりについては外に出さないというのは、これは当然のことであらう、こう言う次第でございます。

これは例えば、かつて、日米安保条約の改定のときには、当時の大使と当時の岸信介首相が直接何回も会談を行い、交渉していますが、その交渉そのものは全く一切外には出していない。これは当たり前のものでありまして、国会で議論をしたのはこの条約そのものであったわけでございます。

これはまさに、甘利・フロマンの会談の、交渉の結果出てきたものについては全てお示しをしておりますから、その結果についてしっかりと御議論をいただきたい、このように思います。

○近藤(洋)委員 総理は、かつて、日朝交渉の記録が残っていないことに対して大変問題だという問題意識を持たれた方です。

このT P P交渉の正確な記録が内閣官房においてないというのは私は大問題だと思うんですね。各省はばらばらに持っているけれども、きちんとした会議録が、内閣官房において、甘利・フロマン会談を含めて、きちんとした記録がないのは国会答弁で明らかです。これは極めて問題であります。

こうしたことを少なくとも公開、非公開の前にきちんと整理すべきだということを申し上げ、最後に、やはり総理、強引に審議を進め、採決を急ごうとする今の姿勢は、まさにその目線は、オバ

マ政権の背中を押すと言っているけれども、視線の先はオバマ政権にあるんじゃないか。ぜひ視線の先は我々国民に向いてほしい。ぜひ国民に向いてほしい。アメリカの政権だけを見て、レームダック政権に間に合わせてこのTPPを何とかしようなどというこそこなことを考えず、堂々と国会の議論を進めてもらいたいということを申し上げて、時間ですので質問を終わります。

○塩谷委員長 次に、篠原孝君。

○篠原(孝)委員 篠原でございます。

近藤同僚議員がこの件でいろいろ指摘されましたので、リレー質問をさせていただきたいと思っております。

これ、真つ黒ですよ。私は、安倍総理と同じです。かね、組み合わせでいうと、日の丸が大好きですから、赤と白の組み合わせが大好きなんです。日本人は皆そうですけれどもね。ところが、自民党、政府・与党はちよつと違って、この黒と、それから領収書は真つ白で、黒と白。常識をちよつと外れているから、国民は目を白黒させてびっくりしているんじゃないかと思ひます。これを直していただきたい。

それで、これを見てください。ここにちよつと書きました、「情報公開、透明性」というのがあります。マル・バツはまた私の判断ですけども、右側の方、自民党の方が白紙領収書の改善をすぐしたんですね、二日か三日後に幹事長名で。立派だと思ひますよ。ちゃんと書き込むんだ、白と黒のちゃんとしたペーパーにして。国民の常識に合せているんですが、どうも黒塗りの方は全然そうじゃない。

それで、総理は盛んにおっしゃるんですね、立法院もきちんと承認して、アメリカに、TPPの承認を早くしなくちゃいけないという意思を示す、それに協力をしてくれと。いいですよ、もしちゃんと多数決でやるんだつたら。しかし、そのときに、レベル・プレーイング・ワールドとか何かよく言いますよね、同じ土俵で。情報私が方に、全く偏っていて、そして承認だけ

さつさとしてくれというのは、それはちよつと身勝手過ぎるんじゃないかと思ひます。

それこそ、近藤委員と同じですよ。総理が、白紙領収書をすぐ直せ、ちゃんと書くんだというのと同じように、そこそちゃんと情報を提供せよと。甘利・フロマン会談の結果は結果ですよ。先ほど、日口の交渉については、総理はやはり真剣に取り組んでおられるんじゃないかと思ひます、ブーチンとのやりとり、ちゃんと我々にその一端を説明されていたじゃないですか。

経済問題で、甘利さんとフロマンさんの両方の、交渉した結果がこうなっていますよというのが全然開示されないんじゃないかあり得ないんですよ。そういうところを見なかったら、我々一体どうなっているんだかわからない。それは常識ですよ。交渉経緯じゃないです。経緯の中の、一々交渉した結果の積み重ねで最後の条文ができているんですよ。

秘密のやりとり、そんなことを情報開示しろなんて言っています。本当の秘密なんというのはペーパーにしないですよ。腹の中におさめて、よく言われますよね、幕場まで持つていく。そういうのはいつばあるんですよ。それは、外務省、ノンペーパーというんですね。わかりますよね。ペーパーじゃないと言つてペーパーにしているんですよ。一部の関係者だけで承知しているノンペーパーというのがあるんですよ。

ですけれども、閣僚ベースで、それから上層部でまとめたペーパーなどというのは、こんなことを言う失礼かもしれないけれども、それほどずつと秘密にしておくべき情報ではないんですよ。それをちゃんと我々に開示して、こういうふうな言っているんだから大丈夫だと言つていただかないと、国民の不信はますます広がっていくばかりですよ。

こうだよと言つていただければ、ああそうか、そんなにうまくいっているのかということ。我々も国民も納得するんじゃないかと思ひますけれども、総理、鶴の一声でちゃんと情報公開していた

だくようにしていただかせようか。

○安倍内閣総理大臣 この審議にとつて必要な情報を既に我々は相当公開させていただいております。四千ページにわたる資料を出させていただいておりますし、その後、要求によって、千七百ページですかにわたる資料も提出をさせていただいているというふうな承知をしております。

そこで、甘利・フロマンの件については、まさにこれはメモを、記録を残していないということでごさいますし、しかし、他方、これはなぜ記録を残していないかといえ、事実上フロマンとブレンス・ストーミングのようなことをやっていたという話を聞いておりますが、つまり、この中で話していつて、AかBか、AかBかということをやつていつてBになった、そういう類いのものとまた違うということは伺っているわけがございます。

いづれにせよ、これは篠原委員はわかっています。あえて言われているんじゃないかと思ひますが、交渉においては相互の信頼関係の中で相当腹を割つて話をしますが、そこは記録に残さないこともありますし、しかし、他方、もちろん記録に残っているものもあるということではないかと思ひわけがあります。

甘利・フロマンの場合は、相当長い間、何回も何回も議論に議論を重ねていった中において、お互い相当信頼関係が高まっていた中において、自分はこのまゝ言つてもいいということをお互いがレベルが上がる中においてのやりとりはあったんだらう、こう思ひますが、しかし、それは、例えばそれをお互いがそれぞれの省内で共有するだけで少し問題になる、そういうこともあったのか、ここは私の類推でございますが、ということもあつたんだらう、こう思ふ次第でございます。

今後とも、委員会から要請があれば、政府としては委員の御要望にはできる限りお応えをさせていただきたい。当然、この特別委員会から御要請があればお応えをしなければならぬ、このように考えております。

○篠原(孝)委員 TPPの内容は膨大なんです。第二十六章に、透明性と腐敗防止という章があるんですよ。

民間企業には、透明性を確保して、外国企業からいろいろ言われたらみんな公開しろと言われていて、政府が公開しないのはどうしようもないじゃないですか。透明性を確保しろという条文があるんですよ。一章、腐敗防止というもの、ちよつと、我が国の前の担当大臣のことを考えると意味深長だと思ひますけれども。

だから、そういうのがあるんです。透明性を確保しろというのはTPP全体の大事な精神なんです。それを、議会の審議において透明性を確保していないというのはひどいと思ひます。私、このところをやつたら、透明性、見てください。黒塗り資料、情報開示せずと言つたら、だめだ。これはひど過ぎるから、不足とやれ。このところ、交渉過程は情報開示せずと書くんですよ。

それから、いつば直されているんです。見てください、国民の皆さん。こういうことを言つて、さつき、一時間、二時間膨大な作業を事務方がやつていたんです。我々の提出資料が不正確だから直せと言ふんです、間違ひがあると。済みませんでしたよ、謝りますよ。だから、直ししました、刷り直して。私もこうやつて直して。さすがにこういうのは手書きでしか直りませんでしたけれどもね。

それだつたら、先ほどのことも大事なことでですよ。こんなことで、審議のところで不正確だなんて、見解の相違ですよ。

下の方へ行つて、一段行つて、TPPで何でもアメリカ化。何でもといつたつて、顔までアメリカ人と同じようになると、そんなことを言つてやしないですよ。それを、これは不正確だと。発効の見込みのないTPP。あるんだからと。だから、少ないと入れました。当面ないとか、何%ないと書くんですか。そんなのだつたら、先ほどの、僕は、温厚篤実

とまでは言いませんけれども、それなりの情け心はありますし、現実的ですよ。だから、条文が間違っているから刷り直し、出し直せなんて言っていないですよ。それを何ですか、我々の提出資料、朝、一々直せというのは。こんなちぐはぐなのがありますか。これは絶対に直していただくかなきゃならない。

これは、どなたとも言いませんけれども、政府の方にも問題があると思います。全部直していただかないと。連携してください。こんなことが行われているんですよ。よく反省していただきたいと思っています。

次に移ります。

同じちぐはぐなのはパリ協定ですよ。日本は、化石賞とかなんとかといって京都議定書のころはさんざんやったけれども、その後、全然存在感がない、いるんだかいらないんだかわからなかったというのがCOP21のときの評価です、環境団体。

日本は一つだけ具体的な提案をしたと聞いているんですけども、どういう提案をしたんでしょうか。岸田外務大臣、お答えいただきたいと思っています。

○岸田国務大臣 気候変動というのは国際社会全体で取り組むべき課題であり、我が国は、パリ協定の交渉において、先進国、途上国の区別にかかわらず全ての国が義務を負うことを重視し、まずそのことについて主張してきました。

これは、途上国の排出量が世界全体の排出の大部分を占めるようになったことから、京都議定書における先進国のみでの取り組みでは実効的な温暖化対策をとることができない、こういった問題意識に基づいたものであります。

そして、こういった点を踏まえて、パリ協定においては、主要排出国の参加を通じて実効性を確保するため、一つは国数、そしてもう一つは世界全体の温室効果ガスの総排出量に占める割合、この二点が発効要件とされたわけですが、これは我が国がパリ協定の交渉において強く主張した結果

であると認識をしています。

○篠原(孝)委員 五五％は日本が主張したんですよ。

多分、私の類推ですけれども、これは総理もさつき言われましたけれども、TPPで八五％のGDPというのがあったからなんです。同じで、なかなか合理的な、五十五カ国で五五％と、じゃれじゃないですけれども、両方五五％ですよ。そういうふうになっているんです。いいことだと思っています。だけれども、その後の見通しが間違っていますよね。

これはパネルにはないんですが、皆さんにお配りしている表を見てください。一番最後のページです。四枚ありますけれども、一番最後のページ。

TPPの協定とその関連国内法とパリ協定、それぞれ通っているか通っていないか。国内法はこの国も出していないんですよ、それは。通しませんよ。もとの条約がどうなるかわからないんですから、当たり前ですよ。

日本の役人はいかいますかと思えますよ。本当にちゃんといけばいいですけれども、これでもう一回なんかやっていたら、全部法律を出し直さなくちゃならないですから。アメリカの様子を見よう、TPPのほかの十カ国はみんなしているんですよ。パリ協定はこんなにみんな結んでいるじゃないですか。

総理は、もう今お忘れかもしれませんが、第一、安倍政権のときの、五十年先を見越してCO₂を削減するというのをちゃんとサミットで言っておられるんですよ。伊勢志摩サミットでもちゃんと年内批准、発効と言っておられるわけですよ。G20でも同じことを言っておられるわけですよ。しかし、そこでさんざん言っておられるのに、全然実行されていないんです。それで、国内向けに言っているTPPだけを急いでおられる。僕は両方急ぐべきだと思います。これもまたちぐはぐなんです。

我々にこんな、どうでもいいなんて言っちゃ、

大事かもしれません、私に直せと言って意地悪しにおいて、自分で間違えたものは、はい、済みませんで済ませて。これはちぐはぐが多過ぎるんですよ。もつとおおらかに、本当に内容を議論しようじゃありませんか。

例えば、僕は、地球温暖化は大事だと思えます。中国は経済成長ばかりで、日本にもPM2.5とかそんなので迷惑をかけているし、北京では光化学スモッグですよ。日本の何十年前と同じですよ。これは恥ずかしい、経済ばかり重視してはいけなから、環境もちゃんと直していかなくちゃいけない。

総理は、我々日本人の生命財産を守る、これが大事だと。私はそこところは賛成ですよ。しかし、地球生命全体の危機が訪れているというので地球温暖化防止会議をやっているんです。それで、世界じゅうが、経済成長を相当遅くしてもいいから地球生命全体を守るう、環境をよくしよう、そう言っているときに、日本だけが、TPPだ、GDPを五百兆円から六百兆円にしようとか、環境について何もやっていない。中国は、無責任な経済大国と言われたのが、今盛んに、責任ある大国と言いつけているんです。日本は、この件で国際的……(発言する者あり)言わない方がいいじゃないですか。何を言っているんですか。ちゃんと聞いてください。日本の国際信用が低下してしまっていますよ。これはちゃんと考えてやっていただきたいと思っています。

総理、パリ協定、どうされるんでしょうか。本当に、十四日に、今終わっちゃっていますけれども、先週参議院でパリ協定をやつて、きょう、外務大臣、ずっと集中審議でパリ協定を議論している、十九日に間に合つて、正々堂々と正式なメンバーとしてモロッコの会合に行けるんですよ。それが私は本当の国益だと思いますよ。何でそういう判断をされないのか。

総理、これについていかがでしょうか。○安倍内閣総理大臣 私外に向けて年内の批准という約束はさせていただいておりまして、

ぜひこの約束は果たしたい、こう思っております。

それと、ルールづくりにおいては、自主的に日本は既にもうルールづくりに加わっております。これがよくれたからといってルールづくりそのものに日本が手を出せないということにはならないだろうと思いますが、いずれにいたしましても、御審議の上、早期の批准をお願いしたいというところでございます。

○篠原(孝)委員 では、午後再開いたしますので、よく反省してもつとちんとお答えいただきます。

○塩谷委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時開議

○塩谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。篠原孝君。

○篠原(孝)委員 再開させていただきます。途中でせっかくいい流れが途切れちゃったので、石原担当大臣からお伺いしたいと思います。

前、環境大臣のときに、環境委員会ですばい質問させていただきました。どうでもいいことですけれども、私、一番長くなるのが実は環境委員会なんです。環境族なんです。これは大事だと思っております。そのとき申し上げたことを覚えておられますか。環境大臣がエリートコースになるようにしてください、環境大臣をやつて総理を目指してください、そうじゃないとおかしいんだと。

経済産業大臣は、おられないから言うわけじゃないですけれども、あつちは民間企業がしっかりしているし、まあ、適当な人がやつていればいい。そして、環境こそ政府がリーダーシップを発揮してびしびしやつていなくては、わがまば

では、オバマ大統領といろいろやつてこれ
 て、大事かと思えますけれども、私は、次期大統
 領の意向というのもうんと考えなくちゃいけない

やられるというのはいかがなものかということな
 んです。

一辺倒で、何か総理の一声で、一声は情報公開

私の方の立場としては、先方から、会って話をしたいというお話がございましたから、私は、クリントン候補ということに限って行ったわけでは

メリカがどう言ったか。ウエンティ・カトラーさん、今はもうやめましたけれども、彼女なんかがある、何を言ったかという、いや、米韓FTAを見れば

ば内容はわかる、あれよりもっと先に進んだ自由貿易の形をとりたいたいとも言っていました。しかし、その見本の米韓FTA、決着してからまた再交渉をやっているんですね、自動車とかBSEでもめて。

しかし、これは、甘利前大臣も、二言目には再交渉には絶対応じない、応じないと言っておられましたけれども、本当にそんなことをどうやって担保されるんでしょうか。外務大臣にまずお答えいただきたいと思っています。

○岸田国務大臣 今、委員の方から米韓のFTAの話が出ましたが、あのケースと今回のケースが基本的に異なっているのは、あれは、交渉が終結した後、米韓のトップ同士が改めて会って再交渉で合意をした、そうした合意に基づいて再交渉が行われたということでありまして。

今回のTPPにつきましては、総理からも石原大臣からも再三申し上げているように、再交渉に応じることは全く考えられないと思っています。これは積み木細工のようにでき上がった交渉です。一つさわれれば全体に影響が出てくる、全体が崩れてしまう、これは当然のことだと思えますので、再交渉に応じることは全く考えられないと思っています。その点が米韓の場合と今回は全く違うということはお聞き上げなければならぬと思います。

○篠原(孝)委員 今の大臣の答弁、国民はみんな信じるでしょうかね。いやいや、信じたいですよ、外務大臣や総理大臣を。ですけれども、新しい判断だといって急遽また再交渉ということになりかねないですよ。だから、僕はそれを心配しているわけです。いいえ、もういいです。これはやっつけたほうがいい、先のことですから。だから、余りあげつらうことはかりたくないですけれども、私は新潟の県知事選も今井さんと偶然一緒になったんですが、私は隣の選挙区ですから、妙高、上越、糸魚川とすぐ車で行けるので、私が車で行ったら、今井さんも来ておられたので、今井さんと一緒に乗って、ずっと街宣に一

日じゅうつき合いました。最後の会合も、前原さんが来ておられて、前原さんだけ話して、私は前座も何もなかったんです。まあ、私の方が実質的にいろいろやってきましたが。

それで、また東京へ戻って、次の日朝一番で行って、そして五つの農協を回りました、燕三条駅で。そして、私はPRしましたよ、今やっていて、これからやるTPP特委の民進党の筆頭理事だ。そうしたら、いつもだったたらつっけんどんだったかもしれないけれども、私に話を聞きたい。来られていた。三人、四人、そろそろ出てきて、SBS米はどうだ、TPPの批准はどうなるんだと聞かれる方がおられました。みんな国民は心配しているんですよ。

NHKの世論調査を見ていただきたいんですが、今、これが一番最新のです。これをよく見ていただきたいんです。

その前に、テレビをごらんになっている皆さんにはちょっと済みませんけれども、今までの二〇一一年からの表は、委員の皆さんや閣僚の皆さんにはお渡ししてあります。

よく見ていただきたいんですが、二〇一一年から、じっと見てください、数字。賛成が徐々に徐々に徐々に減ってきているんですよ。わかりますか。それで、二〇一六年、とうとう一九%。一年の一番最初からするとマイナス二八ポイント。一三年というのは、安倍総理が交渉参加を検討されると言ったときから一七ポイントも下がっているんです。反対はほぼ一緒です。そんなに変わらないんですけれども、ちょっとふえている。問題は、どちらとも言えない、三七、三八、四三、四五、四七、五二、だんだんどちらとも言えないのがふえてきているんです。

どういふことでしょうか。みんな漠然とした不安を抱き始めているんです。それが徐々にふえてきているんです。日本国民は賢明です、賢いんです。だんだんわかってきた。中身がわからないからです。全然説明がちゃんとなされてないからなんです。

私は不思議だと思ふんです。農業ばかりやっていまずけれども、知財、知的財産権、特許とかか商標とか、そういうのもいっぱいあるんですよ。前回、一度ちょっとやりましたけれども、医療なんかも問題があるんですよ。この点について各省やらなくちゃいけないんですが、農業だけは一応キャラバンとかいってやっていきますけれども、ほかの分野についてきちんとした説明会というのは開いているんでしょうか。

ちよつとこれは通告をしていないんですが、石原大臣、紙をまとめたとか、そういうことをされているんでしょうか、不安に促して。

○石原国務大臣 商業分野で、昨日も私、中京圏を回ってきたんですけれども、その中小企業の方を中心に、TPPを利用して海外に出たい方、そういう方を御支援させていただきまして、ジェット口が中心でございましてけれども、新輸出大国コンソーシアムという支援をさせていただいておりまして、現在、千七百六十ぐらいですかの会社の方々が関心を示され、来ております。このうち、農林水産の物をつくっていらっしゃる方、それと加工の方がおおよそ二割程度でございまして。

私がお会いさせていただいて印象に残った方は、実は名古屋でランドセルをつくられている方なんですけれども、昨年アメリカに行つて、大変関心が強いと。ただ、日本のランドセルは手縫いでございまして、コストの面でもう少し何か下げることができれば、ランドセルはアメリカでは関税がかかるそうで、それに大変関心を示されているという社長さんとお話をさせていただきまして。

○篠原(孝)委員 今、中小企業の海外進出はそういう前向きなものではないんです。不安を抱いている部分です。例えば、国民皆保険がおかしくなるんじゃないか。総理も指摘されてました。オプジーボというのは三千二百万円もかかる、アメリカの薬も高い、それで社会保障制度が壊れてしまう、国民皆保険制度が壊れていってしまうんじゃないかと。

それで、薬価を下げたらアメリカの企業がISDSで訴えてくるんじゃないか、こういうのですよ。こういう疑問に答えるペーパーとかが全然ないんですよ。説明も開かれていない。これを僕が言っているんです。

ですから、いいですか、これは大事な政策で、憲法改正、原発の運転再開とあるんです、TPPが一番賛成が少なくていいですけれども、これで、安倍総理がやろうとされていることに反対が結構多いのに、一番下に、支持率が五〇%と、急に高くなっているんですよ。お人柄のせい何か、これは不思議なんです。これは、野党がだらしないのかもしれない、岸田さんや石破さんや何かのせいというのいろいろあるのかもしれない。だから、安倍総理は、もう大宰相の域に近づいておられるんじゃないかと思っています。もう安倍さんに任せて、ですから、よく考えていただきたい。いいですか、世界の全体の潮流がどうなっているか。

EUからイギリスが離脱しました。英語では、雑誌を見たり新聞を見ても、ちよつと私の発音が正しいかどうかわからないんですが、グローバルファティグと書いてある。グローバル化に疲れたんです。イギリスも、EUがやたらいろいろ言う、イギリスのことはイギリスで決めたい、もう嫌だ。

日本国は、さんざんグローバル化していてもって富を得てきたんです、きょう午前中も総理が盛んにそう言っておられましたけれども、だから、そんなものかと思つていて。だけれども、それはちよつと違うんじゃないかと。企業の利益が国民の利益になつていたんです。しかし、今や、多国籍企業の利益が日本国民の利益にならなくなつてきているんです。アメリカがまさに先んじてそういう状態になつたから、グローバル化してそうなんですよ。だから、一%の富裕層が勝手に豊かになるだけで、我々は置いてきぼりになつていくということを言っているんじゃないでしょうか。

か。
これを見ていただきたいんです。それで、日本の自立という一番下のところを見ていただきたいんです。

日本の伝統文化の維持、これは何回も申し上げていますが、僕もこっちの方の派なんですよ、本当は。本当はというか、ずっとそうなんですよ。本当は。ところが、TPPで何でもアメリカと同じルールにしていくようになってきちゃうんです。いや、そんなことまで譲る必要があるのかと。

今閣僚になっておられる方が、かつて、TPPバスの終着駅が日本文明の墓場だとおっしゃっていた。私は、これはちょっと大げさな発言過ぎて、こういうところでやったらすぐ削除と言われることだと思えます。ですけども、ある点では当たっていると思うんですよ。それを考えなくちゃいけない。

どうも片方にはかり行っている、自国で決めていくんだと。だから、先ほどのNHKの世論調査、本当に正直だと思えます。決められなくなる人たちがふえている。

だから、こういうときにどうされるんだと。今、議論をやっている。筆頭理事として森山理事と非常に虚心坦懐に話をしていますよ。お互いに大人ですから、そんな露骨なことはいない合いません。ここで言うよりずっと紳士的にやっています。しかし、どこかあつちの方から、早く、今月中に採決とか、私はとんでもないと思います。

一度申し上げたと思いますが、海洋法条約の批准を私が生産庁の企画課長として担当しました。前回ここにだつと並べたですね、八千四百五十ページとか。こんなに内容があるのはいないんですよ。これを、三十時間が四十時間で議論して、はい、終わりと。それはないですよ。内容が豊富過ぎるんですよ。今言いましたように、知財、保険とかみんな、政府調達なんかも問題だらけなんです。これをきちんと議論して、そして国民の前に明らかにする。

我々国会の役割は何でしょう。さんざん秘密交渉、秘密交渉でやってきたんです。資料、交渉経過は出せないと言ったら、我々が議論して、こういうところがいいますよと。いいんです、それで。こういうところが問題ですよというのを議論を通じて国民の前に明らかにして、そして最後に採決するというのが筋じゃないんでしょうか。ここには、さつき書きましたけれども、発効の見込みがないと言ったら、少ないと。どの程度少ないか。当分ないですから、ないはずですよ。だから、パリ協定のように慌てふためく必要は全くないんです。私は、じっくり議論すべきだと思います。総理、焦らないでください。

それで、総理に質問したいことがあるんですよ。もう三年半、四年近くになります。ちょうど一年たちます二〇一三年の十月二十一日、このネクタイをばつと出して歌舞伎みたいなことをやっていたわけですけども、僕はずっとしつこくやり続けていたんです。違うネクタイも持っているのでも早くやりたいんですけれども、これはばかりですよ。

それで、そのとき申し上げたんです。覚えておられるかどうか。頑張つて三年はやってくださいと。同僚議員から怒られました、何であんな余計なことを言うんだ、すぐ倒そうと思っているのにと。僕の予感はあるんですよ、今度は長期政権になるなど。そして、任期が来て、四年の任期で解散になったら考えてくださいと。絶対、安倍さんは反省されているので、今度は間違いなく政権運営されるという予感があったんです。だから三年と言っているんです。

その後、お忘れかどうか。これをちょっと言うと、二回目言うのはやめておきます、何とか総理になるなんて言ったんですが。覚えておられると思います。次に、慢心が過ぎるんじゃないでしょうか。

三年半、四年近くたちました。もう落ちついて政権運営していただきたいと思えます。特にこのTPPについては、私はこれからじっくり議論さ

せていただきたいと思えます。テレビ入りじゃないところで一時間でも二時間でもずっとやり続けたいと思えます。これをじっくり議論するチャンスを与えてください。そして、その結果、ちゃんと採決する。途中で打ち切つてなどというのは、よもやさないでしようね。まして、こんなもので解散とかいうのは、これは私の言うことじゃないですけれども。ぜひそういうふうにしていただきたい、この問題についてはじっくり議論の機会を与えよう。

それで、質問です。ちゃんと通告しましたからね。クリントンさんは、TPP、よかつたけれども、だめだと言っています。反対だ。前言をひっくり返しています。小泉さんは、そんなことは余り言わなかったですけども、原発を推進してきたはずですよ。それを、原発はだめだと言っている。それぞれ悔い改めたりと、大きな政策ですと政策変換というのがあるんですよ。総理には、大きなものでそういうものはおありになるんでしょうか。なかつたら、TPPについてぜひそういうふうにしていただきたいと思つておられるんですが、いかがでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 篠原委員の御指摘は、傾聴に値することが多々あると私も思っております。日本の伝統文化の維持、自国で決める、これはまさに自民党の姿勢そのものでございます。

英国のEU離脱については、確かにグローバル化の疲れなんだろうなと思います。というの、英国の一割ぐらいの法律については、いわばブラッセルで決める。これは、別にTPPは我々の法律に対して何の介入もしないわけでありまして、そこはしっかりと我々は守つていかなければならない、こう思っておりますし、ですから、いわゆるEUに入ることとTPPは全く大きく違うんだらうと思います。

また、米国のルールでじゅうりんされてはならない、これは私もそのとおりだと思います。ただ、例えば今回は、お薬の期間について、新薬が

出て十五年だったものを、アメリカはこれを確保したいわけですね。TPPメンバーで新薬をつくれるのは日本とアメリカだけありますが、しかし、なるべく安く薬を提供してもらいたいという、ベトナムやマレーシアや、あるいは豪州もそうでした。しかし、そういうところに、最後は要望に応える形が約半分になっていったわけですので、そういう意味においては、そういう調整もなされているんだということでございます。

しかし、我々も、そうした御指摘が当たらないように、まずTPPについては、多くの方々がTPPを批准し、そして実施されてよかつたと思つていただけるようにしっかりと進めていきたいと思えますし、また、この委員会の運営も、塩谷委員長、森山筆頭と、我が党の中で最も穩健なお二人が務めておりますから、穩健に運営をされて、熟議の上においては御採決をいただきたい、このように思っている次第でございます。

○篠原(孝)委員 では、最後に一つ。総理、ちょっと認識が違ふのがあつて、EUよりもずっと有利というのはとんでもないですよ。ISDSは、日本の法律なんかにはぎやんぎやん文句を言つて、国に賠償金を払えと、変えようとする。真面目な役人はアメリカに気兼ねして、萎縮効果が相当出てきている。こういうのがあるんですよ。ですから私は絶対反対なんです。この点もじっくりこの次議論させていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○塩谷委員長 次に、今井雅人君。

○今井委員 民進党の今井雅人でございます。私も、この国会からこの特別委員会の理事をやらせていただいております。我が党の筆頭理事の篠原さんは穩健であります。私は穩健ではありませんので、まず、先ほどの午前中の話を少しさせていただきます。

近藤委員の方から、もとの理事が外の場合で強行採決という発言をしたということを言っております。

したけれども、このときに、各委員の皆さんが、それは外の発言だからこで言う話じゃないとおっしゃっていました。確かに、これは派閥の会合で発言されたことだというふうにも承知しております。ですから、私も理事になりましたので、理事会の場で、その方に、これはどういう意味なんだ、この強行採決というのはどういう意味で使ったんだということをお伺いしようと思ったんです。

ところが、その発言をされてからわずか数時間で雲隠れされてしまいました。辞任をされたという事です。それで、今、江藤さんがまた新しい理事になっておられます。ですから、本人に聞く場がありません。

ですので、改めて、自民党の議員でございいますから、安倍総理にもお伺いしたいんですけれども、この特別委員会の理事という役目を担っている方が、派閥の会合の席とはいえども、カメラの前で、この秋の国会では西川先生の思いを強行採決という形で実現するように頑張らせていただきます、こういう発言をするということは、これは議員としてどういう資質を持っているのか、私は疑問に感じるんですが、この点について安倍総理の御見解をいただきたいと思ひます。

○安倍内閣総理大臣 当該委員がその発言をしたことに對しましては、我が党の国対委員長から注意をし、そして理事を辞職した、このように承知をしております。

いずれにいたしましても、円滑な委員会運営が可能となるよう、我が党においても努力をしていかなければならない、このように思っております。

○今井委員 ということは、総理もこれは問題発言であつたというふうにお考えだということでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 そもそも、我が党において、今まで結党以来、強行採決をしようと考えたことはないわけでありまして。党として考えたことはないわけでありまして、円滑に議論をし、そし

て、議論が熟した際には採決をする、民主主義のルールにしっかりとつとめていくのは当然のことであろうと思うわけでありまして、この考え方は相入れない発言だった、だからこそ国対委員長から注意がなされ、本人は辞職をした、こういうことではないかと思ひます。

○今井委員 それではお伺いしますが、強行採決をしたことにはおっしゃいますけれども、日程ありきで物事を進めるといふのは、これはまさに、審議が熟しているかどうかにかかわらずここで採決をするという意味ですね。

先ほど、公明党の幹事長が十四日の定例会見で、この十月いっぱいでは衆議院を通過させたいとおっしゃっているわけです。日程をここのようにふに……(発言する者あり)いや、どういう表現をされたかといえ、ちゃんと期限を切っておっしゃっているわけです。いやいや、公明の幹事長ですよ、公明の幹事長がここのやりたいというのを……(発言する者あり)いやいや、ちよつと聞いてください。

私たちは、本来……

○塩谷委員長 御静粛に願ひます。

○今井委員 静粛に願ひします。

本来、我々は、国会は、それぞれの常任委員会の大任所信をしっかりとつとめていて、その所信に対する質疑をしてから、店開きをしてから、それぞれの委員会の質疑が始まるというのがルールだと思ひます。

しかし、このTTPの議論はとても大事ですし、国民もまだよくわからないと言っているから、できるだけ協力をして、長い時間をとって、皆さんにちゃんと理解をしていただくようにということ、先週の十四日の質疑入りを我々も認めたわけですよ。

その日に公明の、与党の幹事長が、何日ぐらいた上げておっしゃるのは、それは我々にとつては本当にやるせないというのか、とにかく、総理はいつもおっしゃっていますよね、国民の理解を得てから、努力をしてから採決に應じたいという

ことでありますから、それは目安はあつてはいけないと思ひます。国民の理解が得られるところまでやるということが目安だと思ひますけれども、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 限られた会期中で議論を深め、議論が熟された段階において採決をするというのは当然のことであると思ひます。

そして、その発言については、全体の文脈を私は承知しておりますので何ともコメントのしようがないということですが、いずれにいたしましても、しっかりと御議論をいただき、議論が定まってくる、あるいは熟してきた段階においては御採決をいただきたいというのが政府の立場でございます。

○今井委員 国会が限られているので議論をそこしなきゃいけないというのは、順番が間違つていすね。議論が熟す……(発言する者あり)いや、別に何国会やつたつていいじゃないですか、議論が熟していないのであれば、会期を最初に決めて、そこでやらなきゃだめだというふうに決めること自体が間違いだと思ひます。会期は合意していますが、この法案をこの国会で通すなんて合意していません。議論を熟してやりましょうというのを申し上げているわけです。

ですから、ぜひ、委員長、委員会の運営は委員長の差配ですから、くれぐれもどこかで時間を切つて強行採決をするなんということはしないでいただきたいと思ひますが、どうでしょうか。

○塩谷委員長 全くそういうことはやっていません。理事で、理事会でも協議して進めていきます。よろしくお願ひします。

○今井委員 ぜひよろしくお願ひします。

それで、去年……(発言する者あり)いやいや、きょうは、まず中身に入る前の総括質疑ですから、審議の進め方についてもやはりここの一回確認をしておかなきゃいけないので、こういう質問をさせていただいています。中身は今後しっかりとやってまいりたいというふうに思ひます。それで、皆さん覚えていらつしやると思ひます

けれども、昨年、安全法制、紛糾のもとに強行採決がされました。そのときも実はどれぐらこの衆議院で議論したかという、百八時間やつています。百八時間、この衆議院で議論をしてい

す。ちなみに、先ほど外務大臣がおっしゃつておられましたけれども、今回のTTP協定は、全体で八千四百ページぐらあつて、過去最大級の国際協定だというふうにおっしゃっています。過去最大級です。

それで、項目にしても三十項目ありまして、先ほど篠原さんもおっしゃつていましたけれども、中身は本当に多岐にわたつています。法案も全部で十一本、これが束ねて出てきています。中には、マルキンとか、本来は別々に審議しなきゃいけないものも一緒に入っているんですね。その分だけでも質疑時間はもつとふやさないといけないと思ひます。

それで、さらに言うと、日本語でも四千ページ出てきましたけれども、先ほどもありましたが、十八カ所も訂正があり、抜けているものもあり、もう一度その部分もチェックしなきゃいけないわけです。

ですから、ゆめゆめ、何か四十とか五十とか声がどこから聞こえてくるようでありましてけれども、少なくとも、前回も百時間以上議論しているわけです。それでも中身がみんなよくわからないという世論調査の中で強行採決されたわけでありましてけれども、とにかく、国民が理解したと、先ほどTTPがよくわからないという人がふえたというふうな世論調査が出ていましたけれども、あれがどんどんなくなつていつて、大体わかつたという環境が整うまでは最後の判断をしないであつた、そのことを総理にお願いしたいと思ひますが、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 委員会の運営はまさにこの委員会でお決めることになることとございまして、我々政府としては、委員会の運営に全てを委ねているところでございます。

○今井委員　ですから、先ほど委員長にお願いしたんですけれども、私も理事の一人ですから、十分な審議をしていただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

それでは、次に、午前中からも話題になつておりますけれども、SBS米のことについてお伺いをしたいと思います。

内容もそうなんですけれども、今回のことは、一番大事なことは、情報開示をしつかりするかどうかということだと思ふんですね。国民が、この問題はよくわからないとみんな言っているわけです。正直、少し難しい、わかりにくい内容でもあるんですけれども、だからこそ、丁寧に、いろいろな資料をきちつと出して、その中身を吟味していくということをやはりやっていかなきゃいけないわけなんです。

ちよつと時系列でもう一度確認したいと思ふんですけれども、実は、九月の十四日、毎日新聞にこのSBSの価格偽装の疑惑という記事が出てまいりました。国会開会中でありましたので、我が党としても、国会開会の直前、九月二十三日から国会内にそういうチームをつくりまして、この問題について議論を始めました。

農水省の方にも来ていただきました。最初、九月二十三日に始めて、開会の九月二十六日にも二度、二十七日にも、二十九日にも、ずうつとやりました。

まず最初は、早く調査をしてくれというふうに申し上げたんですけれども、できるだけ早くやる、できるだけ早くやるという回答でありましたので、そこはいつまでにかというお答えをいただけてませんでしたから、では、せめて、どういふ内容を今質問しているのか、それだけでも教えてほしい、当然質問票があるでしょうということをお願いして、それだけでも出していただきたいというのを申し上げたんですけれども、ゼロ回答です。全く出していただけない。質問している内容を何度何度お願い申し上げましたら、九月

二十九日にやつと出てきました。

これは資料でお渡ししています、このパネルにもあるものなんです、総理、ちよつとまずこのペーパーを見ていただきたいんです、出ているペーパー。

驚きました。SBS方式の輸入米に係る調査というふうになっていますが、これは一体誰の調査ですかね。誰が調査したかという作成者名がありません。それから、いつこの報告書をつくったんでしょうかね。日付も入っていないんです。

私は、民間にいたときにこんなペーパーをつくつたら、上司に怒られましたよ。今、役所でもこんなペーパーはあるんですか。誰がつくったかわからない、いつつくったかわからない。こんなペーパーが、さんざん出せ、出せ、出せ、出せとお願ひをして、やつと出てきたペーパーがこれです。

もし、安倍総理が何か資料をどこかの役所にお願ひして、いただきたいといつて、こういうものが出てきたら、どうお感じになりますか。総理に聞いていらっしゃるんですよ、総理に。

○塩谷委員長　先に、それでは山本農林水産大臣。

○山本(有)国務大臣　この九月三十日付の農林水産省の資料は、予算委員会の理事会に提出した資料でございます。

我々としては、SBS取引において国内米生産者に不信感を抱かせるのではないかとという問題意識から、このSBS取引における全五年間の公文書保存期間の全ての取引について調査を行う、その調査の内容はかくかく、すなわち対象であり、項目であり、そして、この調査を終えた後、関連データを分析するというように、詳細に御報告をしたものでございます。

また、この作成名義人は農林水産省でございますし、また、この調査を行っているのは農林水産省の幹部の皆さんでございます。

○安倍内閣総理大臣　今大臣がお答えしたよう

に、この文書の文責は農林水産省であり、そして調査を行ったのも農林水産省だということでございます。

○今井委員　いや、そんなことを聞いているのではなくて、こういう、ある意味ばかにしたようなペーパーが出てくることをどう思われますかと。日付もない、クレジットもない、そういうペーパーを出してくるということ自体が不誠実だし、情報をきちつと出す姿勢がなっていないというように私は思ふんですけれども、総理、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣　これは、それ一枚だけをお渡ししたんですか、そのとき。(今井委員)「そうです」と呼ぶ。

今後は、文責、日付等、しっかりと書くように指導したいと思ひます。

○山本(有)国務大臣　実は、このペーパーすら出すことにちやうどがございました。

と申しますのは、調査中の事項でございまして、かつまた任意の調査でございまして。食糧法等に違反した事案ではございません。そして、国、輸入業者及び買い受け業者の三当事者間の契約が合法的になされた上で、その内容について調査をしているわけではございまして、しかも、これは公表を前提としたものではありません。

そして、この調査途中で、何らかの調査について中途での公表があるならば、以後の調査に影響を与えるというようなナースな観点から、神経質になつていらつしやる調査相手もいらつしやるようではございまして、このように極めて限定的な報告をさせていただいたということを十分御理解いただきたいと思います。

○今井委員　今の答弁はちよつと不誠実だと思ひますよ。公表を前提にしている調査ですけれども、今報告書をつくっているじゃないですか。だから、ある意味公表していらつしやるわけでしょう。(発言する者あり)「いやいや、そうなんですよ。

それで、中身は全部精査してから報告をつくる

というのはそれはまだわかりませんが、何を調査しているかぐらいは教えていただきたいということをお願いいたします。

それはなぜ申し上げたかという、このSBSの価格偽装疑惑の問題は、要するに、売り渡し価格、買い取り価格と別の価格で、市場でもつと安い価格で売られていふではないだろうかということがポイントなわけですね。そういうところがたくさんある。ですから、そういう質問は当然していらつしやるんでしょねという確認をしたかった。で、質問の内容を見せていただきたいというふうにして申し上げたんですけれども、いやいやそれすらも出せないというのは、それは幾ら何でも、情報を出せない出せないというのは、全くゼロ回答というものは、まるで何も出さぬ気がない、農水省はそういう姿勢だということに思わざるを得ないですよ。どうですか。

○山本(有)国務大臣　まず、調査の途中におきまして、民間の取引実態の詳細がわからない中でヒアリングを行つておりました。このヒアリングをしながら、その回答を踏まえて、質問の仕方等を工夫しつつ進めたという事情がございまして。そんな意味で、この調査について詳細に開示できなかったという事情をお酌み取りいただきたいと思つております。

○今井委員　ちよつとよくわからないんですが。実は、まずこの形式はちよつとさすがにまずいと農水省も思つたんだと思ひますので、その後、九月の三十日に二枚目のペーパーが出てきました。安倍総理も先ほどはこのペーパーはちよつとけしからぬというような御認識は示されましたので、そこはそれで多としますけれども、その次に出てきたペーパーがこのお手元のペーパーです。このフリップではわかりにくいと思ひますが。これでもどういふ内容がよくわからないということ、さらにお願いをしましたら、先週の十四日に三枚目が出てきたわけですね。

我々がこういうものが出てこなきゃ出てこなきゃということをお願いすると、だんだん

小出しに出してこられて、ここまで出してこられているわけですが、この間どれだけかかっているかということ。二週間か三週間ぐらいかかっています。

中身を見せただけで、三回目に出てきたもの、これは秘密にするほどのものですかね。極めて当たり前のことしか書いてないんです。それを出し渋って出し渋って、今も御自分もおっしゃって出されたいけれども、なかなか出すのにちゅうちょしたとおっしゃっています。この程度のもので出すのをちゅうちょするというのは、よほど何か出したい理由があるんじゃないかと普通は思うと思いますよ。(発言する者あり)

いやいや、邪推だと今おっしゃいますけれども、では申し上げますが、実は、今週末、私の地元でJAの農業祭がありまして、生産者の方もずっと出られていて、私も出て、ずっと全部回ってきました。三時間。名前を申し上げるとその方に迷惑がかかりますから名前は申し上げませんが、JAの幹部の方と何人もお話ししましたし、米の生産者の方とお話ししたんです。皆さん同じことをおっしゃっていました。これは私から振ったわけじゃありませんよ。国会でやっているSB米の問題、よくわからないんですよ。農水省さんが何かを隠しているような気がして何かしようがないんですよ。(発言する者あり) いやいや、そういう感想を聞いてきたというだけ、これは印象を申し上げているだけです。

少なくとも、私の方から別に意図的に振ったわけじゃないのにそういうふうにお感じになつてくるのは、こうやって小出しに小出しにしか出していないから、そういう姿を見ているので、本当に何かほかにあるんじゃないかなというふうに思われているんだと私は思います。

実は、これはまだオリジナルが出てきていないんです。これは後で作成されたものですよ、こういうものを調査しました。私たちがもととお願ひ申し上げていたのは、当然、電話でヒアリ

ングをするに当たっては、最初にどういうものを質問するかという質問票をつくるでしょう、だからそれを見せていただきたいということなんですけれども、これは後づけでいろいろなことをこうやって書いてありますが、そのときのものかどうかがわからないというか、多分違うんですね。

ですから、違う内容を質問していたかどうかというところから、当初質問したときの質問票というのを提出していただきたいということをお願いしているんですけれども、改めてここでもう一度要求します、それを出していただけないでしょうか。

○山本(有) 国務大臣 まず、質問票はつくっていません。それで、各個別に、ヒアリングをする皆さんが、千七百数十の取引について、過去、まずは金銭の授受があるかどうかを確認いたしました。ななというところについては調査をそこで打ち切りました。その残りの、あるという業者に対して、今度、専門家チームを集めて、それで任意の、かつまた微細にわたるさまざまなアプローチの仕方でもってメモをとったわけでございます。このメモを転記して、そしてこの調査結果に結びついて、十月七日に御提出させていただいたという経過でございますので、質問票なるものは存在していません。(発言する者あり)

○今井委員 なにもないものはないのか、提出するものがないのか、何かいろいろ飛んでいますか。常識的に考えて、今回、五人の方で調査をしたというふうに向っています。五人の方にそれぞれ、調査をするときにこういうことを聞いてくださいというのを口頭で言ったということになると思うんですけれども、口頭で言って調査をとりましたと。それがどうという項目だということで、これは三回目に出てきたものに書いてありますが、こんなことを口頭で言ってもそれとヒアリングをとるんではないかな。だとしたら、ちよつとやり方が農水省は余りにずさんじゃないですか、逆に言う。

本来であれば、まず書面で各業者さんにアンケートをとって、こういうことがあるかという、ちゃんと後で残るもので調査するのが筋だと思えますけれども、ほとんどそういうケースで役所はやっていらつしやるんじゃないかと思えますが、なぜそういうことをなさらなかったんですか。

○山本(有) 国務大臣 まず、SB米の取引における当事者、輸入業者というのは二十六業者に限られております。また、買い受け業者も百数十業者に限られております。しかも、これは一九九五年からずっと永続的に取引されて、将来もまた永続的に取引されております。その中の価格というものにつきましては、企業の極めて重要な秘密でございます。その意思決定もかつまた重要な秘密であることは御承知おきのとおりでございます。

その意味において、それを開示するということに対しては、こちらが契約の当事者でございます。まして、そして、信義誠実の中で契約が全うされた以上、その信義誠実の中からあえて公表をいたしているという立場でございます。そのように、ペーパーでこれを書け、あれをせいというような立場ではないということを御理解いただきたいと思ひます。

○今井委員 強制力がないというふうにおっしゃいましたけれども、しかしながら、これだけ社会的に問題になっているものでありますから、しかも、大臣もこの答弁で何度も、価格に影響があるかもしれない、なので調べなきゃいけないとおっしゃっているわけですから、それはやはりある程度何度もお願いして、きちつと調査をしないといけないと思ひますね。

私は、この内容についても非常に疑問を持っていて、この報告書の中身を見ますと、二例だけ、こういうケースで買い取り、売り渡し、そして市場に出たというのが書いてありますけれども、今まで、取引、大体千八百件ぐらい多分あったと思うんですけれども、たった二例しかないわ

けです。この二例しかないものをもって、ここまではそういうものが行われていないことをもって、そういう取引は行われていない、そういう事実確認できなかったとおっしゃっていますけれども、それは、全体的にまだ答えていない人たちがたくさんいる可能性だってあるわけですね。そういうことを考えながらもつと調査をするということとはされなかったんですか。

○山本(有) 国務大臣 まず、金銭のやりとりが過去または現在あると回答した全ての買い受け業者四十二者に対して、受け取った金銭の活用方法を質問するのにあわせて販売価格についても質問したところ、販売価格について何らかの回答が得られた業者もあつたものの、まさに個別企業の商取引に関するものであるから、抽象的なものであり、詳細かつ具体的な公表を前提とした回答を得ることはできませんでした。

そこで、米穀業界取扱量上位五者のうちSB米の取扱実績がある四者を対象にいたしまして、公表を前提としてヒアリングを実施したところ、販売価格まで聞き取ることができましたが、わづか二者、この事例のみでありまして、これを報告書に記載したものでございます。

○今井委員 では、改めて確認をいたしますけれども、調査の中で、いわゆる調整金と言われているものを販売価格に反映させたということを回答した業者さんは一人もいなかったということですか。

○山本(有) 国務大臣 この調査結果をあらわしたままですと、影響はなかった、こういうことでございまして、影響したという業者は一例もありませんでした。

○今井委員 もう一度確認しますけれども、調整金を販売価格に反映させた企業はなかったということではよろしいですか。

○山本(有) 国務大臣 まず、金銭のやりとりにつきましては、現在もあると回答したのは、買い受け業者で一割、輸入業者で三割にとどまっております、この金銭のやりとりの目的、背景は、販

売促進費、販売奨励金などと呼んでおつて、輸入業者が長年のつき合いの顧客など買い受け業者を選択して行われていること、落札から実際の調達までの間に生じるコストの変化の調整や販売促進等の目的で支払われていること、場合によっては、買い受け業者が落札後のコスト増を理由に輸入業者に支払うこと、すなわち逆調整金もあったことなど、多様でございます。

さらに、買い受け業者は、国産米の価格の水準をSBS米の販売価格の決定の際の主な考慮事項として、仮に輸入業者から金銭を受け取ったとしても、その金銭をプールした上でさまざまな経費に活用した、こう回答しております。国産米の価格水準を見据えながらSBS米の販売を行い、事業者の経営全体として利益を上げていくこととする実態にあるということでございます。いわば実質的に米の価格を下げるために使ったというところは一例もありませんでした。

○今井委員 今、一例もないというふうにおつておられましたけれども、我が党の方にこの調査を受けた会社の方から、我々は調整金を販売価格に反映させていたんだけれども、それは報告しているが、この調査報告結果に載っていない、だから、場合によってはそういう公表をして構わないという連絡も入っております。ここで会社名は言うわけにいきませんし、我々もきちっと精査しなきゃいけないと思いますけれども、そういう連絡が入っているのは事実です。

ですから、我々は何を申し上げたいかということ、普通に考えて、この調査の中で、例えば、過去ぞういうことをやっていたかどうかということろまで聞くと、いわゆる卸売業者さんで四割、輸入業者さんで七割に全体が膨れ上がるわけですね。

では、過去というのは一体どこなのかということなんです。それは一年前までやっていたのか、つい直近までやっていたけれども、いろいろ願がしいのでこれからはやめようという、過去はやってたというふうに言っている場合だつて

考えられるわけでありまして、ですから、どれぐらいの本当の実態がつかめているかというのは実はわからないですね。

この調整金を価格に反映させたというふうには、本当のことを言うかどうかということ自体もなかなか難しいんじゃないかと思うんです。ですから、わざわざ二例だけを、正確に報告してくれたところは、それはそういうことがないから報告できるのであつて、そうじゃないところはなかなか報告できないと思うんです。だから、その例をもつて、二つしかなかったのもうこの問題は問題ありませんでした、決着ですというの、私は余りにちよつと雑だと思ひますので、もう一度そういうところもしつかり調べていただきたいと思ひますが、いかがですか。

○山本(有) 国務大臣 問題は、国内価格への影響あるやなしでございます。

そして、SBS契約当事者は、輸入業者、国、そして買い受け業者、卸、この三者でございます。この利害関係者に対しては質問は当然できるし、契約上の信頼関係もございまして。

しかし、卸からさらに転売されました中食、外食、牛丼屋さんとか弁当屋さんとかコンビニなどとか、そのほか多種多様でございます。ここまで悉皆調査ということができる権限も我々にはありませんし、また、そういう調査をすることの能力もございません。

○今井委員 時間が来てしまいましたので、この質問の次は次の委員にお任せしようと思ひます。

私は、米の問題は本当にいろいろ深いと思つて、きょうは実は、ITCの中で行われている口約束、アメリカと日本の中で米の輸入、MA米の中での口約束があつたんじゃないかという問題、これは委員会でも取り上げられたと思ひますけれども、この問題もやろうと思つていましたし、高島さんとフロマンさんがサイドレターで、新しいSBS米の入札方法について物すごくアメリカを優遇するようなやり方を合意しているんですね。そういうところもまたこれから委員会です

らせていただきたいと思ひます。

いずれにしても、今回の合意も含めて、やはり相当外国を優遇しているのも見られますし、国内の問題も十分解明されていない。だから、農家の方たち、米農家の方たちの不安がとれないんだというふうに思ひますので、これからもこの問題はしつかりやっていきたいと思ひますから、どうぞよろしくお願ひします。

ありがとうございます。

○塩谷委員長 次に、福島伸亨君。

○福島委員 民進党の福島伸亨でございます。通常国会に引き続き、TPPに関する議論をさせていただく時間を頂戴したことをまず感謝申し上げます。

この間、地元を回っておりますと、TPPに関することはわからないことばかりだという声を多くお聞きします。先ほど同僚の今井議員がやっていた米の問題もわかり、黒塗りの資料の件もわかり、何でもこれまでは謎ばかり多いのをしゃかりきになつて進んでいるのかという声が多くなり、そうした声が、昨日の新潟県の知事選挙やあるいは七月の参議院選挙の北日本での結果、また稲作地域である私の地元でも大きな声になつてゐるのだと思ひます。

そうした意味で、まず冒頭、これまでも議論になりました、なぜ今この臨時国会で無理に無理を重ねて我が国がTPP協定の批准を行わなければならぬのか、そうした点について議論したいと思ひます。

総理は何度も、米国の政府も努力をしているんだから、その努力を続けてもらうためにも日本がまず批准するんだとか、あるいは、機運を醸成していくモメンタムをつくっていくという役割を日本は果たしていくべきなんだというふうにおつしやいますけれども……(発言する者あり)そのとおりという声がありましたけれども、私はそんなのは全く甘いと思ひますよ。

問題は、大統領やUSTRの代表がどうするかではありません。アメリカ合衆国憲法上、通商交

渉の権限の大きな部分は議会にあつて、問題は、上院も下院も、民主党も共和党も、このTPP協定の早期批准には賛成していないというところがあり、その議会の意向を受けているからこそ大統領やUSTRは苦勞しているというのが私は実情なんじゃないかなというふうに思つております。そういう意味では、政府に言つてもしょうがないんです。ヒラリとしゃべつてもしょうがないんです。

外務大臣、議会対策を具体的に何かやっていらっしゃるでしょうか。

○岸田国務大臣 TPP早期発効に向けて、政府としましても、さまざまなレベルで米側と意思疎通を図り、機運の醸成に努めていますが、議会対策について御質問をいただきました。

一般論として申し上げるならば、在外公館において、その所在国と、経済関係強化あるいは日本企業への支援、こういった観点からさまざまな活動を行つております。そして、米側においても、日本企業の支援、そしてTPPを含めて日米経済関係、こうした課題について、米側との関係者、そして米側世論の理解を深めるために種々の活動は行つております。ただ、どのような働きかけを行っているか、誰に行つてゐるか、こういったことについては、今後の活動に影響も及ぼすことがありますので、これは明らかにしないということでございます。

いずれにしても、さまざまな働きかけ、活動は行つております。

○福島委員 本当にそうであればいいと思ひますけれども、個々の議員は、それぞれ地元の選挙区があつて、地元の産業があつて、それを抱えているのでありますから、そんな反対している議員に行くことも恐らくやぶ蛇だと思ひます。私も何人かの議員の事務所にいるの聞いたりもしましたけれども、日本の政府の関係者が来ているということは余りおつしやらない事務所の方が多かつたように思ひます。

その上で、これはなぜ反対するかといへば、ア

メリカと日本の二国のみに、ＴＰＰにある意味拒否権があるわけですね。ＧＤＰの八五％を占める国が批准をしない限り発効しないという意味では、日本がアメリカのいづれかが欠けてもＴＰＰが発効しない。もし日本がＴＰＰの発効を望むのであれば、アメリカが批准しない限りこれは発効しないんです。だからアメリカは、再協議だ何だということをごた言ってきて、アメリカが批准しなきゃ発効しないわけですから、俺たちの要求をのまなければＴＰＰは発効しないけれども、それでいいんですねということ言ってくるわけです。

総理はこれまで国会の答弁で、国会でＴＰＰ協定が承認され、整備法案が成立すれば、再交渉はしないという立法府を含めた我が国の意思が明確に示されるとか、院において、国会においても再交渉しないという決意にも、法案を通せばつながっていくと言いますけれども、私はそんな甘いものじゃないと思いますよ。

仮に再交渉がなかったとしても、さまざまな手段を通じて、今の交渉の現状を変更しようとする努力を続けてくる可能性があります。私は、その技術にたけた方が政府にもいらつしやると思えますけれども、安倍総理、その方のことを御存じですか。そういう方がいらつしやることを御存じですか。再交渉をしなかったとしても、この条約を勝手に変えてしまうようなことができる、すばらしい外交テクニクがある方がいらつしやることを安倍総理は御存じでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 ちよつとよく意味がわからないんですが、再交渉をしなくても……（福島委員）「しなくても」、ＴＰＰ協定の中身を変えることができる（と呼ぶ）再交渉をしなくても、ＴＰＰの中身をですか。中身を我が方に有利にですか。（福島委員）「どちらに有利かわからない」と（呼ぶ）

基本的には、今、各国がまさに批准に当たろうという微妙な時期であります、まさに交渉によって得た結果が全てであり、我々の基本的な立場は、もう再交渉はしない。これは、十二カ国が

加盟した、十二カ国によってつくり上げられているガラス細工のようなものでありますから、それを、例えば日米で再交渉したとしても、日豪にもかわつてきますし、他の国々ともそれぞれかわつてきて、これをまた一からやり直していくことになるわけでございます、これは、日本のみならず、豪州も、例えばニュージーランドも、再交渉はしないということは私に明確に述べていたところでございます。

今、福島委員が言われたようなそういう人物がいるということについては、私は寡聞にして存じ上げないところでございます。

○福島委員 おつしやるように、これから条文のテキストを変えるような再交渉を十二カ国でやるということとは、これは非常に困難が伴うし、時間もかかることだと思えます。しかも、条文の変更を伴わないで、日本が譲歩するようなやり方をするという交渉もあるということなんですね。

これは、二〇一五年の十一月二十四日のインサイドＵＳトレードという非常に権威ある通商交渉の新聞の中で、当時の山野内駐米公使がこういうことを言っております。ＴＰＰを発効させるために、交渉官はともうまいやり方で、柔軟性と創造力を持って、テキストを一切変えることなく、再交渉することなく、課題を乗り越えていくだろうと思っておりますというふうに答えていた。

つまり、再交渉という十二カ国でのテーブルに着かなくても、条文のテキストを変えなくても、相手の国が要求していたことを解決するためのさまざまなテクニクを使うことができるということをおつしやつていらっしゃるんですよ。

たまたまその方が、今、外務省経済局長におりますので、どういう方法でこれをやるかということとをぜひ教えていただきたいと思えます。

○山野内政府参考人 お答えさせていただきます。

今御指摘の件は、ワシントンのシンクタンクでのパネルディスカッションにおける私の発言でございますけれども、あくまで一般論として、あの

段階で、十月五日にＴＰＰが大筋合意をした後、さまざまな議論が行われる中で、それぞれの政府は、大筋合意した、実質決着をしたということをして知恵を出していくということを述べたものでございます。

○福島委員 全く何を言っているのかわかりません、テレビを見ている方も同僚議員も。

要するに、局長、これは、テキストの条文を変えなくても相手の国に譲歩したりすることができると技術があるということですよ、いいですよ、どうぞ。

○山野内政府参考人 先生がおつしやつていらっしゃるにはわかりませんが、そういうことはございせん。私が申し上げましたのは、各国とも強い決意を持って、実質合意をしたＴＰＰについてそれを実現していくということを申し上げただけで、誰かが誰かに譲歩するというようなことを申ししたことは一切ございせん。

○福島委員 いや、あるんですよ、そういうのは、今までもそういうことをやっております。先ほど、前払いの議論を近藤洋介議員が午前中に行いました。ＴＰＰに入るときにそういうことをやっているじゃないですか。

二〇一三年二月二十二日の日米共同声明では、自動車や保険部門に関する残された懸案事項に対処し、その他の非関税措置に対処し、なされるべきさらなる作業が残されている。つまり、交渉参加する前に、日米間で保険や自動車部門をやりましょうというのに基づいて軽自動車増税というのをやっているんですよ。

石原大臣はそうじゃないとおつしやつていますけれども、平成二十五年十一月の総務省の自動車関係税制のあり方に関する検討会で、かねてより全米自動車政策評議会、欧州自動車工業会から、軽自動車への優遇措置の廃止や見直しが求められていると政府の文書に書いているんですよ。だからこの検討をしているんだと政府の資料に書いてあるんですよ。

午前中の発言を取り消してただけかもしれませんよ、うか。

○石原国務大臣 すごい誤解がありますね。アメリカ側は、絶えず日本の軽自動車に対して、午前中も御答弁させていただきましたように、性能が上がって普通車との間に障壁があるんじゃないか、それに対してはつとつと来ています。

それとは別に、我々が税制調査会でどういうふうにするのかということは、福島委員は御存じないと思いますが、長年にわたって議論をしてきていることでございます。

○福島委員 知っていますよ。我々だって与党のときに議論しているからわかりますよ。

問題は、それをＴＰＰ交渉に参加した後に実現していることが問題なんです。しかも、政府の資料は平成二十五年ですよ。まさにＴＰＰの議論をしているときに、軽自動車の増税をしなければならぬ理由の一つとして挙げられているんですよ。我々の政権のときも当然それは議論しましたけれども、そんなのそもそもの一蹴して、政府の資料に、アメリカから要求されているからこのことを議論しますなんて入れたことは一度もありません。

安倍政権になってから、アメリカの自動車の業界から要求されているからこの検討をした、この事実を認めるべきでしょう。どうですか。

○石原国務大臣 二つのことを一つにしていらつしやいますね。例えば、車の業界の中でも、軽自動車をつくっていない業界は、軽自動車の税率を上げるとつとつと要求をしております。そして、税制においては、税制改正大綱を読んでもいただければ、毎年毎年、検討項目というのがあって、それが全部入っておりますので、ぜひ我が党の税制調査会の検討項目を見てくださいと思いますよ。○福島委員 そんなことは聞いていないですよ。だって、安倍政権になってから初めて、アメリカの自動車業界の要望に基づいて検討しているというの、自民党じゃないですよ、政府の文書に

入っているんですよ。政府の文書として入っているんですよ。

それ以外にも、例えば日本郵政とアフラックの業務提携。アフラックの保険商品を多くの郵便局でやりましようというところは、日本がコタキナバルでTPP交渉に初参加した二日後に実現しているんですよ。あるいは、かんぽ保険ががん保険とかの新商品の販売をする認可を凍結すると麻生財務大臣が二〇一三年四月十一日に表明をされておりますが、これも日米の首脳会談の後のことです。

これは、確かにこういうのは条文上は載っていないけれども、まさに譲歩に譲歩を重ねるということなんです。

TPPの協定は変えずしてアメリカの要求に従うことというのはできるし、今までもやってきたんですよ。そうしたことは一切やらないと、安倍総理、断言できますか。

○安倍内閣総理大臣 このTPPが批准された後、我々がさらに譲歩を重ねるということはないわけでありまして、いわば再交渉しなければ我々に譲歩するという義務は生じないわけでありまして、そこで、再交渉しないということは明確にもう既に外に対して私も申し上げているわけでありまして、米側にも通告をしているところでございまして、再交渉はしない、よって新たな譲歩が生まれるということはないということでございます。

○福島委員 議論がずれております。私は、TPP協定の条文の再交渉と言っているのではありません。確かに、それは今まで何度も、しないと

言っております。

条文の再交渉以外に、ほかの分野でアメリカに譲ったり、条文をいじらない形で譲歩したり、このTPP協定をアメリカに批准してもらうために何か交渉することはありませんかということをお聞きしております。

○安倍内閣総理大臣 このTPP交渉が終わって、彼らが再交渉してくれ、だめだよ、だった

ら、おまえ、これをやれということはないということは明確に申し上げておきたいと思えます。

しかし、交渉は、日米でございすから、それは当然、さまざまな交渉をするわけでありまして、そこでそれぞれ適切な判断はしていきたい、こう考えております。

○福島委員 いや、我々はそれを恐れているんですよ。TPPはアメリカが批准しないでおいて、日本が批准したいんだつたら、発効してその利益を得たいんだつたら、あれを出せ、これを出せと言つてずっと批准しないでするしておいた方が今総理がおっしゃったように、それ以外のものについては適宜判断していくというわけですから、そこで譲って譲って譲って、でも、それはこれまた繰り返してきたことなんです。私はそこを恐れます。

そうしたら、日本はTPPに関連して全く何もやらない。では、何にもやらないんだつたら、アメリカはTPP協定は批准をしませんよと言つても、それでもいいということではよろしいでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 適切に判断するというのは、TPPにかかわるさまざまな事柄についての交渉において、我々が適切に判断して決めていくということではなくて、先ほどの文脈では、日米間にはさまざまな交渉がございすから、さまざまな交渉に影響を与えるということは、TPPの決めたこと、あるいはそれを変更しろという要求に対応するために、TPPによって他の交渉に影響を与えることではないということは明確に申し上げておきたいと思えます。

その上において、これは日本だけが利益を得るものではなくて、米国もTPPに入る、全ての国々がこの自由貿易圏をつくることによって利益を上げるわけでありすから、大局的な観点から判断してもらいたいということであつて、日本が米国に、まさに自分たちが批准しなければこれは発効しないんだからということでおどかされるような立場には全くなつてはいないということは当然

然のことであろう、我々は我々の責務としてこの批准を行い、米国はしっかりとその責務を果たしていただきたい、こう思っているところでございすし、彼らがその責務を果たす上においても、日本がリーダーシップをとつて、しっかりと国会で議論し、批准していくことがベストであろう、こう考えているわけでございす。

○福島委員 そうはいっても、私は、日米間で、TPP交渉ではないと言いながら、それと並行して何かが行われることが、まさに山野内経済局長がおっしゃるような、条文を交渉しないで巧みなやり方でやることを懸念するものでありすから、この問題については引き続き追つてまいりたいと思つております。

さて、続きまして、先ほど来議論になつてい

るパリ協定との関係です。

ずっと総理はルールメイキングに参加するんだということもおっしゃつておりましたし、あの伊勢志摩サミットでも、年内の発効に向けて努力していくというお話をされました。私は、これは、読み間違ひじゃなくて、不作為なんじゃないかなというふうに思つております。

パリ協定は、ここにありすように、五十五カ国以上の締約国と批准国の温室効果ガス総排出量が世界全体の五五%以上に達したときに発効するということになつていて、先ほどありましたように、この基準については日本が提案したということでございます。

大きく動いたのは、アメリカと中国が手を携えて、TPPでは中国封じ込めとかいう議論もありすけれども、これは米中同盟ですよ。同時に手を携えて批准したことで大きく動き始めます。

一方、日本での臨時国会が始まつたのは九月二十六日。そして、十月二日には排出量四位のインドが批准をいたします。この段階で日本が、あと一カ国批准すればもう発効するんですよ。だから、インドが批准したときに、よし、日本が批准しようとかアクションを起こせば、もうこの瞬間に発効するんですよ。しかし、このとき、まだ何も

やりません。

十月四日に、インドの批准を見てEU議会も批准を承認し、国連に提出をした段階で発効要件をクリアしたことになります。この段階でもまだやらないんですね。ようやく国会でさまざまな議論になり、マスコミでも大きな報道になつて、十月十一日の段階になつてパリ協定批准案を閣議決定した。

COP22というのがモロッコのマラケシュで十一月七日から十八日まで開かれます。その間に第一回締約国会議というものが開かれて、そこでさまざまな議論が行われることになりす。

もう実質ルールメイキングに参加していると言われますが、ただ、私の経験からすると、一回目に議論のルールとかいろいろな枠組みを決めるんですよ。それが一番大事なことです。その決定にかかわれないというのは、私は、大きく国益を損なうものと思ひます。

批准書を提出して加入するまでに三十日かかるというふうの規定されていすから、十月十九日が、このCOP22で開かれる締約国会議に批准国として参加できる期限になります。十月十九日です。これは、もうちょっと、あと数日、閣議決定が早くて、今まさに、きょうあるいはあした衆議院で議論されていれば、十月十九日には間に合つたんですよ。この十月二日のインドの段階、あるいはEUの段階ですぐ閣議決定を行つていけば間に合つたんですよ。なぜ閣議決定を十月十一日までおくらせたんですか、外務大臣。

○岸田国務大臣 我が国としましては、四月二十二日、パリ協定に署名してから後、国内の担保の調整、そして検討を行つてきました。そして、その作業を終えた後、閣議決定ということ、手続を進めるべく努力を続けてきました。その結果として閣議決定が十月十一日に至つたということでありす。

基本的に、パリ協定の早期発効を我が国は当初から重視してきました。その四月二十二日の署名以降、我が国として国内の手続をできるだけ早期

に進めなければならない、そういった問題意識のもとに進めた結果、御指摘のような日程になったと認識をしております。

○福島委員 これも、政府の中の事情を聞くと、例えば条文を翻訳したりとか、もう署名は大部分前にやっているわけですから、いつでも閣議決定できる準備は整っていたんですよ。私が見るに、これを早く閣議決定しちゃうと、我々がパリ協定を先にやれと言つてTTP審議がおくれるから、だからあえて十月十一日まで閣議決定しなかったとしか思えないですよ。

私は、山本環境大臣、山本農水大臣も当初は御立派だったと思うんです。残念ながら今は役所の答弁しかお読みになりませんけれども、山本環境大臣は非常に立派でありまして、就任後、記者会見で、日本がリーダーシップをとるためにできるだけ早く批准しなければならぬとおっしゃつて、九月以降も、焦燥感を覚えていたとか、私一人で騒いでもなかなか思うようにならないと、非常に焦つておられるんですよ。九月の段階です。もう準備万端整つていたと思うんですよ。

COP22にも山本大臣は行かれると思ひますけれども、ここで批准国じゃないとしたら恥ずかしいじゃないですか。大臣は、そうならないために、私一人でも何でもやると言っているんですよ。国会審議の場において荒わががあつてもいいんじゃないかとおっしゃっているんですよ。

本当にCOP22までにパリ協定の批准が日本は間に合わなくていいんですか。発効のときに日本が、サミットの議長国たる日本が批准国として加わらなくて本当にいいんですか。どうですか、山本大臣。

○山本(公)国務大臣 ありがとうございます。

十一月の四日にパリ協定が発効いたします。そういうことも含めまして申し上げたいと思ひますけれども、パリ協定の規定によりまして、協定の指針等がCMAIで採択されることとなつております。また、COP21の決定によれば、パリ協定特別作業部会、APPAを設置し、CMAIで採

択するための指針等の決定案を準備することになつております。

そのAPPAの世界では我が国は今も議論の中心に思つておられて、したがひまして、マラケシの世界では、日本は、立場は若干あれでございませけれども、十二分にこの議論の場に入つていけると思つております。

○福島委員 本当に私は、大臣の思いが何となく想像がつくだけに、今のような役所の答弁をそのまま読まされる山本大臣がかわいそうでございませ

記者会見で山本大臣はこう言っているんですよ。記者が、遅かつたんじゃないのと言つたら、いろいろハレーションが起きておられて、物を言つたら怖いなど。きょうはこの場に非常に足が震える思いで立つておりますので、この辺のことは察してくださいと。環境省のホームページにある記者会見録ですよ。

農水大臣の、ダブル山本の一人の山本大臣も、最初は米の調査で非常に前向きな答弁をされていたのに、やがて、役所から渡された、今、神妙な顔でうなずいていらつしやいますけれども、読まれるだけになつちやうつた。安倍政権は中で何が起きているんでしようか。いやしくも、末は博士が大臣の大臣になつた方が、最初は政治家として立派なことをおっしゃつていたのに、だんだん事が進むにつれて官僚の紙を読み上げるだけになつてしまふ。

山本大臣、ぜひ思う存分安倍政権の中で暴れてください。我々は足を引っ張っているつもりは毛頭ないんですよ。大臣の正しい正義感、それを応援するつもりで質問させていただいてるんですよ。

そうした意味で、次に、山本農水大臣、お待ちいただき、どうぞ環境大臣、ここで退出されて結構です。輸入米の価格偽装問題について。

この問題、何が問題の根幹かというと、政府が公表している政府から卸売業者への米の売り渡し価格、これがいわゆる輸入米の価格として設定さ

れている公定的な価格です。それが、調整金の存在によつて、実際は政府が言っている輸入米価格と取引価格が違うのではないかとというのが論点の根幹です。仮に輸入米の価格が政府が公表している価格と違うのであれば、当然TTPの影響への試算も変わってくるであらうし、農業に対する対策も変えなければならぬというのがこの輸入米価格偽装の問題の一番の根幹です。

今回の調査、千七百も調査しておりますけれども、その中で、実際に調整金があつた取引の中でも、市場で幾らで売られていたというのを調査できた件数は何件ですか。

○山本(有)国務大臣 先ほども申し上げましたように、主要卸売業者のSBS米の取引事例、正確にこれを開示いただいて、公表を許容いただいたケースは二件でございます。

○福島委員 たつた二件なんですよ。たつた二件というか、あえて二件にしているのかもしれない。しかもそれは、調整金があつたとしても、政府売り渡し価格より高い値段で市場に卸している二件しか出しておりません。先ほど今井議員からもありましたように、実際には、安く売っているものと公表して、出してもいいよと言っているにもかかわらず出してくれなかつた、残念なことを言っている業者の方もいますよ。

この政府の調査結果を見ると、調査の結果、民間事業の金銭のやりとり、つまり、調整金はある程度あつたものの、それによつてSBSの国内市場における価格水準が、国産米の需給及び価格に影響を与えることを示す事実は確認できなかった。

何で、実際の市場に流通している輸入米の値段がわかつているのがたつた二件だけで、そんなことを言えるんですか。実際に幾らで輸入米が出回っているかというのを調べられなかつたんだつたら、わかるわけがないじゃないですか。何でわかるんですか。どうぞ。

○山本(有)国務大臣 現実の米の取引は多種多様でございます。品質や需給を反映してさまざまな

価格が形成されております。このような中で、やりとりされた金額分だけ安く売るといふことは、取引実態にはない以上、個々の販売価格がわからなければ調査不十分との指摘は当たらない、そう考へております。

○福島委員 全く理解できません。だって、そのために調査したんじゃないですか。何度この問題は国会でやっていますけれども、主食の市場に安値誘導したという事実があるか、それを今、大切に調査しているとか、果たして調整金と言われているものを価格を下げるために使つたのか、あるいはそうではないか、そこを確かめてみなければならぬ、国会で答弁しております。

それが確認できる方法は、調整金が入つた取引で、その取引が幾らで実需者に渡されていたのか、それを調べなければわかるわけがないじゃないですか。何でそれを調べていないんですか。

○山本(有)国務大臣 まず、ヒアリングにおきまして、SBS米の販売価格を決定する際、国産米価格の水準を主な考慮事項に挙げていると回答された方々が四十二者中三十一者ございます。また、国産米の価格は需給状況によつて決まるものでありまして、SBS米価格が国産米価格に影響は与えていないというように回答されたところが、大手米卸売業者四者でございます。

入手した実際の販売価格データにおきましても、金銭のやりとり分を買い受け価格から引き下げて販売している例はなかつたわけでございます。

このような実態調査から、私どもは、米の価格に影響はない、そう考へております。

〔委員長退席、江藤委員長代理着席〕

○福島委員 何で、卸売業者が実需者に幾らで売つたという値段を調べずして、調整金によつて値段が下げられたという事実がなかつたと言へるんですか。実際に幾らで売られているのかわからないうち、業者が言っていることが事実かどうかなんてわからないじゃないですか。全くそれは客観性のない調査です。

もう一度答えてください。なぜ、卸売業者から実需者に幾らで売ったかというこの調査が二者しかできていなくて、そのままほったらかしにしているんですか。なぜそれをさらに調査しないんですか。

○山本(有)国務大臣 まず、委員御承知おきのとおり、SBS米の契約当事者は三者でございます。買い受け業者たる卸売業者から、さらにその向こうにある実需者、すなわち中食、外食の方々は、これは無数にあるわけでありまして、国との取引関係にはありません。この無数の業者を調べるといふようなことは、そもそもこれは、我々行政の把握する外でございます。

その意味におきまして、我々は、把握できる範囲、大手の実需者に公表を前提として正確な数字をいただいたところ、先ほどの二者であるわけでございます。その意味においては、正確性を担保しつつ、かつまた、公表できる実績を得て、こうして調査の結果、価格に影響がないというように判断したわけでございます。

○福島委員 今の答弁でわかりましたか。国会答弁をみんな見ているんですよ。大臣の答弁を見て、みんな、わからない、わからない、福島の突っ込みは甘いと。この週末、すごく怒られたんですよ。もっとやってくれと言われているんですよ。

二者の答えだけを得てわかったというのはあり得ないと思いますよ。だから我々は、どういう調査をまず行ったのか、調査の仕方を全部示せと言っているんです。そして、どういう回答を得たのか、データを出せと言っているんです。今の答弁では、この輸入米の調整金を実際に実需者に幾らで渡すことに使われていたかということについて二件しか調査したことにならないから、調査したことになるません。

私は、このT P Pの審議中にもう一度調査をやり直して、幾らで実需者に輸入米が売り渡されているのか、それをしっかりと全部調べた上で影響を見る、正しい調査を行うことを求めたいと思います。

ますが、委員長のお取り計らいをよろしくお願ひします。

○江藤委員長代理 理事会にて協議させていただきます。

○福島委員 とにかく、この手のやりとりを聞いていると、余りにも不誠実で、みんな、そこで怒りが沸いているわけですよ。このノリ弁と言われる資料もわかりであります。

ぜひ、この審議を充実したものとするために、交渉の当事者にとりかかりと出てきていただきたいと思っております。特に、日米間の交渉、並行協議と言われる、T P Pと並行して行われている協議は、鶴岡首席交渉官が行っております。そして、その資料は、これまでの我々の要求に対して一切出されることはありませんでした。

そう思ったら、先日、九月二十四日の土曜日に、フィナンシャル・タイムズという世界のエリートたちがみんな読んでいるオレンジ色の新聞、これに鶴岡さんが特集されていました。ケン・ジントン・パレスという、ダイアナ妃が住んでいた官殿のようでありまして、そこで庭先で立つている鶴岡大使、そして公邸の中でゴルフクラブを持つ大使、二本のお気に入りのゴルフクラブまでお持ちでございます。

こう書いてあるんですよ。通常環境ならロンドン勤務は、私の訳なのでちょっと正確じゃないかもしれないけれども、比較的気楽なポストだろうと言つて、この取材をした記者は、今の大使の情熱はゴルフの方に傾けられているというふうを書いてあつて、最後にようやくT P Pの話をするんですけれども、記者も、イギリス官僚には有能な交渉官がいらないから今回のこのヒアリングは気が抜けたと皮肉を言った上で、ケン・ジントン・パレスの光に満ちた温室は通商交渉の暗い部屋より快適だろうというふうにつながっております。

つまり、せっかく日本をアピールするために、フィナンシャル・タイムズ、そこで載った記事だと思ひますけれども、イギリス人らしい皮肉によつて、過去のタフネゴシエーターが今イギリス

で悠々自適の暮らしを送っていますよ、そういう記事になっちゃっているんですよ。

そうであるとするならば、鶴岡首席交渉官の参考人での招致を甘利前大臣とともに求めたいと思ひますが、委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。

〔江藤委員長代理退席、委員長着席〕

○塩谷委員長 その前に、石原T P P担当大臣。

○石原国務大臣 ちよつと誤解があるので、そこだけ訂正させていただきますと思うんですが、アメリカとの並行協議に鶴岡さんは出ておりませんので、その点だけは御理解いただきたいと思ひます。

○塩谷委員長 今の件については、理事会で協議してまいりたいと思ひます。

○福島委員 どうもありがとうございます。きょうは、中身の議論をあえていたしませんでした。それは、審議に入るためには、きちんと情報を出していただき、審議をする環境を整えていただくなければ審議ができません。参考人招致の件しかり、輸入米価格偽装の問題しかり、しっかりと国民に御理解をいただけるような充実した情報を出していただきますことを最後に望みまして、質疑とさせていただきます。

ありがとうございます。

○塩谷委員長 次に、玉木雄一郎君。

○玉木委員 玉木雄一郎です。

同僚議員に引き続きまして、議論を進めたいと思ひます。

まず、総理にお伺ひします。

新潟県知事選挙の結果が出ましたけれども、原発再稼働とあわせて、このT P Pの議論、特に、何度も指摘がありましたけれども、情報が十分出てきていないこと、一体どのようなことになるのかという不安感が選挙結果に一定の影響を与えたと思ひますけれども、総理はいかがお考えでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 選挙の分析については、今それを行う立場ではございませんが、いずれにせ

よ、新潟県において我が党が支援した候補者が敗れた、このことは真摯に受けとめなければならぬ、このように思っておりますし、いずれにせよ、新たな県政がスタートしていく上において、新潟県に我々は協力をしていきたい、このように思っております。

○玉木委員 通常国会の少しおさらいをしたいと思ひます。

何度も出てきていますけれども、この真つ黒に塗られた文書であります、我々も、外交交渉過程を全部出せと要求したことは実はありません。我々が問題にしたのは、もちろん結果はしっかりと分析をしています、あわせて、その結果の分析、解釈を正確にするに当たっては交渉過程の情報も極めて重要だということで、まずお願いしたのが一つであります。

もう一つは、国会あるいは国民に対して情報を出していただけな一方で、委員長はかわられませんでしたけれども、前委員長の西川議員が「T P Pの真実」という名前の本を出版するというところで、その原稿案というものを手に入れて読んでみると、例えば、どのような含意に至ったかを、後世のため本書に集成することになりました、どう着地点を探つていったのかなど、内実を明らかにして後日の参考に供したいということで、まさに交渉過程について記して出版をするということをしていたので、国会、国民に対して黒塗り情報、一方で、交渉過程も一部含んだ情報をまとめた本を出版して、それを販売しようとしている。ダブルスタンダードではないですか。その中で、では、せめて西川委員長が出版しようとする本の中に書かれてあるような交渉内容についてはできる限り出していだけませんか、このことをお願いしたわけでありまして。

特に、農水大臣にお伺ひします。

この西川前委員長の本の出版に当たっては、農林水産省、内閣官房の役人の皆さんが、そのゲラのチェック、原稿案のチェックなどにかかわっていたのではないのかということが本の中の記述に

も出てくるので、そのことを伺いましたけれども、そういうことは確認できなかったということが、森山前農水大臣からもそうした答弁をいただいておりますが、確認できなかったということはいなかったということと同じなのかどうかというのを改めて聞きたいと思っております。なぜなら、委員長を退かれた今、再びこの本が出版されるのではないかとこの話も聞いております。

山本大臣に伺います。

PDF化した原稿案を省のメールシステムを使って流し、目次から巻末の用語集までチェックするよう組織として依頼したことは本当にないかどうか、お答えください。

○山本(有)国務大臣 本年三月に、農林水産省内で、PPP交渉等にかかわる担当職員に対して、当時報道されていた、ゲラのチェックという形で具体的に執筆に協力したかどうかを確認したというように聞いております。

○玉木委員 では、その確認の結果を教えてください。

○山本(有)国務大臣 ゲラのチェックという形で具体的に執筆に協力した職員は確認されなかったわけでございます。職員はいませんでした。

○塩谷委員長 いなかったということですね。(発言する者あり)

もう一度聞いてください、もう一度。

○玉木委員 PDF化した原稿案を省のメールシステムに添付して流し、目次から巻末の用語集までチェックするようなことをした事実はないと言いますか。

○山本(有)国務大臣 本件につきましては、私が農林水産大臣に就任する以前の話であります。当該ゲラなるものも承知しておりません。

したがって、一般論で申し上げれば、国会議員から資料要求や事実関係の確認があれば、守秘義務の範囲内で適切に対応していると承知しております。

なお、ゲラのチェックという形で具体的に執筆に協力した職員は確認されております。(発言

する者あり)

○塩谷委員長 大臣、今の質問は大臣として確認されておられますか。PDF、流したかどうか。

○山本(有)国務大臣 ゲラあるいはPDF、私は確認しておりません。

○玉木委員 私は確認していません。

これは通告していません、明確に。PDFの話も含めて通告しておりますが、大臣、それは確認した上で全くなかったということでしょうか。いかなかったということでしょうか。

○山本(有)国務大臣 今委員が御指摘の資料、その真偽のほどがわからない以上、コメントは差し控えていただきたいと思います。

いづれにいたしましても、一般論として、国会議員から資料要求や事実関係の確認があれば、守秘義務の範囲内で適切に対応しておると承知しております。

特定の議員に対して具体的にどのような資料提供等を行っているかについて、お答えする立場にはありません。(発言する者あり)

○塩谷委員長 今の答えに対して、もう一度。続けてください、質疑を。

○玉木委員 確認できないという曖昧な回答ではとても納得できません。

大臣、これは国際部からいろいろな説明を受けているかもしれませんが、大臣、きちんと調べてください。省のメールシステムを使っていれば、痕跡は必ず残っています。ログ情報も残っています。

ですから、これはきちんと調べていただいて、調査報告を当委員会に出していただくことを、委員長、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○塩谷委員長 理事会で協議して、それを決定したいと思っております。

○玉木委員 それでは、次の質問に移りたいと思いますが、このPPPに関して言うと、とにかく秘密が多いということが一言で言う印象であ

ります。その中で、第一次産業の話がいろいろ出てきましたけれども、きょう私、食の安全についての質問をしたいと思っています。

ちよっとパネルをもらってください。パネルの三です。

牛肉にしても豚肉にしても、多分、これから関税は下がることはあっても上がることはありませんから、輸入牛肉、輸入豚肉はふえていくんだと思います。その際に、それが価格がどうかということも大事なんですけれども、その牛肉や豚肉がどのように肥育されたのかということは、食の安全の観点からも非常に重要だと思っています。

ここに少し書きましたけれども、実は日本では、成長を速くしたり、あるいは少ない餌で肥育ができた、あるいは赤身をふやしたりとか、豚や牛の体重をふやしたりするような薬剤があります、成長を促進するような肥育ホルモンの餌に添加するラク Tobamin というような剤がありますけれども、こうしたものは、今、日本では使用が認められていません。同じように使用が認められていないのがEU、中国、ロシアであります。

一方、PPPの十二カ国の大きなパーツを占めるアメリカ、カナダ、豪州では、こうした肥育ホルモンやあるいは飼料添加物の使用が認められています。問題はここからです。日本の場合は、国内でEUのように使用が認められていませんけれども、その認められない肥育ホルモンや飼料添加物を使って育てた牛肉や豚肉の輸入は禁止をしておりません。

まづお伺いします。

こうしたEUなどでは禁止をされているのは、例えば肥育ホルモンが投与された肉を食べるとある研究によれば、それがホルモン性のがん、例えば乳がんとか卵巣がん、あるいは前立腺がん、そういうものに関係しているのじゃないかという一部調査があります。逆に、一九八九年に、EUでこうしたものを使わないというのを決めた

後、EU各国で例えば乳がんの率が下がっているというような調査もございます。

まず、食品安全の観点から伺いたいと思っておりますが、こうした肥育ホルモン、飼料添加物の人体への影響について、日本政府としてはどのようにお考えですか。

○松本国務大臣 この肥育ホルモンにつきまして、これをどういうふう国民が理解をしていたのかということについては、例えば食品の表示というような形で、食品を選択する際の重要な判断材料になるわけでございますので、消費者が求める情報が適切に表示されること、そして、安心して食品を購入できるといような環境が大変重要だと思っております。

その中で、一方、その表示の義務といったようなことを考えてみますと、過剰規制になつてはならないというようなWTO協定など国際基準との整合性の問題、もう一つは、肥育ホルモンが最終製品に残らない場合に表示を求めるとの实效性実効性などに留意をする必要があるという受けとめをしております。

いづれにいたしましても、食品表示制度が消費者の自主的、合理的な食品の選択の機会の確保に資する制度となっていくことによつて国民の安全を守っていききたい、このように考えているところでございます。

○玉木委員 表示の話は後でまた詳しくやりたいと思っております。

これをもう一回見ていただきたいんですが、私の問題にしているのは、各国それぞれの国の立場があつていろいろな規制をやっていますが、日本の場合はダブルスタンダードなんです。国内での使用は認められていませんけれども、それを使つた牛肉、豚肉の輸入を認めているのは日本だけです。こういうことが果たして規制のあり方としていいのかどうかということについて問題提起をしているわけですね。

今、表示は現在の食品表示法では義務づけられていないことだと思いますが、過剰規制に

なつてはいかぬという言葉をいただきましたけれども、ただ、国民の健康を守ることは、過剰規制でも何でもなくて、私は、我が国として必要なら、これはしかるべき規制としてやるべきだと思います。E.U.はそれを選択しているわけでありまして、W.T.O.の関係で問題はいろいろ生じておりますけれども、国民の健康と命を守っていくということは、経済的な利益、G.D.P.をふやしましうということも一方で大事ですが、やはりもつと健康や命に対しての配慮は常に忘れてはならないと思っています。

そこでお伺いしたいのは、このダブルスタンダード、日本だけこういう状況になっていることについて、これを改めるべきではないかと思うんですが、これはどうでしょうか。農水大臣、いかがですか。

○山本(有)国務大臣 委員おっしゃるように、科学的知見をもつて、もし禁止されている肥育ホルモンを授与された牛を輸入することによって人体への影響があるとするならば、それは当然、規制の対象に含む検討を早急に行わなければならぬというように思います。

○玉木委員 人体に影響があるとしたら、それは規制を早急に検討しなければならぬと。私はこれは非常に前向きな答弁だと思いますが、松本大臣、現在の日本が課している、輸入で入ってきていますね、これは全部安全ですか。安全を確認されていますか。あるいは、日本の安全基準というのは、世界的に見てもきちんとした基準でチェックがなされていますか。端的にお答えください。

○松本国務大臣 成長促進を目的とした肥育ホルモンにつきましては、コーデックス委員会が科学的なリスク評価の結果に基づき設定した国際食品規格等を踏まえ、厚生労働省が食品中の残留基準を設定しているところでございます。この残留基準の範囲内であれば、牛に使用されたとしても、食品の安全性は確保されていると承知をしているところでございます。

○玉木委員 国際的な基準、コーデックス基準と

一般に言われますけれども、その範囲内であれば大丈夫だ、日本もその基準を満たしているという話だと思いますが、先ほど紹介したある調査によりまして、これは日本の調査ですが、国内の販売されている牛肉や豚肉を調べた学者の論文がございまして、国内産の牛と米国産の牛肉のエストラジオール、エストロゲンとも言われますが、その濃度を調べたら、脂身で四百四十倍、赤身で六百倍、ホルモン剤の残留の可能性があるという調査もございまして。

そこで、松本大臣に伺います。

国際的な基準に基づいて日本の基準が決められているということでありまして、酢酸メレンゲステロールという、これも合成した肥育ホルモンがありますが、この基準は国際基準であるコーデックス基準より甘くありませんか。

○松本国務大臣 酢酸メレンゲステロールの日本とコーデックスの数字の件でございしますが、この数字については、今御指摘のとおりでござい

す。

○玉木委員 ということは、最初の答弁では、国際基準を満たしたものでしっかり水際措置をやっている、そういう輸入牛肉、豚肉は入らないという説明だったんですが、今言った酢酸メレンゲステロールに関して言うと、日本の基準が国際基準より甘いということをお認めになったということですね。大丈夫ですか、本大臣。

○松本国務大臣 コデックスの数字の方で、これは筋肉から脂肪から肝臓から腎臓からいろいろあるわけですが、例えば腎臓でいえば〇・〇〇二という数字が、この日本の対応ということでございます。数字としては〇・〇三というふうな、そういった数字で表示をされてこの残留基準というのが決められているところでございまして、そのコーデックスの数字と単に数字を比較するというところの中におきましては、今御指摘のとおりでございます。

○玉木委員 いや、びつくりしましたよ、これは。国際的な基準を満たして、それに準拠して日

本の基準をつくって、そもそも、さっきあったように、国内で使用が禁止されているものを、禁止していただきますね、使えませんが、ただ、それを使った輸入牛肉、輸入豚肉は入ってくることでござい、ただ、国際的な基準に従ってきちんと水際措置しているから、基準以下のものというか危ないものは入らないということの説明をいただいていたんですが、この酢酸メレンゲステロールに関していうと、国際基準より日本の基準の方が甘いということをお認めになったんです。これは大問題だと思えます。そんなことで日本の食の安全は守れるんですか、本大臣。

私、今ちょっとびつくりしたのは、これからちょっと問題が生じると思つて聞いたんですが、現時点においても、日本の食の安全においては穴があいているんですね。これは、しっかりと基準を国際的なものに合わせて、速やかにやるべきです。そうでなくては、T.P.P.でやれ貿易をふやそうだ何だかんだ言う前に、我々日本人の健康を守れないじゃないですか。

次の話に行きます。

T.P.P.を批准して発効してしまうと、さらにこうした我が国の国民の健康を守るような規制をより入れにくくなるのではないのかというのがきょうの私の質問の一番の趣旨です。

お伺いしますが、松本大臣、もう一回確認しますね。今現在においては、例えば安いから外国の牛肉、豚肉を買おうということを選択される、スーパーで買う方もおられると思うんですが、表示の義務がないので、そもそもホルモンを打った輸入牛肉なのか打っていない輸入牛肉なのかを、今現在では日本の消費者は判断するべきがありません。せめて、輸入を禁止しないまでも、そうした表示義務をしっかりとつけて、これから輸入がふえてくるのであれば、消費者の皆さんに選択の余地を与えるような国内法の改正をすべきだと思

うんですが、いかがですか。

○松本国務大臣 この肥育ホルモンの問題につきましては、これはコーデックスと今現在の基準の

数字をそだけで比較したもので申し上げておるところでございまして……(玉木委員「表示義務をやるべきじゃないか」と呼ぶ)表示義務。

これは、先ほどもお話し申し上げましたように、過剰規制とならないように、W.T.O.の協定など国際基準との整合性と、肥育ホルモンが最終製品に残らない場合に表示を求めることの実効性というこの二つがポイントになってまいりますので、それを基本に考えているところで、しかも、これは今厚生労働省もその基準について検討をしているところでございます。合成肥育ホルモンについては、厚生労働省から最新の科学的知見に基づく食品健康影響評価についての要請を今受けておりまして、現在審議を行っているところでございます。

そして、特にこれは問題があるということでのチェック、再評価ではありませんで、一定の期間が経過したので、そこで、もう一度内容について確認をしようということでも現在審議を行っております。これらについて適切、速やかに評価を行つてまいりたいと考えております。

○玉木委員 ちょっとよくわからなかったんですが、総理、表示義務は、これから輸出入を拡大していくのであれば、全部が全部私も悪いとは言いません、消費者の健康に被害があるのか、これは科学的にさまざまな見地、立場もあるでしょう。ただ、消費者が選べる権利をきちんと与えてあげることが私は大事だと思うんですけれども、このT.P.P.にあわせてそうした食品表示法の改正をやるべきだと思いませんか、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 肥育ホルモンについては、先ほど松本大臣の方から一部お答えはしているんですが、国際基準などを踏まえ、科学的評価に基づき食品中の残留基準を定めておりまして、基準以内でなければ食品の流通は認められません。これはT.P.P.協定によって変更されることはないわけでありまして、食品の安全性は確保されていると考えています。

食品の表示は、食品を選択する際の重要な判断

材料となるわけでありまして、消費者が求める情報が適切に表示されることで、その表示を見ながら消費者の皆さんが選んでいくということになるわけでありまして、安心して食品が購入できるわけでありまして。

一方、表示の義務づけに当たっては、先ほど答弁させていただきましたように、過剰規制とならないよう、WTO協定など国際基準との整合性、あるいは肥育ホルモンが最終製品に残らない場合に表示を求めることの実効性でございまして、この成長ホルモンやラクトバミンは、食品添加物とは違って、牛が生きているときに与えられるものでありまして、これは、例えば八日間与えても、十日間与えなければ代謝で全部排出されてしまつて、検出限界を下回ることになっていきます。

いずれにせよ、これはさまざまな議論があるわけでごさいます、そうしたことも留意していただく必要があるんじゃないかと思ひます。

食品表示制度が消費者にとって食品を自主的かつ合理的に選択する機会を確保する制度となるよう、引き続き適正に運用してまいりたいと思ひます。

○玉木委員 残留しないという話なんです、先ほど紹介した、これは日本癌治療学会に提出された論文によると、米国産牛肉と和牛のエストロゲン濃度、脂身で百四十倍、赤身で六百倍ものホルモン剤の残留の疑いがある、そういった調査もあるわけでありまして、検出されないからいいという問題ではなくて、日本独自できちんと調べて、国民の健康を守るような規制をきちんとやるべきだと思ひますね。

それで、伺います。
TPPへ入ると、私が心配しているのは、食の安全の規定の第七の十七条、「協力的な技術的協議」というのがあるんですね。これは何かというと、科学的な根拠については常に論争がありまして、科学的な根拠については常に論争がありまして、争いになりますね。そういったときに、締約国は、当該行政上の手続、二国間の仕組みその他の仕組みを引き続き利用しても当該事項を解決す

ることとはならないと認めた場合には技術的な協議を求めることができるということになっていて、いろいろもめたら、例えば、そういう規制を設けることによって、アメリカやオーストラリアが輸出がしにくくなるというってある意味クレームをつけてきたときに、技術的協議ということが開催されることが決まっています。

私の質問は、技術的協議をするこの協議なんです、この協議における全ての連絡、当該協議のために作成される全ての文書は秘密のものとして取り扱う、協定上、第七・十七条の六項に、安全に關してもめたときに、特に科学的な根拠がどうだこうだとなったときに、技術的な協議ということが開かれることになっているんですが、なぜかその内容は秘密にするということを決めているんです。

石原大臣、なぜですか。

○石原国務大臣 お答えする前に、TPPのいわゆる第七章の二条において、人、動物または植物の生命または健康を保護することが規定されているというところの中で、今委員の御指摘された議論は、専門家同士の中で、先ほど判断で紛争になることがあると御指摘されたようになっていて、専門家同士の議論の中で決まる、そういうふうなうに解ささせていただいております。

○玉木委員 この条文を決める際にどのような交渉をしたのか知りたいと思ひます。

なぜなら、科学的な根拠に基づいて、これを規制するのか、あるいはこの薬剤を使っているのかどうか、これは秘密にする話ではないかと思うんですね。ある程度、これはこういう根拠だから規制をしましょう、あるいはしなくていいですと、まさにこれはオープンでやるべきでありますし、コーデックスやWTOにおいても、これは全て情報隠すということにはなっていないですね。

しかし、TPPの協定上、例えば日本が、いや、やはり国内で使われる認められていないような肥育ホルモンを使うのは、輸入についても禁止、あるいは少なくとも表示義務をかけようという、

場合によっては、外国から見れば、輸出国から見れば、新たな非関税障壁のようにも見えるかもしれない。だから、論争が起り得る。そのときに、技術的協議の場を設けたときに、このやりとりを全て秘密にしなければならぬ。こういう条文をなぜ日本はのんだんだんですか。交渉過程について御説明ください。

○石原国務大臣 釈迦に説法でございますけれども、TPP協定では、従来からの国際的な共通ルールでありましていわゆるWTOのSPS協定に基づいて、締約国が、自国の食品の安全を確保するために、科学的根拠に基づいて必要な措置をとる権利を認めている、これが基本でございます。その後、先ほど御答弁をさせていただきましたとおり、専門家で議論をする。そういう中においてこの安全を確保していく。

また、どういふものが食の安全にとって必要かというふうな細かい点につきましては、ぜひ厚労大臣をお呼びいただきまして、厚労大臣からお聞きいただきたいと思います。

○玉木委員 これは食の安全に極めて大切なところで、もめたときのさまざまな利害調整の仕組みがTPPの協定には各所で入っています。特に、このSPSと言われる分野の技術的協議において、せっかくそういうことがあったときに、もう一回言いますね、作成される全ての文書は秘密のものとして取り扱う。何で秘密にすることを合意してきたんですか。秘密にする理由がわかりません。

これまで、最初に示しましたが、過去の交渉過程については秘密にしますということを答弁いただきました。でも、これから起こることも秘密なんです。しかも、健康や命にかかわるようなことがこれからは秘密になるということ、このTPPが通つてしまつて我々日本国としてはこのまなけいけい。

総理、お伺いします。
こういうことで本日に我が国の食の安全は守られますか。TPPが通ることによって、経済的利

益を優先して、我が国の食の安全、国民の皆さんが安全にさまざまなものを手に入れ、食べる、こういったことが害されることになるのではないかと思います。総理、いかがでしょうか。

○石原国務大臣 TPP協定に言つたようなものが入っているというところは事実でございますが、その前に、こうした我が国の制度の変更を求めるものではないということが明記をされておりますので、委員の御懸念は、専門家同士の話の中で出てきたとき、そして、仮にそれで変更するようなことがあれば、それは法律改正になりますから、公になるといふうに解しております。

○安倍内閣総理大臣 まさに我々は、このTPPによってこれから新たに食品の安全における制度を変えることはないということ、変更させられることはないということ、先ほど申し上げたとおりでございます。そして、もしそれがそうではないことになったときは法改正をしつかりとすることになるわけでございます。

と同時に、先ほど私が答えたことをちょっと間違つて受け取られてしまったんですが、肥育ホルモンについては、検出下限値を下回る場合がある、下回る場合があるから大丈夫だということを言っているのではなくて、下回る場合があるの、肥育ホルモンを使つていてもそれは肥育ホルモンを使つていませんという表示をされても、それを、うそをついているじゃないかということ、検出できない、そういう可能性もあるということ、例として挙げたところでございます。そういういろいろな議論もあるということを申し上げたところでございます。

○玉木委員 きょうはここで終わりますけれども、ちょっと私、不安になりました。

まず、石原大臣からも安倍総理からもありましたけれども、今の規制を変える必要はない、これはもう従来ずっと答弁をいただいています、それは聞いていません。こういうダブルスタンダードがあるから、これから新たに国民の健康を守るための規制を新設しようとするときに、我が国独

自の判断だけではなくて、例えば輸出国から何か文句を言われたときに、日本独自ではその規制を入れることができない可能性が高いいではないのかというところを私は懸念しております。

そして、安倍総理からも話がありましたけれども、ひつかからないから、検出限界を下回る下回らないという話がありましたけれども、ただ、例えばオーストラリアは、EU向けの輸出牛肉は肥育ホルモンを使わないように育てて、その証明をしてEUに輸出しているんです。日本にはそれを使つたものを輸出してきているんですよ。さっき言ったように、例えば豚一頭で十二キロも飼料を少なくして実をつくることのできるから、コストがすごく下がるんです。日本の畜産農家は一生懸命工夫をして安全な豚や牛を育てていますね。

私は、平等な競争環境でやるというのであれば、やはり、こういうことを認めることは、食の安全を害してしまうと同時に、日本の農業者にとつて非常に不平等な競争環境を強いることになると思うので、しっかりと安全を重視した規制を日本独自で行っていくこと、このことを強く求めて質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○塩谷委員長 次に、村岡敏英君。

○村岡委員 民進党、秋田県出身の村岡敏英でございます。

予算委員会に続いて、TPP特別委員会の中で、SBSも含めてTPP全体の質問をしたい、こう思っております。

まず、この週末、秋田県で農家の方々に会いました。稲刈りも終わって、カントリーエレベーターに持っていつている人、また、自分の小屋で玄米にしている人、いろいろな方に話を聞きました。

その中で、不安に思っている点が大きく三つあります。

一つは、TPPの交渉の真実が真実になつて、ノリ弁と言われる。そして、その真実になつて、秘密にしているだけじゃなく、それ

以外にも文書があるんじゃないかという不安です。

そして、もう一つ目には、国会決議との整合性であります。自民党の公約は、聖域なき関税撤廃を前提にする限り参加しないということ、これは、品目も決めていない、そしてどんな交渉内容かも決めていないから、ぎりぎりセーフかもしれない。しかし、国会決議になると、大変この整合性には疑問がある。

そしてさらには、SBS米。このSBS米が、調整金という不透明なもので価格がゆがめられているんじゃないか。

大きく言つてこの三つが農家の方々に大変不安を与えています。

そしてさらには、先ほど玉木委員が言つたように、TPPで入ってくる食物が本当に日本人の健康に安全なのかどうか、これは消費者の人も大変不安に思っている。だからこそ、しっかりと慎重審議をしなければならない、こう思っております。

まずは、石原大臣にお聞きいたします。

石原大臣、再交渉はないということは盛んに言われております。しかしながら、再協議はあるわけですね、三年後、五年後、七年後というのは、

○石原国務大臣 先ほどもお話をさせていただきましたが、TPPの性格上、一つのパーツを壊してしまうと多くのところに影響するという話は、もう既に総理から御答弁をさせていただいております。

そして、後段の再協議についてでございますが、これも同僚の委員の討議の中に出てまいりましたけれども、そのほかのEPAやFTAの中でも、再協議という項目が大体のものについております。再協議をやれと相手国から言われた場合は、再協議は行わなければなりません。

しかし、我が国の国益を損なう、特に農産品の部分で貿易の範囲を拡大しろとか関税率の撤廃を早めろみたいな議論を想定されて村岡委員は御質問をされていると思いますけれども、そういうもの

の対しては、国益を損なうということで私どもは断りますし、また、変えるようなことがあれば国会に諮らなければなりませんから、そこは与野党を問わず思ひは一緒でございますので、再協議には応じない、国益を損なうようなことは行わない、こういうふうな法的には理解をさせていただいていこうと思っております。

○村岡委員 石原大臣はそう言われますけれども、まず国会決議ですけれども、除外項目というのがこのTPPにはないんです。国会決議は除外をしっかりとつたっているわけですね。国会のこの決議とはもとと反するTPPなわけです。将来的には関税ゼロにしようという目標を持っているTPP交渉です。

その中で一つあるのが、日本が農産物の輸出国と結ばれた七年後の再協議、この中に書いてあることは、市場アクセスをふやすと書いてあるわけです。それは、断るといっても、再協議する以上、ふやすという交渉なんです。それでも必ず断るといふことです。

○石原国務大臣 ただいまの点は非常に重要な点なので、少し詳しくお話をさせていただきますたいと思います。

これは附属書の方に書かれている規定でございます。関係します国は、オーストラリア、カナダ、チリ、ニュージーランド、アメリカでございます。ですから、委員の御懸念は、先ほど私が想像してお話をさせていただいたように、農作物の関税等々について再協議の要請が来る。これを、再協議を断ることはできません。再協議をさせていただいて、国益を害するものについては合意をするつもりはない。

すなわち、ぎりぎりのところで、国会決議のお話をされましたけれども、私どもは国会決議に沿つたものであると御理解をいただけたと期待しておりますけれども、そんなものはまだまだ甘い、何でもつと守れなかったんだ、こういう御意見があるということも、午前中から午後の審議の中で多くの同僚の議員からお話が出ております。

しかし、先ほど申しましたとおり、例えば、関税を見直す、そういう約束を仮にしてしまったと。しかしながら、そういう事態になったとしても、それは協定に関する新しい法律を出さなければなりませんから、私どもは、与党、野党一致して、その問題については拒否をする、協定に賛成をしないという形で再協議をはね返していく、そういうふうな理解をさせていただいていこうと思っております。

○村岡委員 石原大臣、信用したいんですが、この条項は日本しか結んでいません。これは、アメリカを初め五カ国と、市場アクセスをふやすための見直しを行うということだけを日本だけが結んでいるわけです。

この中で、五カ国が強硬に来た場合に、日本は一方国です。それで、この条項に日本はもう約束しちゃつていられるわけです。七年後。それで、先ほど言った自信がありますか。やはりなかなか厳しい状況になるんじゃないか、こう思っているんですけれども。もう一度答弁を求めます。

○石原国務大臣 多分、委員の御念頭にあるのは、いわゆるお米であります。アメリカ、オーストラリアの連合軍が考えられる、乳製品であります。ニュージーランド。しかし、これは、五カ国はバイでこの附属書で話を握らせていただいておりますので、協定の変更、相互主義でございまして、片側が断れば、この条約の相互主義の観点から、思ったとおりにはならない、そういう仕立てになつていこうというふうな御理解をいただきたいと思っております。

○村岡委員 ちよつと理解しにくくて、何でも日本だけがこういう条項を結ばれたのかというのは非常に不安です。これは、これからのTPP委員会でも、そしてまた農水委員会でも話していきますけれども。

次に移ります。SBS米です。

なかなかSBS米のことが国民の皆さんによくわかりません。

パネル一を見ていただければ、一九九五年にW

TOの中で日本が義務づけられて、今現在ですけれども、七十七万トン輸入をしています。その中で十万吨だけ主食用、ほぼ主食用で十万吨入ってきています。

そして、この前の予算委員会の説明で農水大臣がお話していたのが、ここ二、三年は二万トンとか三万トンとか大変少ない、市場に流通しているのも少ない。しかし、これは一方、少ないという事は、この十万吨は、SBSで売れないければ一般輸入米に上がって、これは将来的に、飼料米または加工品、こうなってきます。これは国家財政に相当大きな負担を与えるわけです。その中で、SBSのこの十万吨というのは、相矛盾しますが、十万吨、財政的には、同時売買制度の中で売れた方が国の財政は被害が少なくなる。しかしながら、入ってくる外食産業に外国産米が流通する。こういう相矛盾するような制度であることはもとよりそうです。

そして、一九九五年から始まったこのSBS制度、今度はTPPで七万八千トン入ってきます。その七万八千トン入ってくる中で、これはもちろん契約がなければ成立しないわけですから、一般輸入米に行かないこともわかっています。そして、例えば五万トン入ってきたとします。この五万トン入ってきたときには、国内産米の同等のものを備蓄すると言いますが、備蓄したのは将来何に使いますか。

○山本(有)国務大臣 備蓄米につきましては、主食用米の市場から遮断して、飼料、援助等に使用していただいています。

○村岡委員 この数年を見ると、ほとんどこれは餌米、飼料用米に使っています。この感情が、農家の感情がわかりますか。

民に食べてもらうような形になる。しかし、自分たちがつくった米が餌用になるんですよ、入ってきたら。この気持ちをはからず、SBSの調査の内容は、怒りに満ちちやうわけですよ。

やはり、SBS米という中で調整金というのが結果どうなったかということが今のところまだわからないわけですから、しかしながら、このSBS米が入って、日本の国民の方々に食べてもらっている。しかしながら、我々がつくった米は、隔離されて、将来、餌米になるんですよ。悲しいじゃないですか。悔しいじゃないですか。それが農家の気持ちですよ。私は地元に行ってきたと言われましたよ。

これは、総理、どう思いますか。

○山本(有)国務大臣 ミニマムアクセスは、WTO上、自由貿易の根幹にかかります話でございします。また、そのミニマムアクセスと同時に設定されましたSBSという入札契約の内容でございします。

そのことにおいて、政府備蓄米という制度を同時に我々は運用しております。その運用において隔離をする、遮断をするということにおいて、飼料米になるということに対する農家の残念さ、それはよくわかるところでございます。

けれども、さらにもう一つ言わせてもらえれば、米生産の農家が、現実には価格が下落するという痛みについてはもつと厳しいものというように私どもは理解しております。価格は品質と需給で決まります。したがって、需給において、需要を促し、供給を取り除くという意味において、政府備蓄米で買い上げるといことは、私は、制度としてやむを得ない、適切なものというように理解しております。

○村岡委員 ちょっと待ってください。

私ども、まず農家の気持ちをわかってほしいという中で、大臣が、初めてこのSBS米の問題が出たときに、重大な問題だと認識をしているということを記者会見でもおっしゃっていました。しかしながら、SBS米の調査を始めると、先

ほど、最終的な外食や、また、実際に実需者である人たちのところは、農林省には調べる権限も能力もないと言いました。そういう気持ちがあったら、やはり、最終的にどのぐらいの値段で売られたのか、これはしっかりと調べるという気持ちにならなきゃいけないんじゃないですか。全くそれはいたし方ないということだけで、何も真剣にこの調査をしているとは思っていないですよ、農家の方々は。それに対してはどう答えられますか。

○山本(有)国務大臣 まず、最初はかなり大々的な報道において、こうした調整金が恒常的に、かつ全てのSBSの入札契約で行われており、そのことにおいて卸の価格を偽装的に変更している、影響しているということがあれば、これは私も、大変重大な問題であるという認識でございました。

しかし、調べていくうちに、調整金なるものは、あるときもあればないときもある、逆調整金という形で卸から輸入業者に支払われた場合もある、しかし今はやっていないという方もある。そうすると、何なんだろうなということに逢着するわけでありまして、取引慣行上、販売促進のお金というようにも言われるわけでございます。そうした中において、影響があるやなしの判断の中で、調査すれば、影響がないというところに自然に逢着するものというように思っております。

○村岡委員 ちょっと話がよくわからないという

か、真剣になつて調べていない。

よく今、東京都知事が、誰がファーストかというところで、都民ファーストということを言っています。このSBS米に限ってはいけ、農家の人たちがいろいろな改革や何かに協力するときに、米に関しては国境措置をしつかりとっている、この信頼がなければ協力関係はできない。その中で考えると、農家ファーストではないんですよ。

ファーストなんですよ。委員会でその日まで何とか採決する、委員会ファーストで、例えばこの調査が、もし本当に価格が下がっていれば補正予算を見直さなきゃいけない、TPPが通らない、そういうことのために、そういうプレッシャーが農林省の方々にあったんじゃないか。だから、価格が下がっていない証明をすることに一生懸命になっている。

別にこれは、政治家は知らなかったと私は思いますよ。農林省は、三、四年前にく一部の人たちが知っていたと思います。それが放置されてきたんです。放置されてきて、初めて大臣がこのSBSの問題で重大だと認識したように、政治家がわからなかつたんですから、農林大臣を責めているわけではないんです。どこにファーストを置くかなんです。農林省は、国会運営上、これは相応なお叱りを与えられる。最後まで調べられないのが事実だったら、途中過程の中でちゃんと一回調べたということを言わなきゃいけない。

総理が先ほど、自民党は結党以来、強行採決を考えたことはない、こう言っておりますけれども、表向き、それはそうでしょう。でも、表向きが大切なんです。しかし、この場合のSBSは、これまで政府が九五年以来ずっと言ってきた国境措置の問題なんです。誰か政治家を責めるんじゃない、このSBSという制度が農家にしつかりと信頼されなきゃいけない。そのとき考えたときに、考えていることが国会運営ファーストなんですよ。農家ファーストだとは誰も思っていない。

このことを総理はどう思いますか。

○安倍内閣総理大臣 我々は、まさにこのSBS米の調査については、できる限りの調査をし、ポイント、先ほど来質問の中でもありましたように、果たして、いわゆる調整金が価格を下げて、国内価格に影響を与えているか否かということでありまして、その結果については既に大臣から説明しているとおりでありまして、それが結果を与えているとすればTPPの議論にもこれは当然影響があるわけでありまして、結果は与えていない

ということでありましたから、我々はそのように考えているところでございます。

同時に、この批准について、国会日程ありきではないということは申し上げておきたいと思っております。しっかりと審議をしていただきたい。私も初当選のころ、国対で、村岡兼造国対委員長のもとで、丁寧な国会運営が大切だという教えを受けてまいりましたので、そのとおりやっていきたい、こう思っているところでございます。

○村岡委員 それは、ちゃんとした議論をしましょうというのには表向きだ。でも、これは、役人、官僚の人たちは物すごいプレッシャーを感じたと思うんですよ、この国会前、SBSが出てきて。ですから、これが価格に影響があるという結果を出したら、それは幾ら濃厚なTTPの筆頭理事でも怒りますよ、もう運営できなくなりますから。運営ファーストでやっているとしたか思えないんです、この問題は。

大臣は、私が予算委員会で質問したとき、きちんと調べ直す可能性があることを言いました。これは調べないと、後で農業改革だと農業の成長だとか言っても誰も信じないですよ。根本です。これは。国境措置だと何回も森山前大臣のときも西川大臣のときも聞いていますけれども、これは、必ず守ると言っているものが、もう一回調べ直したらやはり価格に影響があったということになれば、大変な問題ですよ。

そして、さらには、総理にもお聞きしたいんですけども、総理、山本大臣から価格に影響はなかったという報告は受けました、こういうふうな話をされました。総理、あの座り込みでした農家に対する思いはどこに行っちゃったんでしょうか。

これは、農家の人たちに私が聞いたときに、七十八歳の方がぼつと言ったんですけれども、やはり流通過程というのはなかなか農家はわからなくて、なかなか価格を上げられない、その中で苦しんでいる。そして、米とかそういう農産物は、江戸の時代からいろいろな意味で食料流通という

のは御問屋だった。その中に、やはり悪く制度を使おうという人がいるんですよ。そのことを政府が調べてくれなければ、いろいろな改革をやったって、我々、農業でしっかりとした所得を上げることができない。

きょう午前中、小泉議員が質問されていた。資材とか飼料だとか、そういうのを下げたって、その下げた分だけ最終的に買うところに安くされたら何の意味もないわけです。

そういうことをしっかりと調べるために、まずは国がやっている貿易から信じられないんだったら、それはおかしいじゃないですか。もう一度調査してください。

○山本(有)国務大臣 SBS米が国産米の需給及び価格に影響を与えているかどうかを再度調査する、そういう先生の御要請は、SBSの価格決定に公平さや適切さを求めるものだろうというように解釈いたします。

今後、SBS入札にかかる不信感が生じることのないよう、国と落札業者との間の契約内容を改善することによりまして、調整金が全くない世界が出てくるわけでございます。TTP合意のもとで、備蓄運営の見直しにより国内の需給、価格の影響を遮断し、確実に再生産が可能となるようにしていくことについて、米農家などの生産現場にしっかりと説明をまいりたいと思っておりますので、SBSに関する不安はこの契約改善で払拭したい、こう考えておるところでございます。

○村岡委員 国民の皆さんも、何回も論議して少しずつわかってきたとは思いますが、米の流通を初め、農業の、食料品の流通というのはなかなかわかりません。

そして、よく言われるのが、消費者対農業者みたいにして、補助金がたくさん行って、農業の人たちが補助金で何か非常にうまくやっているようなイメージを言う学者もいます。そんなことはないです。本当に努力して、ぎりぎりのところで農作物をつくって、それを持っていつて売っているわけです。

聞いた話の中でも、よく、政治家は収穫のときだけ来て、このお米はおいしい、そして大根はおいしい、何はと言ってくれる、それもありがたい。しかし、その途中過程でどんな作業をして、そして最終的にどんな値段で売れているのかをしっかりと調べてほしい、それが足りなさ過ぎる。

そして、先ほど大臣が、調べる能力もないと言いましたけれども、価格に影響があるかどうかは、それは全部、最後の外食産業が幾らで買ったか、これがなきゃわかるはずがないんです。だから、調査としてはこれは半ばであり、まだまだしっかりとこれを調べなければだめだということなので、ぜひこれは調べていただきたい。総理も、農家の方々、農業者の方々のこの思いを受けて、調査をしっかりと農林大臣に指示していただきたいと思いますか。

○山本(有)国務大臣 SBS入札契約は、輸入業者と国と卸の三者契約であります。この契約三者間に信頼関係があり、また、契約上の確認ということは、これは可能でございます。しかし、卸のほか多種多様な、お弁当屋さん、牛丼屋さん、そのほかコンビニ、ありとあらゆるところにこのお米は売られております。これは、不特定多数、大量に売られているわけでございます。これを全部調査しろと言われましても、恐らくどの機関も調査をすることは不可能だろうというように思います。

我々にとりまして、SBSの契約が公正であり、適切であり、そして不安がないようにすることとが専ら任務だ、そう考えております。

○村岡委員 全て、一社残らずとは言っていない。農林省はこのSBSでマークアップをとるときに、国内の米の流通価格を調べて、その上で価格を決めていると言っています。その部分のところだけでも全く違うわけです。

そして、千七百件以上の契約を見て、先ほど話がありました、典型例で二件出しています。その調整金は十九円とか二十円ですけれども、裁判で出てきたのは四十円ですよ。そういう意味でい

くと、答えてくれたことだけしか調べていないといったら、これは、先ほど言った農家ファーストには非常に不誠実じゃないですか。四十円のところもあるわけですよ。

その上でお聞きしますけれども、二番のパネルを見てください。もう不明だらけなんです。

この中で、まずは六十一社が調整金のやりとりがある、またはあった。二十一社は現在も調整金がある。結論として、輸入米は全体の二%程度、SBS米の米市場における価格水準が国内産に影響がないということ、事実がなかった、確認できなかったと言っています。これがまず調べていない。

それから、金銭のやりとり禁止、この前指摘しました。それは、契約上の二者ではやらないようにしていますけれども、ダミーもあれば、そしてまた別の項目でいけばわかりません。

それから、調整金の幾らかというものが、販売促進といつても、当然、食料ですから、これは最終的に余れば、その調整金で安売りするというのが商売じゃないですか。そのときには日本の米も余っている可能性がある。そうしたら、結局は安くなるんですよ。価格に影響するんです。

そして、外食とか中食とかというのは、大体にこの部分である程度の市場をとられていくと、価格帯はなかなか、牛丼屋さん何人も、米の値段を含めて高くはできないんです。一度安く

なつたら簡単に高くはできないんです。そして、その需要は必ず外国産米からとられて、安い価格で売らなければだめだというのが現実の商売だと思えます。

そういう意味では、この調整金というのを禁止というのが、しっかりと調べてやっていただきたい、こういうふうな思っております。

そして、この前指摘したパネル三を見てくださいます。パネル三の中で、入札制度がおかしいじゃないかという根本からいきます。

普通の入札という制度であれば、商社Aと卸売業者一と書いておられますけれども、これが一つ参

加するのは可能。それは二番でも三番でも不可能。しかし、このお米においては、商社Aが、一も二も三も四も五も、電子入札ですけれども、売り渡し価格と買い取り価格のものを全部出せる、二十でも三十でも。これはもう入札とは言わないですよ。これはもう見積もり合わせですよ。

業界では探りと言われているそうだけれども、この部分というのは、まずこれから直しませんか。これはもう今すぐ直せますよ。入札制度です。これは農林省が決めればいいわけ。どうですか、大臣。

○山本(有)国務大臣 入札参加の機会をできるだけ確保するため、各回の入札におきまして、輸入業者が、さまざまな種類の米につきまして、さまざまな買い受け業者とベアになって申し込みを行うことを認めております。特に、買い受け業者数、有資格者五百六十二者は、輸入業者数、有資格者二十四者に比べ数が多く、買い受け業者の参加の機会を制限しない観点からも、輸入業者が複数の買い受け業者とベアを組むことは禁止をしておりません。

他方、同一の輸入業者及び買い受け業者のベアが同じ種類、銘柄の米について複数の札を入れることを禁止すること等により、入札の公正性を保っているところでございます。

○村岡委員 いや、もうその見直しから始めないと、この部分の、一般では考えられない入札から始まって、最後には調整金という方に行く、最初の入り口を直さなきゃいけないということだけは提案しておきます。

そして、次に移ります。パネル六をちょっと見ていただければ。

今、飼料米政策をやっています。本会議場でも、総理に対して、飼料米政策は岩盤政策なのかとお聞きしましたけれども、まだ岩盤政策とはお答えがありませんでした。

今、水田の直接支払交付金などを見ると、飼料米で、四十二万トンやっているのが国庫で六百七

十二億かかっております。三十七年ですから、遠い先ですから、長期政権の安倍総理も三十七年までやられているかどうか分かりませんが、そのときに、これが仮に、値段は変わっていきましょ、今で六百七十二億かかっておりますけれども、この飼料米政策は岩盤政策と考えていいんですか。

農業は、米に関して言えば、一年に一遍しかとれません。それとまた、土地も、直していくとすれば、これは一年、二年で直るようなものじゃありません。技術も何も、生産者だって、その技術を蓄えるためには年数がかります。これは岩盤政策ですか。

○山本(有)国務大臣 我が国におきまして、主食用米の需要が毎年八万トンずつ減少しております。食料自給率や食料自給力の向上を図るため、主食用米から飼料用米などへの転換による水田のフル活用が必要でございます。

昨年三月に閣議決定されました食料・農業・農村基本計画におきまして、二十五年度で十一万トンの飼料用米の生産量を三十七年に百十万トンとする生産努力目標を掲げたところでございます。ということでございます。これは我が国にとりまして重要な米政策でございます。

○村岡委員 努力目標、重要な政策と言うだけで、岩盤政策とは言っていないだけなんです。これはもう農家の人も大変不安のままでこの新しい改革に取り組んでいかなきゃいけない。

そして、この飼料米、四十二万トンと今なっていて、ふやしていることとしていますけれども、これはパネルの五番を見ていただければわかるんですが、備蓄米とMA米で大変な赤字を生んでいます。

飼料用米は、国産米で二十七年度で四十二万トンつくっているんですが、実は政府所有米の備蓄米で二十五万トン、MA米で七十三万トンも飼料用米になっているんです。百十万トンが目標と言っていますけれども、これはどどんふやしてあげば、すぐ百十万トンぐらいいのところにゃ行ってしまう。それが岩盤じゃないとすれば、それを

信じてつくった人たちはどうするんですか。

その中でいけば、大臣は内閣改造があればかわるので、総理は岩盤政策と考えていますか。

○安倍内閣総理大臣 飼料用米については、昨年三月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、平成二十五年度で十一万トンの飼料用米の生産量を平成三十七年度に百十万トンとする、これは努力目標であります。努力目標を掲げたわけでありまして、これを閣議決定したところでありまして、これは重い決定というふうに捉えていただいていると思います。

現在、政府としては、水田活用の直接支払交付金による支援など多様な取り組みを行っています。飼料用米の生産を拡大するためには、生産性の向上が不可欠であります。この目標の確実な達成に向けて、不断に施策の点検を行いながら、引き続き生産拡大を図ってまいりたいと考えております。

○村岡委員 最後まで岩盤政策かどうか……。これは財政的に大変なんです。ここ八年で備蓄米とMA米でもう六千億ぐらいかかってます。その上、国内での飼料米で、毎年六百億、八百億、一千億とふえていきます。そのときに、農業を大切に考えると、財政をきちんとするというのが、消費者の理解と、この二つがなきゃいけないということで、政治がちゃんと取り組んでいかなきゃいけないと思っています。

最後になりますけれども、先ほど言ったように、このSBS米はしっかり調査していただきたい。農家の方々が、先ほど言ったように、外国産の米は国内の人に食べていただくのに我々の米は餌用になるのか、この思いがしっかりと受けとめられら調査はできるはず。ぜひそのことをお願いして、きょうの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○塩谷委員長 次に、升田世喜男君。

○升田委員 民進党の升田世喜男です。質問の機会を得たことにまずもって心から感謝

申し上げたい、こう思います。

このTPP委員会というのは、一度、四月に開催されました。当時の西川委員長がお書きになったと思われる本の、出版されると思われるそのデータ、こういうものが出たり、あるいは、我々は、TPPは農業を初め日本の通商を根本から変えていくので、交渉結果、交渉内容の詳細を示してくれというわけではなくて、できる限りの情報開示をしてくれと再三お願いしたところ、出てきたところがあのノリ弁当、まっくらくろすけ、こういうことで、こういう流れだとか悪いなと政府・与党は思ったんでしょ、継続審議になって、今こうして二回目の委員会が開かれているということでございます。

私は、今回のTPPの委員会、前回同様、農業で働いている方々に寄り添う、そういう気持ちの中で、私は青森でありますけれども、先ほど秋田の村岡委員も農家の心情を訴えておりました。私もまた私なりに、農家の思い、不安等々を訴えさせていただきます。

きょうは、限られた時間の中でありますけれども、安倍総理初め関係大臣にひとつ誠意ある答弁をよろしくお願い申し上げます。まず最初に、前回もお伺いさせていただきましたが、安倍総理に対して、このTPP、大筋合意がなされて、そして今日に至っているわけでありまして、今農家がどんな心情でおられるかというのを改めてまたお伺いさせていただきます。

○安倍内閣総理大臣 これは、私だけではなくて、例えば、自民党自体の考えでもありますが、農は国の基という考え方が基本でございます。第一次産業をしっかりと守っている、我々の食を支えているのは農業であります。食を支えていることのみならず、地域や環境を支えているのも農業と言ってもいいんだらう、このように思うわけでありまして。

農業には多面的な機能があるわけでありまして、もちろん、生産という側面もあるわけでありまして、産業としての側面があるわけでありまして。

この産業の側面をしつかりと強くしながら、まさに若い皆さんが就農するような、そういう分野にしていきたいと思います。

一方、中山間地域においては、生産性を上げるといってもなかなか難しい地域もあります。しかし同時に、先ほど申し上げましたように、水を涵養し、環境を守り、そして地域を守っている、文化を守ってきたという多面的な機能がございいますから、その中で、我々もしつかりと守っていきたい、こう思うわけであります。

守りながらも、しかし、伸ばせるところはしっかりと伸ばしていきたい。伸ばすことによつて、若い皆さんがこの分野で将来頑張っていこうということになっていくのではないかと。何といつても、平均年齢がもう六十六歳を超えているわけでありますから、今までのままでは、守るだけでは、残念ながら守ることができないわけであります。

そこで、我々は、守るためにも、攻めるべきところは攻めなければいけない、この考え方のもとで、例えば、直近では、四十歳以下で就農者が二万人ふえました。これはもう八年ぶりのことであります。全体の人口が減っている中で二万人ふえてきた。もつと多くの方が農業に魅力を感じていただけるような農業にしていきたいと思います。

同時に、このTPPに対して不安をお持ちの皆さんに寄り添いながら、しっかりと支援策を我々は丁寧に御説明していきたい、このように思っております。

○升田委員 私も週末、いろいろ農家の方々とお会いさせていただいて、一番多くこのことを聞いてくれと言われたのは、もう既にこの質問が出ておりますけれども、私からも改めてまたお伺いをさせていただきませんが、今、アメリカでは大統領選挙のさなかであります。十一月の八日にその結果が出る。そのアメリカは、候補者であるクリントンさんも、そしてトランプさんもこれは反対だと表明しているのに、自民党はかつて、反対だ、

こう言ったじゃないか、なのに、アメリカのぐあいをみず、なぜ日本は批准するんだということを農家からよく聞かれるんですよ。

先ほどもこの質問が出てお答えになっていきますけれども、私の口から改めて、どうして安倍総理はこれほど急ぐんですか。

○安倍内閣総理大臣 よく私は、アメリカ追従を何でするんだというところで御批判を受けるわけですが、この分野については、アメリカの方向に従えという御議論が出るわけがございいます。

確かに、今、大統領候補はそういう議論をしております。また、議会においても、選挙を控えて厳しいいろいろな議論があるのは事実でございいます。

しかし、今まさに、アジア太平洋地域に四割の経済圏が誕生しようとしているわけがございいます。ここで日本も米国もリーダーシップをとってルールづくりを行いました。主導的な役割を担ったと言ってもいいと思います。日本が主導的な役割を担って、いわばマルチの貿易のルールをつくったというのは初めての出来事なんだろうと私は思います。

そこで、しっかりと、このTPPについては、大筋合意した以上、日本が、このTPPの批准について議論を進めていく、そしてリーダーシップをとっていくことによつて、米国のいわば承認に對してもいい影響力を与えていく。まさに日本が影響力を与えていく。アメリカが何をやるかというところをしっかりと見ているという日本から、日本がリーダーシップを持ってアメリカにむける影響力を与えていくという立場に今回は立つべきではないか。このように考えたところでございいます。

○升田委員 私は、アメリカに追従してくださいなどと言っております。なぜ農家からこの意見が出るかといいますと、自民党さんが野党のときに「TPP断固反対。ブレない。自民党、こういうパネルを、ポスターを張っていて、そして

今、急にそれと違う態度で臨んでいるから、農家が素直に、これはどうなんだという気持ちになるんですね。追従してくださいとは一言も言っておられませんよ。

それと、次に行きますけれども、これまでのTPPの議論の中で、安倍総理初め農水大臣も、人口減少だから世界に出ていかなきゃいけない、そして、農業を貿易産業化していくんだと。このことは、私は全部否定はしません。しかし、私は、農家に携わっている人のお話を聞くと、貿易産業化といったって、それはみんなができることじゃない、ほんの一部しかできないということなんです。

ここで一つ欺瞞があるのは、みんなができない、ほんの一部しかできないことを、あたかも、やがてみんながやれるような言い回しをするというの、私はさらなる不安を与えていると思います。ここはもううちよつと現状を見て、私は冷静になつてもらいたいと思います。

そこで、貿易、それもいいでしょう。しかし、人口減少の我が国の流れであっても、まだ一億二千万人以上の人口があるわけですよ。あと二十年で一千四百万人も人口が減るという流れは残念ではありますけれども、それでも、世界を見たら、日本は世界で十番目です。一億以上持っている国と比べると、それはそんなにありません。そういうことを考えると、内需創造あるいは内需拡大、こういうことも私はある意味では輸出以上に大事ではないかなと思うんですが、農水大臣、いかがでしょうか。

○山本(有)国務大臣 農業の成長産業化のためには、農産物の輸出促進とともに、御指摘の国内需要の開拓も重要と認識しております。

このため、農林水産省としましては、消費者に對して国産農産物の理解や信頼を高めるための食育、あるいは学校給食等における地産地消の推進、あるいはライフスタイルの変化に対応した加工・業務用野菜の生産や、介護食品の開発や機能性農産物の活用等を通じた医福食農連携の推進等

のさまざまな取り組みを行うことによつて、国内外において新たな需要の創出、拡大を図っていく必要があるというように思っております。

○升田委員 もつと何かよい答弁が出るかなと期待したんですけれども、事務的な月並みの答弁であつたなと思います。

先般、ある農業の大会に出させていただいて、この内需拡大論を述べたら、関係者は二様に、もつとその声を上げてくれと。今、政府は輸出、輸出ばかりだ、だけれども、現実に輸出をしてもうかるのは商社ですよ、農家はもうかりませんよと。海外と貿易をするに当たって、英語が読めたり書けたりしないとこれはできないですから、当然そこに商社が入るわけでありますから、やはり多くの農家に恩恵が感じられるのは、もう一度、この内需拡大なんです。ですから、大臣、そこはよく頭に入れておいてください。

こういうお話を含めこれまでの議論の中で安倍総理から一度も私は聞いたことがありませんので、人口減少の中における内需拡大というのは、これは無謀な話でしょうか、安倍総理の見解をお伺いしたいと思ひます。

○安倍内閣総理大臣 この内需の拡大をしていく上においても、日本の消費者がどんどん手にとつていく、そういうものをつくっていく必要があると思います。ニーズを調べながら、どういうふうにつくっていくかは高く売れるかということも大切でしようし、これはやはり生産者の皆さんにも、また流通の皆さんにも努力をしていただく必要もあります。

我々政府としても機会をつくっていきいますが、それがやはり大切であつて、なぜ我々は輸出をするかといえ、輸出をするためには、ニーズをつかんて販路を開拓して出していく。この努力は内需においても、国内においても生きていくわけであります。

つまり、そういうことをしなくて、例えば、ただおいしいものをつくる、安全なものをつくる、これは、本当に皆さん真面目に日本の農家はやつ

できましたよ。でも、農家を豊かにするために、できるだけ高く売っていく。やはりしっかりとマーケットを調べていく。そして、この時期だったらどこに売れば一番高く売れるかという、マーケットを見ながら、そして需給を見ながら、時期を見ながら出していくということも大切であって、今何をつくれれば高く売れるかということも大切なんでしょう、こう思います。

ですから、ただ農家だけではなくて、農家プラスいろいろな人たちが一緒になってそういう努力をしていくことによって、農家にもちゃんと収入が入るようにしていかなければいけないわけであります。

では、輸出をすれば商社だけが利益がある、これは一面の真実であります。でも、これは国内でも言えることであって、国内でも、私の地元で、東京の有名な果物屋さんに入れている農家があります、とても高く売れているんですが、しかし、実は農家の手取りは少ないんですよ。なぜか。これは交渉力の問題なんです。ですから、この交渉力において、農家だけではなくて、しっかりと交渉する、農家の側に立って交渉する人も必要なんだらう、私はこう思うわけであります。

基本的に、考え方は同じだと思いますが、農家の手取りをふやしていくために何をすべきかというのをみんなで知恵を出していかなければいけない、このように思います。

ですから、我々も今、輸出に力を入れていますし、輸出は伸びています、殊さら輸出と内需を分ける必要もないわけでありまして、輸出に強くなっていけば、当然、内需、国内でも売れるものができていくということもつながっていくのではないかと、私はこう思う次第でございます。

○升田委員 内需の関連で、この機会にちよつと確認しておきたいことがあります。

学校給食なんです、平成二十一年に文科省が、全国の都道府県やあるいは教育委員会の方に、米飯、いわゆる週三回以上になったらいいなというところで、これは省令だと思ふんですけど

も、そういう通知を出されたと思うんですが、あれから六年でしょうか、七年たっていますね。現状はどうなっていますか。

○松野国務大臣 米飯給食実施回数数の全国平均は、昭和五十一年度には週〇・六回でしたが、平成十九年度に週三回、平成二十六年には週三・四回となり、着実に増加をしております。都道府県別の平均を見ますと、全ての都道府県で週三回以上実施をしておりますが、学校別に見ると、完全給食を実施している学校のうち、実施回数が週三回に満たない学校の割合は、平成二十六年で四・二％ということでございます。

この米飯給食については、現在、五五％の学校では、外部の業者が炊飯し学校に納入する委託炊飯により行われていますが、平成二十年度に行つた調査研究によると、委託炊飯の場合はパンよりも納入価格が高いことが米飯給食充実に当たつての課題として挙げられていたところであり、いずれにしろ、文部科学省としては、委員のお話にありましたとおり、平成二十一年三月に、米飯給食については週三回以上を目標として推進するとともに、週三回以上の地域と学校においては、週四回などの新たな目標を設定し、実施回数の増加を図るよう通知を出しており、引き続き米飯給食の推進を図つてまいります。

○升田委員 週三回をクリアしているところも相当あると私も伺っていました。ただ、それがクリアできないところもあるんですね。そこで、その原因はどこにあるのか、そして、それをクリアするための解決策というのはどんなことを考えているのか、それをちよつとお聞かせください。

○松野国務大臣 先ほど申し上げましたとおり、五五％を占める外部の業者が炊飯し学校に納入している形態では、パン食よりも米飯の方が高くつくというところが一つの原因であろうかと思ひます。

あわせて、米飯給食の推進とともに、学校給食におきましては地産地消も推奨しておりますので、その地域における農業構造、産業構造の違い

というのでも一定程度の影響を与えているのであらうかと考えております。

○升田委員 全て米飯を食べなさいと言いますと、うんとかパンとか、その地域の事情もありますから、それは全てというふうにはいかないことはよくわかってはいますけれども、ただ、日本人が日本の米を食べなくなるような日本国というのはあり得ませんので、そういうことを考えていくと、やはり給食では主に米飯を食べさせるんだというところはとても重要だと思います。先ほど私が、内需ということにもこれは関連することでありますから、しっかりと取り組んでほしい。

そして、給食は、お父さん、お母さんが負担金を払っております。私の調べでは、四千四百億ぐらい日本全体でかかっているというんですね。ただ、その中で二割以上が外国産のものを食べているということなんです、約九百億円。こういうところをもつたいないんじゃないですか。こういう思いもあって、私はこれを取り上げさせていたたたんで。

やはり、きょう、小泉委員に私は共鳴するところもありました。それは、手塩にかけてつくつた自分の商品、いわゆる農産物がこの値段かと。これはやはり残念でしょう。ですから、同じ日本人なら、あるいは同じ地域に住む人なら地元産を食べようねというふうな空気を盛り上げていくこともまた内需につながっていくと思ひますので、重ねてこれは御指摘、お願いをしておきたい、こう思ひます。

TPPが進んで、一つ懸念する、あるいは大方の人も持つていると思ひますが、私は、都会と地方の格差がまた拡大していかないかな、こんな懸念を持っております。

青森県は賃金ベースでいきますと日本で最低なんです。そして、一番高いのは東京であります。食料自給率は、青森県は一〇〇％を超えています。東京は二％あるかないかだ、こう思ひます。このことを考えても、TPPでもってなおさ

はいけない。総理が、あるいは政府の方が輸出、輸出と言うものですから、やはりイコール大企業というイメージになつてしまふんですね。

これが懸念されますので、このTPPと格差、都会と地方の格差の問題について、私は、安倍総理にお伺いしたいと思ひます。総理は、この辺、どう捉えていますか。

〔委員長退席、西村(康)委員長代理着席〕

○安倍内閣総理大臣 TPPと格差、あるいは大企業だけではないかというお話でございますが、そもそも大企業というのは簡単に生産する場所を変えていくわけでありまして、かつて、行き過ぎた円高の時代は空洞化が進んでいったわけでございます。しかし、そのときに、下請企業はついていけないんですね。下請企業はついていけませんから、工場を閉めざるを得ないわけでありまして、私の地元、これは若い人たちは五百人ぐらい雇つていた会社なんです、残念ながら工場を閉めることになつてしまつたわけでございます。

つまり、そうすると、大企業では、おまえたち、だめだから要らないというわけにはもちろんいかないわけでありまして、しっかりと雇用を確保しているのはそうした企業。しかし、同時に、この日本を支えているのは、中小企業や、あるいは小規模事業者であります。そこがしっかりとしていないと日本の企業は立ち行かなくなるわけでありまして、我々はずつと中小企業等に力を入れてきた結果、この四年間で中小企業の倒産件数は三割減少しているわけでございます。

こうしたTPPによつて、これは一つのしっかりとしたルールの中で、TPPに加盟している十二カ国の中ではルールの中で知財が守られ、自分たちの輸出が可能になつていくわけでありまして、インターネット等を駆使しながら、現地に拠点を持たずとも、守られ、輸出していく、販路を拡大していくことも可能になつていくわけであり

す。農産品においてもそうでございます。そういうものをしっかりと使っていけば、我々も、た

だ、中小企業、おまえ頑張っていけよということではなくて、ジェトロ等も初め、国がしっかりと支援をしながら、彼らが輸出をしていく後押しをしていきたい、こう思っておる次第でございます。

そこで、都市と農村という意味におきましては、地方におけるさまざまな物づくりにすぐれているところは新たな活路を見出していくことができるわけでございます。また、地方にあっても、TPPに入っている国々の中において関税率が下がりますから、地方にいながらにして、海外に工場をつくらしたり支店をつくらずにも、いながらにしてサプライチェーンの中に入っていくことも可能ということになりますから、いけば、地域に不利な状況をつくらないという状況をつくりたい。

ただ、黙っていてもそういうものができるわけではありせんから、これをチャンスにしながら、しっかりと地方創生を進める中において、地方にとってこのTPPをチャンスにしていきたい、このように考えております。

○升田委員 地方において農業をないがしろにしたら、地方はもたせませんよ、総理。このことだけはしっかりと頭に入れておいてください。

次の質問で、国益と農業について私は議論させていただきます。

農業は、産業だけじゃなくて、これまでも議論に出ていますが、地方の生活の安定に寄与していると思っております。先ほど冒頭、農家の心情は今のようになっていますかという私の問いに対する安倍総理の答弁で、産業、産業という言葉が何度も出てまいりました。ある意味、それは当然の言葉かもしれません。

しかし一方で、いわゆる兼業農家でありませうけれども、小さな所得が地方においては大きな生活の安心になっているという実態を私は訴えたい、このように思います。

例えば、一年で三十万あるいは五十万しか所得の得られない兼業農家はたくさんいると私は思っています。そういう空気感も感じております。こ

れをもつて、三十万、五十万では、これは産業にならないね、雇用にならないね、では、ばつさりやりましようかといったら、六十五歳以上、今、農業に携わっている年齢が六十六歳ですか、きょうは七歳という数字も出てまいりましたが、それは、ある意味では高齢であつても働けるということですね。物すごくいいことです。では、その六十六歳、六十七歳が地方において年間三十万、五十万稼げる場所がどこにありますかということですよ。

加えて、誰しもうが人生の中でいろいろな苦しみがあると思います。お金がなくて、お金を借りにあさくのも、お願いするの、これは相当苦しいことだと思ひます。選挙をやっている人は大なり小なりうなずいていただけるんだろな、こう思ひます。特に、一度お金を借りて戻すんですけれども、戻した後、時を経て二度目に、また貸してくるだろなと思ひて行きますと、大概二度目は断られてしまふんですね。これがどういふわけか現実です。体験談から申し上げていただきますけれども。

今笑ひが出ていますが、実は、みずから命を絶つ人は、もちろん何億の負債が不安になつて絶つ人もいますであらう。しかし、よく社会の現場を見ますと、ほかの人から見たら、その金額か、その金額でそういうことをしてしまつたのかというところ、実は現実にはたくさんいるんですよ。

ですから、私は、このTPPを議論するとき、輸出、貿易、大規模化、それ一辺倒ではなくて、地方においては、貴重な三十万、五十万、あるいはそれ以上の方もいるかもしれせんが、所得を得て、これでもつて安心して暮らせるという実態があるということを、農林水産大臣はおわかりになつていらっしゃるか。

〔西村(康)委員長代理退席、委員長着席〕
○山本(有)国務大臣 実は、昨日、群馬県川場村、人口三千五百人の村の視察に行つてまいりました。

なぜ視察に行つたかといふと、村の診療所にいた七十五歳以上の高齢者、大体、朝、順番待ちが二十五人だつたようでございます。それが、田圃プラザという道の駅で、産地直送、農家が自分で値決めをして、自分で出荷をして、自分で夕方その出荷残をとりに行くというシステムが機能して、なおかつ全体的に出荷者にメールで午前中の売り上げ、午後の売り上げを通知することになつたところ、七十五歳以上が診療所に二十五人集つていた、あるいは順番待ちしていたという人たちが全て、その方々が今ゼロになつたと。ゼロです。

それは、七十五歳以上の方々の農家が、自分でトマトをつくり、自分でナスをつくり、自分でシトウをつくることで、値決めて出荷すること、生きがいになつていくということと収入になつていくということを実感して、毎日が楽しくなつていくというこの実態を見て、私は、久保村長さんにすばらしいこの川場村の道の駅の成果を御披露いただいて、感激をいたしました。

全国津々浦々、こういうことが今展開されている日本の農業というのは決して捨てたものではない、兼業農家だつて夢や希望が現実にあつて、七十五歳以上の方々が将来があるというやうな実感が農業にはあるというように私は確信をいたしております。

○升田委員 今の答弁はよかつたです。三十万、五十万、そういう小さなところにもしっかりと目配りしていかないとだめなんです。

今のやりとりで、一言だけ、安倍総理の感想を聞かせてください。

○安倍内閣総理大臣 つまり、今、山本大臣が言わんとしたことは、農業を生きがいだと思ふ人が随分、どんなふうなふえてきたわけですよ。

これは、まずは自分が値決めするということですよ。ただ農協に出荷するのではなくて、自分で値決めていく。そして、道の駅に入れていくときに、まさに消費者の息遣いを感じながら、自分がつくつたものがおいしいなと感謝されている、こ

こに生きがいを感じているんだろな、私はこう思ふわけでありませう。そう思っている農家というのは随分たくさんいて、農業は確かに大変なんです、私の地元にも、若い人で、本当に農業をやつてよかつたという人が結構いっぱいいますよ、物すごくたくさん。そういう皆さんにもつとふえていただきたいと思ひます。

これは産業面だけで私は捉えているわけではありませんよ。しかし、産業面でも捉えなければいけないということを申し上げているのであつて、ですから、しっかりと産業面でも捉えつつ、そうではない面も大切にしなければいけないわけでありませう。

私の地元というのは、山口県山陰側なんです。ですから、これは農業地帯であります。生産性も高いわけではなせんが、しかし、その中においても、今さまざまな工夫ができてきて、お米もブランド米にもなつていふんです。魚沼産コシヒカリと匹敵するお米をつくつていふし、そして、地鶏に近い鳥の肉をつくりながら、東京においてかなり高く売ることにも成功しているわけでございます。本場の地鶏もありませんけれども、地鶏に近いものの方がたくさんできるものですから。名前、ブランド名を言わせていただきますと、長州赤どり、これは東京でも大変好評を得ているわけでございます。

そういう努力がやはりしっかりと評価されて、それが農家の手取りになつていく、そういう農業をしっかりとつくりたい。そして、今委員がおつちやつたように、兼業農家、あるいはお年寄りとして一生懸命生きがいを持ってやつていふ皆さんにとつて農業を続けられる環境を我々も整備していきたい、再生産を可能にしていきたい、このように考えております。

○升田委員 きょうの地元馬力大会に行きました。挨拶回りをしましたら、有権者から、升田さん、安倍総理に一つだけ言つておいて、答弁は簡潔にしてください、こう言われてもおりましたので、ひとつ簡潔にお願いしたい、こう思ひ

ます。

あと、農水大臣に、先ほどの答弁、三十万、五十万の切実な実態がわかるならば、SBS米についての調査とか報告とかいうのはもつと誠実にやってくださいよ。合わないんですよ、現実が。ですから、あのような気持ちがあるならば、我々野党も国民の代表でありますから、これはもつとしっかりやってください。お願いします。

残された時間、東北復興関係で一、二点質問をさせていただきますと思います。

二〇二〇年に東京オリンピックがあるわけでありますけれども、私は、これを東北の復興にリンクさせてほしい。もちろん政府はやっています。だけれども、もう時間がないので、本当に聞きたいこと、言いたいことに切りかえますけれども、東北の中でも、福島は風評被害で今でも苦しんでおります。この風評被害を脱していかないと、私は本当の復興というのは来ないと思うんですね。特に、福島の未来が開かれていかないと。

二〇二〇年にオリンピックがせつかく日本であるわけですから、世界のアスリート選手やあるいはスタッフの方々に福島の食材を食していただければ、これが世界に向けて、もう安全だという発信に私はなると思っています。大臣、いかがですか。

○山本(有)国務大臣 残念ながら、福島は、香港、あるいはアメリカ、台湾、中国等で、相手国からすれば輸入停止措置にまだあります。それから考えますと、私は、一日も早くこれを打開しなきゃならぬ、こう思っております。

今、輸出相手先として最も大きな香港、しかも大陸を控えた玄関口、ここに、ぜひとも輸入解禁ということ交渉に行つてまいりました。現在、局長級レベルで定期協議をしつてくれるという一歩進んだ形となっております。

その意味において、鋭意、先生のおっしゃる風評被害等を除去して、福島のおいしいものが全世界に展開できるということになるよう努力していきたいと思っております。

○升田委員 私は、二〇二〇年のオリンピック、これを逃したらその機会が来ない、政治的な判断で、普通に言つてタイムリミットが二〇二〇年だと思ひます。その実現が成るか成らないかは、これは安倍総理に相当なる覚悟がないと私はだめだと思ひます。

総理、その覚悟のほどを見せてください。二〇二〇年に福島の食材を世界のアスリートに食べさせて、安心になったよという、その現実をつくつてほしいと思います。

○安倍内閣総理大臣 官邸では毎日福島のお米を食べているところでございますが、当然、世界からやってくるアスリートの皆さんには日本の食材を味わっていただきたい、その中にはもちろん福島産のお米も入りたい、こう思っております。

同時に、今、輸出において、科学的根拠なしに福島産のものが輸出できていない地域があります。でも、この地域は相当減つてきました。ほとんどの国、全てであつたわけですが、先般はシンガポールがとうとう解除してくれたわけでございます。

私は、必ず首脳会談にはその解除を要求しております。首脳会談のときにいつも水を飲んでもらつてゐるんですが、そこに置く水は、福島産の水を飲んでいただいて、それは最初わからなくて相手は飲んでゐるんですが、これは福島産ですよ、私は毎日飲んでゐるし、あなたも飲んで大丈夫ですよと言ひながら、いつもこれを開くように努力をしているところでございます。

まだ残念ながら残つてゐる国が数カ国あるわけであります。全力を尽くしていきたい、このように思つております。

○升田委員 復興五輪を望んで、終わります。

○塩谷委員長 次に、岸本周平君。

○岸本委員 民進党の岸本周平でございます。質問の機会をお与えいただきましたことに感謝を申し上げたいと思ひます。

きょうは、同僚議員から、TPPの協定に入る前に、いろいろな問題点の指摘をさせていただきます。ました。私は、それに加えて、TPP協定そのものではないのですけれども、TPP協定を補完するという形で、それぞれの国が二国間の書簡を交換しております。サイドレターともいいますけれども、その書簡も実は大変重要なものであると思つております。きょうは、保険等の非関税措置について日本とアメリカの間で結ばれた書簡について御質問させていただきたいと思つております。

テレビを見ていらっしゃる方は、そうはいつても、書簡とかサイドレター、初めて聞くことであろうかと思ひます。条約とはどう違うんだというところもあるかと思ひますので、まず外務大臣に、今回、非関税措置については、佐々江駐米大使とフロマン代表の間の書簡という形になっていまして、往復書簡ですが、この書簡の外交上の位置づけと申しますか、どういう意味合いがあるのかについて簡潔に御説明をお願いしたいと思います。

○岸田国務大臣 御指摘の保険等の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡、これは、まず、本年の二月四日に交わされた書簡であります。二〇一三年の四月に日米の間で、日米間の協議結果の確認に関する書簡という書簡を交わしていますが、その書簡に従つて、保険、透明性、投資、知的財産権、規格・基準、政府調達、競争政策、急送便、そして衛生植物検疫措置、こういった分野における非関税措置について交渉を行いました。

そして、その交渉においては、我が国の制度に問題がないことを説明しつつ、粘り強く交渉を続けたわけですが、その結果、この各分野において、我が国として既存の国内法令を適切に実施していくことを確認したり、もともと自発的にとることとしていた措置等の内容を文書に盛り込む、こういったことによつて、日米双方に受け入れ可能な形でまとめた、これがこの文書であります。そして位置づけですが、これは、国際約束ではなくして、法的な義務を我が国が負うというものではない、こういった内容の書簡であります。

○岸本委員 今御説明があつたとおりでありますけれども、この書簡に基づいて、日本政府はアメリカに対して、そうはいつても約束をしているわけであります。

この書簡というのは、お手紙自体は、英語でそれぞれA4一枚のレターであります。非常に形式的なレターであります。日本側から出している書簡には、日本語に翻訳しますとページ数があふるんですけれども、A4二十九枚分、約三十枚分の約束がたくさん書いてあります。これは後で説明しますけれども、アメリカ側からは一つもありません。アメリカ側からは一つもなく、一方的に、日本政府はこうします、ああしますという約束をさせられているわけであります。

ここは同僚議員の皆さんと私は気持ちは全く同じでありますけれども、アメリカは、経済的にも、あるいは防衛的にも大変重要なパートナーでありますから、これまで私も、霞が関におりましたときは、国際金融の分野で一緒に仕事をいたしました。重要なパートナーであります。今回の協定に関する書簡は、余りにも一方的に、我が国があたかもアメリカの植民地であるかのよう、そういう内容になつてははいしないか。大変残念であります。これは同僚の議員諸君にもぜひ聞いていただきたいわけであります。

そこで、まず最初に塩崎厚生労働大臣にお伺いをしたいと思います。

今、岸田外務大臣がおっしゃいましたように、衛生植物検疫の部分のレターであります。これが、ぱつと読んでも、なかなか何を意味するのかというのがよくわかりませんので、塩崎大臣に解説をしていただきたいと思ひます。

こう書いてあります。「厚生労働省は、収穫前及び収穫後の両方に使用される防かび剤」、カビを防ぐ薬ですね、「防かび剤について、農薬及び食品添加物の承認のための統一された要請及び審議の過程を活用することにより、合理化された承認過程を実施する。わかりますか、皆さん、どういう意味か。私にはわかりません。

大臣、これはどういう意味ですか。具体的に回答いただきたいと思います。

○塩崎国務大臣 サイドレターで、今御指摘の点については、三つほど、収穫後の防カビ剤、食品添加物、それからセラチン・コラーゲン、こういったものが触れられているわけでありまして。

御案内のように、今御指摘いただいた、並行交渉で作成したサイドレターでは、我が国は、今御指摘をいただいた防カビ剤の使用については、収穫前の農薬の承認手続と、収穫後の、これは日本は食品添加物として扱うものですから、その承認の手続をあわせて行うこととしたということでございまして、同じ防カビ剤であっても使用のタイミングによって手続が異なるというものを一体的に実施することで手続を迅速化するということ。

それから、これは審査そのものの簡略化ではなく、食品安全に関する基準の変更は行われないというものでございまして、当然のことながら、我々にとって大事なものは食品の安全確保でありまして、今申し上げたとおり、これは手続上、収穫前の農薬としての扱いと収穫後の食品添加物としての扱いをしている日本と米国との扱いの違いを簡略化して一緒に扱うということでございます。

○岸本委員 ちょっと違いまして、実は、日本では、農薬というのは収穫前しか使っちゃいけないんですよ。収穫した後の農薬の使用は禁止されています。日本では、ですから、例えば日本でレモンをつくれた農家は、収穫前は農薬を使ってレモンをつくるができます。しかし、収穫した後、そのレモンに農薬をかけることは許されません。

ところが、アメリカからレモンを輸入しようとして、時間がかかります。カビが生えますので、アメリカで収穫した後のレモンは、農薬をかけないとカビが生える。禁止されていますからね、日本では、イマザリルという典型的な農薬がありますけれども、なので、アメリカに言われて仕方なく、食品添加物という名目で添加している

よ、こういうことになっているのであります。一方的にアメリカからそういう措置をとらされているというのがまず現実にあるわけです。これはなかなか私たち国民には知らされないことであります。

さあそこで、そうなりますと、次に大きな問題が出てまいります。食品添加物になりますと、スーパーマーケットで売るときに、当然、食品添加物ですから表示しなければなりません。皆さん、スーパーで見てください。輸入しているレモンの袋にはいっぱい書いてあります。イマザリル、フルジオキシニル、アゾキシストロビンなどと書いてあるんですね。怪しいですね。いっぱい書いてある。うわっ、このレモン、いろいろ振ってあるんだ、イマザリルって何だろう、聞いたことがないよなと。

だけれども、これはまさに先ほど玉本委員が語る説明したように、演繹的に、そういう農薬なり成長ホルモンが本当に医学的に問題なのかどうか、これは徹底的に検証する必要があるでしょう。いろいろな意見があるでしょう。それは科学的にやればいい。しかし、消費者は、少なくとも、添加物がどういうものなのか、成長ホルモンが入っているのか入っていないのか、農薬が収穫後振られているのか振られていないのか、知った上で買えればいいわけですね、まずは。

そうすると、アメリカは困るわけですよ、イマザリルと書いてあるとお客さんが買わないから。そこでアメリカが何と言ってきたかという、表示はすると言ってきたわけですね。表示しないでください、こういう要求をされていて、食品添加物としての審査はやめてくれ、こういうことを言ってきたりしますけれども、今回合理化された承認過程で、食品添加物としての審査はやめるというわけではないということを確認したいと思

います。

○塩崎国務大臣 やめるわけではございませんで、添加物としてしっかり見ていくということでございます。

○岸本委員 今、私の敬愛する厚生労働大臣の御発言ですので、しっかりと議事録にも残りますので、国民の安心、安全のために、ぜひしっかりと審査をしていただいて、表示の方もしっかりとさせていただきたいと思

います。

ただ、これまた、三項目めというか同じところなんですけれども、こういうことも書いてあるんですね。これはアメリカに対する約束ですよ。どこでこの問題を審議するかというところまで書かされているんですよ。「薬事・食品衛生審議会における審議の過程においては、農薬・動物用医薬品部会及び添加物部会が合同で審議を行う。」そこまで約束されているんですよ。

これは国内の、厚生労働省の審議会の話じゃないですか。厚生労働省の審議会の仕方までレターで約束させられる。私たちは植民地なんですか、皆さん。どうしてもその辺が私には残念でなりません。

そこで、輸入農作物には、今言ったほかにも、さつき玉本委員が指摘した成長ホルモン、成長促進剤ラクトバミン、あと遺伝子組み換えの問題もあります。これは、ちょっとさつき玉本委員が指摘した成長ホルモン、成長促進剤ラクトバミン、あと遺伝子組み換えの問題もありませんので、日を改めてまた塩崎大臣と議論したいと思いますが、この問題はここで済みますので、塩崎大臣は、どうぞ御退席いただいて結構でございます。

それで、たくさんあるんですが、時間が限られていますので、きょうは財務大臣にも来ていただいていますので、金融担当大臣としての麻生大臣にお聞きをしたいと思

います。

保険のところでありまして。

これもいろいろ書いてありますが、サイドレターの中では、かんぽ生命保険の問題が非常に大きく取り上げられております。

ちょっと長いので細かく読みませんが、保険の分野でのサイドレターの肝、ポイントは、日本郵政の販売網へのアクセスですね。日本郵政の販売網へのアクセスを非常に重視しています、アメリカ側は。微に入り細をうがって、日本郵便と

かんぽ生命保険が内外の民間保険サービス提供者とビジネスアライアンスを組むように、コラボするよう

に推進しているわけですね。

それを日本政府が何で約束しなきゃいけないのか、よくわかりませんけれども、これを読むと、ああ、なるほどと。かんぽと内外のビジネスとのコラボにここまでアメリカが関心を持つのはなぜか。アフラックの商品が今郵便局の窓口で販売されているんです。ああ、そういうことだったのかということがこれで一つわかるわけでありまして。

これは、皆さん、ホームページでとれますので、現物をぜひ見てください。ああ、アフラックのがん保険はこういうことだったのか。

皆さん、それで、余談ですが、郵便局の窓口はすごく困っているんですよ。というのは、がん保険はかなり普及していますので、大体もう皆さん入っていらっしゃるんです。それが、新たに窓口で販売しなきゃいけないので、ノルマがあえちゃって困る。ノルマと言っちゃいけないんですよ、目標なんです。ということで、現場は困っていらっしゃるんです。

いずれにしても、アフラックの保険が郵便局の窓口で販売されたのは、まさにこういう二国間の書簡を読んでいると背景が見えてくる、こういうことでもあります。

金融担当大臣にお聞きしたいんですけども、金融庁には監督局というのがあります。監督局の下には郵便貯金・保険監督参事官室というのがあります。保険課というのがあります。監督局長は、監督局の中にある参事官室と保険課に対して指揮命令権はあるんでしょうか、ないんでしょうか、お答えください。

○麻生国務大臣 あります。

○岸本委員 当たり前です。それは、行政組織です。金融庁監督局の下にある部課は、その監督局長の指揮命令系統に入るわけでありまして。しかし、この書簡には、何と、そのことを書かされているんですよ。金融庁監督局の下にある参事官室と保険課は金融庁監督局の監督に服するも

のであると書いてあるんですね。

何でそんなことを書かないといけないんですか。当たり前のことが、何でそこまで約束させられるんですか。おかしくないですか。山本農林水産大臣、おかしいと思うでしょう。そんな顔をされていますよ。いやいや、農林省でそんなことがあったらおかしいでしょう。本当に、何でもかんでも佐々江大使がフロマンさんにお手紙を書かなきゃいけないんですか。

外務大臣、これをお読みになったと思うんですけども、違和感はないでいいませんか。

○岸田国務大臣 この書簡の性質、成り立ちについては、先ほど説明したとおりであります。

その中で御説明したように、この内容は、我が国として、既存の国内法令を適切に実施していることを確認する、あるいは、もともと自発的にとるでまゝと措置を文書に盛り込む、こういった形でまゝとっております。

ですから、当然、我が国としてやっていること、やるべきこと、これが内容に盛り込まれておりますので、今御指摘の点についても、従来、我が国として当然やっていること、これを改めて確認したものにはすぎないと認識をしています。

○岸本委員 それをアメリカが信じていたら、こういうことは書けと言わないんですよ。アメリカがこの書簡を求めるといことは、いや、本当かな、本当に参事官室と保険課は金融庁監督局長の言うことを聞くのかなと心配だから聞くので、そうでなかったらこんなことを書かない。もしそうだったなら、ありとあらゆることを書かなきゃいけないじゃないですか、保険関係の。保険関係の中でここのだけ書くというのは、そこに疑問があるからです。

なぜか。もう一つ言います。これは本当に、私は、初めて読んだときに腰を抜かしました。何と書いてあるか。

これは、ちょっと文章で言うであれですけど、簡単にダイジェストしますと、総務省から金融庁の参事官室に向向者がいるだろうと。総務省

というのは旧郵政の監督をしていましたから、今でもひっきりかきがあるんですよ。総務省の役人が金融庁の保険関係の、郵便貯金の保険のところの参事官室に向向しているだろうと。この人が総務省のスパイとして、これはちょっと言い過ぎです、そこは書いていませんけれども、総務省の方にレポートしたり、総務省とつるんで、なぜか、かんばや郵便貯金に得な取り扱いをしないように、あくまでもこの出向者あるいは派遣された人は金融庁の上司にだけレポートしなさいと。

これを読みますと、日本語訳ですが、「総務省から異動し、又は派遣され、(株)かんば生命保険に對する監督責任を有する金融庁職員が金融庁の関連部署の長に對してのみ報告することを確認する。」と書かされているんですよ。ここまで書く。

日本政府として当たり前にやっていることでしょ。全ての省庁の中でこのことは守られているにもかかわらず、金融庁の中でもですよ、かんばについてのみこういうことを書かされているというのは、岸田外務大臣の今の御説明では説明はつきません。アメリカ政府がここにピンポイントで疑問を持っているから、ここまで書かされているわけでありまして。

そういう意味で、ここまで日本政府がやっていることを確認するというのは……(発言する者あり)そうですね。だけれども、それは、わざわざ、なぜこんな、出向者が総務省から監督庁に行っているとかよく調べましたねという話ですよ。そこまでは、敵と言つては失礼だ、アメリカ合衆国政府は、調べに調べて、かんばと郵便貯金については私たちの影響を何としてでも及ぼしたいという考え方があるからこそ書かせるわけ。だって、ここのだけ選んでいるわけですから、非常に不自然ですよ。

そういう意味では、こういうことまで約束させられているのか。いや、一事が万事なんですよ。一事が万事なんです、岸田外務大臣、おっしゃりたいことがあれば、どうぞ。

○岸田国務大臣 御指摘の文書は、先ほど申し

上げましたが、二〇一三年四月に日米間で交わした書簡に基づいて、幾つかの分野における非関税措置について協議を行ってきました。そして、交渉をずつと行つた結果として内容をまとめたわけですよ。

そして、その内容において米側からさまざまな指摘があったわけですが、我が国としては、この指摘は、我が国の国内法によつて既にやっていること、当然国内で行われていることばかりです。で、何の異存もありません。この文章を盛り込むことによってこうした書簡をまとめることができるといふことでありますので、それを改めて書いてまゝであります。

加えて、先ほど申し上げました、これは国際約束ではありませんので、法的拘束力はありません。当然のことを書いたのみですので、それ自体問題はありませんが、なおかつ、この文書自体、法的拘束力はないということもぜひつけ加えたいと思います。

○岸本委員 法的拘束力がないのはわかつていますよ。だけれども、レターとして文書に残り、日本政府としては、やはり公になつていきますから、それは政府としての約束ですよ。

そこで、もうこれを言い出すと朝までやつちゃうんですけれども、五時に終わりますから、十五分で終わりますが、ほかにもこんなものもあるんですよ。かんば生命保険と独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構間の再保険契約のコピーを米政府に提出する。ここまでやっているんですよ、皆さん。これが紙になつて、文書になつて……(発言する者あり)提出しているんですよ。しかも、それがこの紙に書かされちゃっているんですよ。

あるいは、かんば生命保険には、毎年一回、貸借対照表や損益計算書を公表させると書いてあるんですよ。やっていますよ、かんば生命も。四半期に一回やっていますよ、四半期に一回。それは、やっていることを確認するというのはそうなんです、ここの部分についてアメリカがどれ

だけ関心を持っているのか、どれだけ日本政府を信じていないか、どれだけ日本政府を追い込んでいくのかというすばらしいドキュメントになるわけですよ。それが私は悔しいんですよ、日本人として本当に。これは、やっている、当たり前のことを確認している。

では、それだったら、次に行きますと、入札のところもそうなんです、政府調達、入札談合。「入札談合」という項目があるんですね、しっかりと。これも、入札談合をわざわざ取り上げて、米政府は日本政府に対して、もし日本政府が入札談合とかをちゃんとしていると、していないから興味があつて、わざわざ書簡を結ぶわけですよ。

入札談合はいろいろな問題があつて、日本政府も標を正して随分と改善してきているわけでありまして、何も合衆国政府に言われてやらなきゃいけないものじゃない。ちゃんとした法整備もしているわけですから、例えば、中央政府の調達機関によるカルテル、入札談合及びなれ合いの防止に関する研修プログラムを定期的に実施せよと書いてあるんですよ。いや、放つておいてくださいよ。放つておいてください、そんなものはやっていますよ。やっているから書いてもいいというんじゃないんですよ、これだけアメリカ政府に信用されていないということじゃないですか。

「職員による自らが監督し、又は規制する企業への求職、政府による職員及び退職した職員の再就職のあつせん並びに退職した職員による退職前の政府内での在職部署に對する便宜の要求を禁止することにより利益相反の排除を要求する」、これは、ここまで書くんですか。これは国家公務員法に書いてあるんですよ。この国家公務員法にちゃんと執行しますと書かされているんですよ。

それは当たり前のことだとおっしゃるが、何でもかんでもアメリカ合衆国は興味を持つんだ。日本国政府を信頼していないからですよ、この分野において。だからわざわざこういう書簡を書かせるわけでしょう。だって、ほかに行政の分野はたくさんあるわけですから、そこからわざわざ選ん

で、非関税措置に關して、保険、透明性、投資・企業等の合併及び買収、政府調達、衛生植物検疫、あと大臣がおっしゃられたものがありますけれども、これが今の私たちがTTP協定を結ぶ際に置かれている状況なわけでありますよ。

TTP本体の、本当にいろいろな、とるものもとれていない、守るべきものも守れていないという一つの空気が、証左がこういう書簡にあらわれてきていると私は考えますが、総理、どうですか。おかしくありませんか。

○安倍内閣総理大臣 これは、岸本委員もよく御承知のとおり、交渉し合うわけですから、交渉者同士が相当の交渉をし合うわけですよ。こちらには書けないものもいっぱい言ってますよ。しかし、彼らも、向こう側の交渉者としても何か得なさいいけないわけですね。

そこで、岸田大臣が答弁をさせていただいたように、これは既にやっていることばかりですから、そんなものを書いたって我々には何の痛みもないわけですよ。ですから、ああ、それでいいのかという感じですね、正直に申し上げて。しかし、向こうとしては、それを書かせていますから、日本にこれを書かせてきたよということを持っていられるということでもあります。

これは、全体の、日米でさまざまなことを議論しますから、その中においても既にやっていること。であれば、これを書いたって、岸本委員のお気持ちとしては、では何で政府がそんなものを書くんだ、そういう気持ちになる場合もそれはあるかもしれませんが、しかし、これはまさに厳しい交渉で、我々が書けないこともいっぱい言ってきた。それは我々は拒否をしているわけですから。書けることは書いて、向こうが何か獲得したというふうな気持ちを持てるか、あるいはまた、本国に帰って、これをとってききましたよと言て見せられるのであれば、我々は別に、それを書かせたって、既にやっていることですから。

これは、日本が疑われているかどうか。いわばそれは、全ての国々がしっかりと、果たしてちゃんと公平な取り扱いをしているかどうかというの

は、お互いに、国と国、国益と国益がぶつかっているんですから、そういう疑いを相手に持つということとは間々あるわけでありますが、基本的には、日米は同盟関係でありまして、深い信頼関係にはあるわけでありまして、いわば経済をめぐると交渉というのは非常にシビアにお互いに行っているということでありまして、私は、何ら問題はない、このように考えております。

○岸本委員 例えは、それは、アメリカの向こう側に、まず関心事項だけしかレターで出さないわけですよ、その向こう側に圧力団体があつて、それだけ日本に攻めてきているということなんです。

そのことと、そして今、アフラックの問題も申し上げましたけれども、二国間で、これは本当に、アフラックの問題、もちろん、私も大蔵省にありましたので、日米の保険協議、長い間の歴史があります。本当に長い間の歴史があるので、いろいろな背景については申し上げませんけれども、結局、この書簡の背景を見ると、アフラックの窓販というのを日本としてのんだということに読み取れるわけでありまして、そんなに、皆さんがおっしゃるように、書いていいんだつたら書かせてやったよという話ではないということでもあります。

二国間で、これからのいろいろな日米の問題があるでしょうけれども、それに對して一方向的に押されている感じがここにもにじみ出ているということをお願いしたいのと、あともう一つ岸田さんに申し上げたいんですけれども、では、入札談合するなというような書簡を日本は他の十一カ国と結んでいますか。そういう書簡を他の諸国に書かせていますか。

○岸田国務大臣 御指摘のような文書は、先ほど申し上げました二〇一三年四月からの交渉の結果として日米の間で交わった書簡であります。こうしたやりとりは国によつて違いますので、こうした形での書簡をやりとりしているのは日米の間だけと認識をしています。

ただ、いずれにせよ、政府調達にせよ、公務員にせよ、かんば生命にせよ、検疫にせよ、何か新たな義務が我が国に生じたというのであるならば、交渉において向こうの要求に応じたということとなんでしようが、新たな義務は何も我が国には生じておりません。あくまでも、現状において、我が国がやっていることを改めて書き込むことで書簡がまとまるのであるならば、これでまとめましょうということでもとめた書簡であります。

○岸本委員 まさに、こういう書簡を書かないとまとまらないことが問題だと言っているんです。

例えは、では、マレーシアに対して、ブルネイに対して、入札談合するな、そんな書簡を要求したら失礼千万じゃありませんか。岸田外務大臣のような立派な方はそんな書簡を要求しようなんてされないと思いますよ。そういうことを申し上げているんです。

○岸田国務大臣 交渉です、これは相手がある話です。そして、二〇一三年からずっと交渉を行って、相手との交渉の結果、こうまとめようではないかということで書簡をまとめることになりました。そこには何を盛り込むのか、向こうとの話し合いの中で結果が出てくると思います。他の国においては、経緯も違いますし立場も違いますので、こういった文書は結んでいませんが、日米の間においては、今申し上げた経緯のもとに、こういった書簡をまとめようということで、まとめるために、今我が国が既に行っていることであるならば、書簡に書き込むことを我が国としては了承したということですよ。

いずれにしても、新しい義務が生じておりませんし、そもそもこの文書自体、法的拘束力がないということを重ねて申し上げたいと思います。

○岸本委員 これ以上やると水かけ論にはなりま

すけれども、いや、それはわかっていますよ、法的拘束力がないことも、義務がないことも。ただ、それぞれピンポイントで、日米の、パートナーの国でこういうことが問題になり、そしてそれを書かされている、その中身が余りにもひどいじゃないかということでもあります。

最後に、もう時間もありませんので一つだけ御指摘をさせていただきますと、例えば、「投資・企業等の合併及び買収」についての項目のところで、結局、いろいろなコーポレートガバナンス等の問題についてを含め、規制改革会議というのが出てくるんですね。規制改革会議の提言に従って日本政府は必要な措置をとれ、こう書いてあるわけですよ。いや、それは当たり前のことだと思っ

しやるかもしれない。それはそういうことでしよう。しかし、何でアメリカ政府に対して、規制改革会議の提言に従え、日本政府は規制改革会議の提言に従いなさい、規制改革会議はきちんと審議をなささい、そういうところまで書いてあるわけですよ。

それは、おっしゃるとおり、今やっていることだし、法的義務はないとおっしゃるけれども、こういうレターを書かなければまとまらないという日米関係について、これは与党、野党関係ないと思うんですよ。我々立法府として、行政府と一緒に、宗像秘書官と一緒にやりましたよ。これまで長年続いてきた日米のいろいろな交渉の形をそろそろ変えようじゃありませんか、本当に。このTTP協定、私たちが、ハイレベルの経済連携協定はもちろん賛成の立場です。今回は、中身が余りにも私たちの理想と違い過ぎるということで反対していますけれども、日米の間、特に米国の関係について、これまでずっとやられてきたようなことをこの書簡でやるよりは、一度、ひとつ、本当に立法府として、行政府と一緒にやって、もう少し対等のパートナーシップが持てるように頑張っていきたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

いました。

○塩谷委員長 次回は、明十八日火曜日午前八時三十五分理事会、午前八時五十五分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十九分散会

平成二十八年十一月一日印刷

平成二十八年十一月二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局